

## 第三次環境基本計画（案）に対する意見募集の結果

本年2月3日（金）から2月28日（火）の間、「第三次環境基本計画（案）」について広く意見を募集したもの。

メール78通、郵送6通、FAX8通、計657件の御意見を頂いた。

（意見対象箇所）	（意見番号）
前文、序章	1～27
第一部第1章	28～82
第一部第2章	83～134
第二部第1章	135～472
第二部第2章	473～620
第三部	621～634
全体への意見、その他	635～657

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（前文、序章部分）

番号	整理番号	意見
1	0	経済的側面、社会的側面、環境的側面を統合的に捉える「統合的アプローチ」を基本的考え方とした施策を推進することは賛成である。
2	0	環境と経済の好循環による「より良い環境のための経済」と「より良い経済のための環境」の実現を、目指すべき方向性としていることに賛同する。 自動車関連総合団体である（社）日本自動車会議所は、クルマ社会の健全な発展に貢献するため諸課題に取り組んでいる。当会議所はかねてから持続可能な社会の構築を事業の核と位置づけており、今第三次環境基本計画（案）が目指している「持続可能な社会」の実現に向けて、志を等しくするものである。また、今基本計画案が、環境と経済の好循環による「より良い環境のための経済」と「より良い経済のための環境」の実現を、目指すべき方向性として強く打ち出していることに対し、賛同するものである。
3	0	経済的側面、社会的側面、環境的側面を統合的に捉える「統合的アプローチ」を基本的考え方とした施策を推進することは賛成である。
4	0	環境と経済の好循環による「より良い環境のための経済」と「より良い経済のための環境」の実現を、目指すべき方向性としていることに賛同する。
5	0	「国は各行政部門において環境保全の施策を一層強力に進めていきます」との記載について。 施策の統合的展開で障害になるのは、地域行政を含め行政機関内の縦割りによる各省庁間、各部局間、部署間、などの不一致、意見対立、業務責任や施策の違い、権益固執、優先性や認識度の差があって、一致した政策の具体化を妨げている。 それぞれの主体の取組の中でリードすべき主体である行政機関内の不一致が適切な前進を阻害している例がある。政策一致、協調して具体化できる行政機構の改善を計画に示してもらいたい。
6	0	前文で「環境の世紀」と謳っているが、環境は永続的なもので今に始まったことではない。「環境について見直す世紀」の方が分かりやすいのではないか。
7	10002	・環境基本計画に「環境再生」の理念をしっかりと位置づけるべきである。公害や環境破壊によって被害を受けた地域は、自然環境の再生だけでなく、人々の暮らしやコミュニティ、アメニティの再生が必要であり、そのことは環境の世紀といわれる21世紀の重要課題の一つである。 ・公害地域における住民たちの再生活動は、大阪・西淀川をはじめ、川崎、倉敷、尼崎、名古屋と全国的に展開してきている。しかし、それらの取り組みが一層前進するためには、環境や地域の再生が環境基本計画や環境政策に正しく位置づけられるとともに、行政、企業、市民などさまざまな主体の協働した取り組みが不可欠であり、そうした参画の仕組みづくりが必要である。
8	10003	「地球環境が取り返しのつかない破局に向かって」とあるが、「破局」は言いすぎではないか。 「状況」と修正したほうがよいのではないか。
9	10003	「地球環境が取り返しのつかない破局に向かって」とあるが、「破局」は言いすぎではないか。 「状況」と修正したほうがよいと思われる。
10	10003	「地球温暖化による気候変動がその原因」「地球温暖化による異常気象がその原因」 「気候変動」は地球温暖化も含めた、様々な気候の変動を意味することばなので、「地球温暖化による」とした場合は、「異常気象」の方が適切である。
11	10003	「地球環境が取り返しのつかない破局に向かって」とあるが、全地球的に見て、「現状がベスト」という証明がないのに、一方的に悪化していると見るのは不遜であるので、この部分は全面的に削除すべきである。
12	10003	「地球環境が取り返しのつかない破局に向かって」と記載されていますが、「破局」は言いすぎではないか。「状況」と修正したほうがよいと思う。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（前文、序章部分）

番号	整理番号	意見
13	10003	<p>「環境劣化」のかなりの原因が、都市部への人口の集中化と、それに伴う農村部の過疎化、にあることを指摘すべきである。したがって、対策としては、里山への、人口と仕事の移転をはかることが重要である。</p> <p>特に、団塊の世代が定年に達することによってまもなく発生する大量の前期老人群（軽労働ならば十分に働ける老人）を活用することが日本の国策として望ましい。里山への人口移転は、この人的資源をターゲットとして有効活用することに組み合わせるべきである。</p> <p>新しい軽労働の開発により、里山に健康と文化とよい環境と、さらにいくらかの生産性を呼び起こすことができよう。</p>
14	10003	<p>（１）「世界に目を向けると、近年ますます増大するとともに一層のグローバル化が進む人間活動が地域での環境の劣化を引き起こしている場合があり、住民が生活を送ることが困難になったような事例も生じている」とするが、問題なのはグローバル化一般なのではなく、「経済のグローバル化」であり、これを推進している多国籍企業であることを明示すべきである。</p> <p>（２）「人間の健康にも関わる深刻な国内的な課題」として、アスベスト問題、廃棄物の不法投棄、外来種による生態系などへの被害をあげているが、大気汚染や水質汚濁、道路や空港の騒音などの従来型の公害もいまだ深刻な状況にあることを明記すべきである。また、こうした公害の被害者救済もいまだ重要な課題であることを明記すべきである。</p>
15	10004	<p>人口推移の動向</p> <p>『人口減少化時代』が始まったことに対し、今後「環境負荷の減少要因」、「健全な社会経済と環境保全の担い手の減少」と記述されているが、もう少し突っ込んだ見解が欲しいと思われる。日本の人口、世界の人口の推移は、今後の環境問題を考える上で大きなポイントになると感じている。今回の基本計画で示すのは難しいかもしれないが、目標年度内に、今後30年位のオーダーでの、日本及び世界の人口推移と環境問題への影響についての複数のシナリオが提示できたらと考える。</p> <p>「人口の減少」は環境影響要因の一つですが、人口が減るからといって環境負荷が減少する、担い手が減少するとは限らない。人口が減少しても、核家族化の進行、環境負荷の高いライフスタイルの進行が止まらなければ、環境負荷は必ずしも減少しないと思われる。また、人口が減少しても、一人一人の環境保全意識が向上し、それに基づく行動をすれば、人口の増減とは関係なく環境は改善されるものと考ええる。</p> <p>以上の事も踏まえ、今後の環境政策の中での「人口問題」の位置づけを明確にしていただけたらと考える。</p>
16	10004	<p>「環境的側面、社会的側面、経済的側面が複雑に関わっている現代において、…環境配慮が織り込まれていく必要があります。」と述べているが、この問題を正面から、歴史的に認識する必要がある。</p>
17	10005	<p>今日の環境課題は、きわめて具体的であるにも関わらず、10006～8のような精神訓話的3つの基本なるものを介在させて考える必要があるのか、心に突き刺さるものは感じない。</p> <p>もっと、メリハリを付けて、今後10年間の課題を明確に打ち出していいただきたい。</p>
18	10006	<p>「物の面から見た環境と我々の関わり」において、「環境は有限な公共財」を加筆すべきである。</p> <p>(理由) *12402に「環境は有限な公共財」として環境についての基本的認識が記述されているが、「太陽の光、大気、水、土壌及び動植物などの生物」という「環境」と我々の関わりの大前提として「市場」との関係だけではなく、重ねて記述されるべきである。そうであれば、*10009の「“持続可能な社会”」が、環境保全による公共の増進でもある旨も明示されることになる。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（前文、序章部分）

番号	整理番号	意見
19	10007	<p>「精神的健康な生活」という文言のみであり、具体的な施策、たとえば「労働者、高齢者のうつ対策」という明確な記載となっていない。</p> <p>SAICM行動計画中にある「子どもへの環境配慮」は「将来世代」という文言によって予想されるが、その定義と実現時期が非常に曖昧となっている。また、別箇所記載しているのか。</p> <p>心の面から見た環境と我々の関わり                      「（略）環境保全を考える際には、精神生活を豊かにするための環境という観点から（略）環境と我々との生活に生き生きとした関係を守り育てていくように・・・」とすべきである。</p>
20	10009	<p>持続可能な社会の定義として、わかりにくいと思うし、このような社会をめざすために各主体に求められていることも言及されていないように見受けられる。</p> <p>先にパブリックコメントを締め切った「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画案では、より簡潔に、各主体に求められる態度も含めて定義をしている。国が進める計画案として、基本となる概念については統一することが望ましいのではないか。</p>
21	10012	<p>各項目の記述は理解し難い。記述をわかりやすくしてもらいたい。</p>
22	10012	<p>（「参加」の内容）：下から2つめ 国民の意思決定について                      特に地方行政機関は市民が参画できる仕組みが整うことを期待する、ことを追記すべきである。</p>
23	10014 10015	<p>「社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくこと」が、今求められている。</p> <p>「大量生産、大量消費、大量廃棄の構造を転換し、持続可能な消費、生産パターンを定着させることや生物多様性を確保すること」「環境、経済、社会の統合的向上ないし発展」はいずれも理想である。現実には、そのような方向転換の兆しは見えるものの、進展するには至っておらずまだまだ足踏み状態である。例えば、先に意見募集が行われた「容器包装リサイクル法改正案」でも、「拡大生産者責任」に踏み込むには至らず、考え方の一つとして示したに過ぎない。</p> <p>環境省による環境政策のリーダーシップにより、統合的な施策が進展することを、切に望んでいる。</p>
24	10015	<p>「拡大生産者責任」とは循環型社会形成推進基本法第11条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項を根拠としたものと解釈されるが、責任は前述の法律の条文で規定される範囲とすべきである。</p>
25	10015	<p>『「拡大生産者責任」などの新しい考え方についても活用していくことが...』                      修正：活用の妥当性と効果を検討した上で活用していく...                      理由：サプライチェーン各主体の本来の責任を果たすことが第一であり、無制限に適用すべきではない。</p>
26	10018	<p>「2025年頃までに実現すべき～」とあるが、「2025年」を目途とした理由はなにか。                      理由はどこかに明記すべきである。</p>
27	10018	<p>「2025年頃までに実現すべき...」とあるが、「2025年」を目途とした理由はなにか。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
28	11001～11115 1節全体	<p>環境の現状について具体的なデータを示し分析結果を記載する必要がある。</p> <p>本計画は「21世紀をよりよき100年としていくための理念と道筋、政策の大綱」を示したものであり（ 0 ）、「2025年頃までに実現すべき社会を見据えながら」（ 10018 ）、また「50年といった長期的な視野を持った取組の推進と超長期ビジョンの策定」に努める（ 12602 ）とのことである。つまり、環境政策についての国家100年の計を定めるものということであろう。</p> <p>本計画中にも記載されているように、環境政策においては、長いスパンでの見通し・計画をもちつつ当面の課題と中長期的課題に取り組むこと、取組の成果の見極めや計画・施策の見直しも長い目で振り返ってみて行うことが必要である。</p> <p>本計画が示している2025年、50年後、100年後という時期には、政策担当者も社会を支える国民も世代交代している。彼らが、50年後、100年後に本計画に基づく施策の成果の見極め・計画の見直しをすることができるようにするためには、本計画策定時における現状がどのようなものであったのかについて、抽象的な現状認識だけでなく、判断の基礎となったデータを示しておくこと、そのデータに基づく具体的な分析と結果を記載しておくことが必要である。</p> <p>ところが、本計画では、第一部第1章第1節になら具体的なデータを示さずに現状についての認識が記載されているにすぎない。</p> <p>本計画を長期的施策の大綱を示すものとしようとするのであれば、第3次環境基本計画を策定する時点での環境の現状について、具体的なデータを示しつつ、現状分析を詳細に記載しておく必要があると考える。</p>
29	11102	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今日の環境問題の態様は、産業公害と開発に伴う自然の減少が課題の中心であった高度経済成長期までの環境問題とは大きく変化しています」とあるが、そうであるならば、なぜ、いまだに公害問題がなくなるのか。なくなるどころか、アスベスト問題などあらたな公害問題が表面化している。それは、過去に学ぶ姿勢がないからではないか。公害問題がなぜおこったのか、どう対策をとればあれほどの健康被害、自然破壊を出さなくてすんだのか、といった、公害発生メカニズムやそこから導き出される教訓に学ぶことの重要性を環境基本計画でも最初にしっかり位置付けるべきである。</li> <li>・経済優先の社会システムや行政や企業の責任があいまいであるといった社会構造が、今日の環境問題の背景にあるという点では、産業公害の時代の公害問題と根幹の部分では変わっていない。にもかかわらず、地球温暖化、都市におけるヒートアイランド現象、自動車による大気汚染などの環境問題が、すべて日常生活やライフスタイルの変化に起因する問題として現状認識がなされている（ 11104 ）。これではいつまでたっても環境問題の解決は困難なのではないか。</li> </ul>
30	11104	<p>ここでは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済がバブル経済崩壊後も続いていること、環境負荷の高い企業活動が続いており、石炭火発の増加（設備容量および発電量）と石炭火発優先の発電（石炭火発とLNG火発、石油火発の設備利用率）、産業のエネルギー効率の悪化（鉱工業生産指数当たり産業部門エネルギー消費量）、自動車輸送分担率の増加、などに代表されるように短期的視野のコスト減のために環境負荷の高い企業活動が積極的に選択される傾向すらあることを書くべきである。</p> <p>問題の科学的解決を図るためには、排出量の大きさ、増加量の大きさを見た上でその主要な分析をすべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
31	11104	<p>(1) 環境問題の現状について、「日常活動からの負荷が課題となっている」との記述の仕方は問題である。「日常活動」の内容として、「日常生活や通常の事業活動」をあげるが、こうした記述の仕方は、依然として環境負荷を与える主要な原因が産業活動にあることを意図的に隠蔽する役割を果たしかねない。大気汚染物質・温室効果ガスの最大の排出源は産業部門である。大気汚染の原因は工場排煙から自動車排ガスに変わってきているが、自動車排ガスの主因はトラックや営業用自動車である。このことは地球温暖化問題の原因物質である二酸化炭素についても変わらない。日本における二酸化炭素の排出源の約半分は産業部門であり、これに民生業務や運輸部門のトラック、営業用自動車を加えると、8割近くは産業関連からの排出である。</p> <p>(2) 「社会経済活動が原因となる環境負荷に関する要素として、...私たちのライフスタイルが変化してきていることがあげられる」とし、「こうした変化を背景に、エネルギー使用、中でも家庭部門やオフィスなどの業務部門のエネルギー使用が大きく増加して」といふとされ、「こうしたエネルギー使用の増加が...温室効果ガスの排出による地球温暖化...、熱帯夜日数や熱中症の増加といった形で私たちの日常生活に影響を与えている」とされているが、これも意図的な記述というほかない。環境負荷に関する要素として、ライフスタイルの変化をあげることは間違いではないが、その前に環境負荷の主要な原因は依然として産業活動にあることを明記すべきである。また、二酸化炭素排出量については、2004年の速報値では1990年比で家庭部門が30%、業務部門が35.5%とより高い増加率を示しているのに、何故、家庭部門を先に挙げるのかも疑問である。</p> <p>(3) 「都市に人口が集中することに伴い、...、幹線道路周辺での騒音が依然として問題となっている」とされているが、自動車に起因する大気汚染は大都市部だけでなく全国的に広がっており、また、局地的な高濃度汚染や幹線道路周辺の騒音は、「都市に人口が集中」したことが主要な原因ではない。こうした自動車による公害は、鉄軌道輸送より自動車による輸送を優先した国の運輸政策や、際限なく道路を造り続ける道路政策に主要な原因がある。こうした原因についての分析や認識の誤りは、これらの公害・環境問題の解決のためにどのような政策がなされるべきかについて方針に関わるものであって、看過できないものであり、正しく書き換えられるべきである。</p>
32	11104	<p>「こうした変化を背景に、エネルギー使用、中でも家庭部門やオフィスなどの業務部門のエネルギー使用が大きく増加しています。」と書くなら、最も伸びている運輸部門のことを書くべきである。</p>
33	11104 11107	<p>日常生活からの環境への負荷の増加 日常生活からの環境への負荷の増加をどう予測するかということで、1)社会経済活動の変化、2)ライフスタイルの変化について述べられている。こうした将来予測に当たっては、時代の進展に伴い、変えるべきもの、守るべきものは何か、そしてそうすることによって環境への負荷、環境への影響はどの程度になるのかといった視点が必要である。 「LOHAS」の考え方も一つあると思うが、近未来の生活スタイルの方向性をもう少し提案いただけたらと考える。</p>
34	11108	<p>「海外から導入された外来生物による」は、「海外から侵入した外来生物による」とすべきである。「導入」は、有用のものとして取り入れる意味もあり、不適切である。</p>
35	11108	<p>自給率が30%であること、家畜飼料の自給率に至っては10%であること、世界中から安価な食料品を買いあさる行為が、地域の農水産業の経済を脅かし、農薬汚染等の環境問題を引き起こしていることを付け加えるべきである。また、農薬に耐性をもつ遺伝子組み換え作物の拡大が、さらに強力な農薬耐性の病害虫・病原菌を生み出しており、その悪循環が人の健康や生態系を脅かしていることも明記するべきである。</p>
36	11108	<p>日本は食料自給率6割(calベース)、木材自給率2割と、非常に低い自給率にある。これを高めるには、過疎化し荒廃しつつある里山へ人口と仕事とを呼び戻す政策が望ましい。 団塊の世代がまもなく到達する前期老人群は、global市場争いに参加するには耐えられないが十分に里山軽労働には耐えられる存在であり、この集団を活用する方向での政策的誘導が有効であろう。 そのためには、global市場が要求する過酷な重労働を避けて、自給自足的なlocal市場を、新里山システムとして構築することを目指すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
37	11109	「世界全体の二酸化炭素排出量を早期に少なくとも現在の半以下にすることが必要とされている」とあるが、本記述はI P C Cにおける評価に過ぎず、これと異なる知見も存在することについても記述すべきである。
38	11109	「アスベストの問題のように、...講じられなかった事例や」とあるが、本記述では責任の所在が不明確と思われる。行政は浸透させる努力を行なったが、国民の認識が十分でなかったとも受取れる。アスベスト問題については行政に責任の一端があることは否めないと思われる。責任の所在を明確にし、いろいろな受取られ方のないような記述とすべきである。
39	11109	「予防的な取組方法の考え方が浸透していなかったため...事例や、」では説明が不十分であり、以下に修正。P.15の11207の「不確実性がある中で各主体間の情報交換が不十分で適切な処置がとられなかった事例や」とすべきである。
40	11109	地球温暖化問題に関して、「安全な水準がどの程度か、ということについては現在議論されているところ」とするが、2005年5月、中央環境審議会の専門家部会が、「気温上昇幅が2~3 になると、地球規模で悪影響が顕在化することが指摘されている。従って、気温上昇幅を2 以下に抑制することは、地球規模での悪影響の顕在化を未然防止することになる」、「気温上昇幅を2 とする考え方は、長期目標の検討における現段階での出発点となりうる」と報告しているのであり、政府部内の長期目標の議論がまとまっていなくても、こうした報告があることは明記すべきである。  また、「アスベストの問題のように、各時点においてその当時の科学的知見に応じて対策を行ってきたが、予防的な取り組み方法の考え方が浸透していなかったためこれに基づく対応が講じられなかった」という記述のなかの、「各時点においてその当時の科学的知見に応じて対策を行ってきた」との記述は削除すべきである。この記述は、2005年9月29日の日本政府の「政府の過去の対応の検証（補足）」に書かれている文言を引用したものであると思われるが、1966年頃には世界的にアスベスト災害が目目され、1972年にはILOがアスベストによる職業ガンを公認していたにもかかわらず、日本政府は、まったく必要な調査も、被害者への救済措置も行っていなかった。前述の「政府の過去の対応の検証（補足）」では、「個別には関係省庁間の連携が必ずしも十分でなかったなどの反省すべき点も見られた」としており、少なくともこうした過去の反省すべき点については記述すべきである。
41	11109	「アスベストの問題のように・・・講じられなかった事例」という表現は不適切。行政の責任を率直に認める文章に改めるべきである。
42	11113	「人と鳥獣のあつれきが野生鳥獣の分布域の拡大だけが原因のような記述は不適切であり、生息地と種の関係性に関する視点を明記すべきである」 鳥獣保護法による特定鳥獣保護管理計画は、社会とのあつれきを有する鳥獣（ニホンジカやイノシシなど）について、生息地保全（森林環境）・被害防除（農地）・個体数調整の三本柱で取り組むことが目指されている。 基本計画案では「ニホンジカやイノシシなど一部の野生鳥獣については、その分布域が拡大し、特に中山間地において農作物への被害が増加するなど、人と鳥獣とのあつれきも生じています」と記述されているが、前段に記述されている森林・農地環境の現状と鳥獣の生息地・分布と密接な関係があるにも関わらず、その関係性に触れられておらず曖昧なため、誤解をまねくと考える。 例えば「特に中山間地域においては農作物への被害が増加するなど、人と鳥獣のあつれきも生じています。これらは、森林・農地環境の質的な劣化とも関係性が深く、分野横断的な対策が求められているところ。」といった、生息地と種の関係性・連続性に焦点を当てた記述を追加すべきである。
43	11113	すでに「高齢化」「人口減少」は地方において特に顕著であり、耕作放棄地、荒地化、荒廃森林化が進行している。これらを救うためにボランティア的な「環境十字軍」を募集するという手段があるが、一時しのぎに過ぎない。継続的には、定年者の「軽労働入植」を奨励することにより、今の「ゼロ生産性地帯」を「低生産性地帯」に変身させることが、環境回復・国土保全の近道である。
44	11113	農用地と藻場・干潟や自然海岸の減少について書かれているが、前者は食料輸入の増加と減反政策に触れていただき、後者は大規模な浅瀬埋め立てによる空港建設などでの海中・海岸の自然破壊、普天間基地の移設などについても書き加えるべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
45	11115	「負の遺産」としては、土壌や地下水汚染、不法投棄された廃棄物、アスベストなどがあげられているが、「負の遺産」の概念にはそういった物理的な問題だけではなく、地域コミュニティの破壊や人々が今も公害による健康被害に苦しみ続けている、といった問題も含まれるべきではないか。その上で「負の遺産」を解消していくためには、環境再生の考え方が大事である点を盛り込むべきである。
46	11115	「負の遺産」として、難分解性の化学物質による土壌、低質、地下水の汚染及び人や野生生物への蓄積の問題、これまで不法投棄された廃棄物、アスベスト、PCB等をあげるが、原子力発電による放射性廃棄物にも言及すべきである。
47	11201	第二次計画後の取り組みについて。ここに第一次計画についての取り組み目標とその達成度も合わせて載せるべきである。その上で第二次計画についてももっと、何故これが課題となったか、実際にどういう達成度だったのか。（それを踏まえて第3次に変更の必要が生じてくるのだから）について、数値やグラフをあげて紹介すべきである。（21137に、わずかに表などがあるが）。
48	11201	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この項は前文の次に表現されるべき項目と思います。</li> <li>・先ず、第二次環境基本計画の主な成果と問題点を明らかにして(PDCAのCHECKの重要性)から、第三次がはじまるのではないのでしょうか。「現状、課題」だけではこの5年間の環境行政の問題点、ご苦労が明確にならないのでは。その意味でも... 11の戦略的プログラム毎にまとめるべきである。</li> <li>・また、第二次環境計画における環境省の予算の推移、使い道を明らかにして、そのご苦労を知らせて頂ければ幸いです。</li> </ul>
49	11203	「バックキャストिंगの手法」という記述があるが、馴染みのないカタカナ用語は避け、多くの国民が理解できる用語を使用すべきである。
50	11203	<p>「早期発効を目指して未締結国へ働きかけ」「早期発効を目指して未締結国へ働きかけ」          京都議定書は批准（締結）することによって、法律としての効力をもたせる。日本は「締結」ということばを使ったので、「締結していない国々」という意味では「未締結国」の方が適切である。</p> <p>「見通しが不確実な中で長期的な目標を」「見通しが不確実な中でも長期的な目標を」          「見通しが不確実な中でも長期的な目標を達成」することは必要である。</p>
51	11203	<p>「対策が進んでいない」、「あらゆる主体が参加・連携して」、などと漠然と記述するのではなく、排出量の大きさ、増加量の大きさから重点的に点検し、原因はどうか、従来の対策にどういう問題があって解決に至っていないのか、を考えるべきである。</p> <p>将来について、2013年以降の中期についてと、2050年程度をにらんだ長期のことについて記述する必要がある。          2013年以降については、昨年12月のCOP11・COPMOP1で、先進国の削減義務について、2012年までの義務と切れ目がないように目標を定め継続強化することが決まっていることから、今後の国内対策強化が不可欠なことについて記述すべきである。          また、2050年程度の長期をにらんだ気候目標として、工業化以前からの気温上昇2度未満とすることを目指して排出削減を図っていくこと、それを確実に達成し、短期・中期の削減を予防原則に基づき定めていくことを記述すべきである。</p>
52	11203	「京都議定書目標達成計画を策定し、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めました」とするが、3.9%を見込む森林などの吸収を筆頭に、この「達成計画」には多くの不確実性があり、6%の削減目標を達成できる目処はたっていない。目標を確実に達成するためには、環境税やキャップアンドトレードの国内排出量取引制度などの追加的な政策が必要なことは明白である。「6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めました」などの記述は改め、「この達成計画でも6%削減約束を確実に達成できる目処はたっておらず、環境税や国内排出量取引制度などの追加的な政策や措置が早急に検討されるべきである」との記述に改めるべきである。



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
53	11204	「最終処分量は約29.8%減少」、「ごみ総排出量は1.4%の減少」とあるが、減少した要因は今後の循環社会構築のための指標となると考えられるため、要因を記述すべきである。
54	11204	現在の行政からの広報はリサイクルという言葉だけが前面に出てくる傾向があるので、4Rの推進を広報し、優先順位としてあくまでもリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの順番であることを基本的考え方とし、またアピールすべきである。
55	11204	・包装リサイクル法が施行されていますが、現状はアジア圏の好景気に支えられ、本来のリサイクルに到ってはいないのではないのでしょうか。また、回収費の位置付けが不明確で、税金で補填されていて本来の姿にはなっていないのではないかと。生産者責任は果たされているのか。 ・東海圏で問題になっている「フェルシルト」の問題は環境行政のどこに問題があったのか。
56	11204(22188,22189,22244)	もっときめ細かい環境配慮の市町村行政への指導を徹底させる必要である。
57	11205	第一段落の終わりの低公害車の保有台数にパーセンテージを加えるべきである。
58	11205	「全国的环境基準の達成状況については、平成14年度と平成16年度を比較すると、...となりました。」とあるが、気象の異常年検定結果によると平成16年度は東京・大阪・兵庫などで平均風速が強く異常であったこと等あり、平成16年度を比較の対象とするのは適切ではないのではないかと。 「夏期の光化学オキシダント生成の要因については、...指摘されています。」は現在議論中なので、割愛すべきである。
59	11206	現在の水質指標では、単純に有機汚濁などについては評価できるものの、人間に影響を与えうる複合的な要因による水質悪化については評価できない。各論の方で記述されている水生生物調査は、地域の生態リスク評価にきわめて重要になるものと考えられる。こうした、「淡水生態系保全」のためのモニタリングと「フィールドの水質」の総合指標の双方の意味をもって、「水生生物調査」に力点をおくことを各論だけでなく総論でも明記すべきである。
60	11206	「...さらに推進する必要があります。」に「そのためにも、関係省庁間においても、さらに具体的な連携の枠組みが求められている」を追加すべきである。 (理由)「健全な水循環の確保に向けた取り組み」については、さらに推進する必要があることは当然だが、中央における取り組みの枠組みが「関係省省庁の連絡会議」だけでは求心力を欠き、あまりにも不十分である。
61	11206	BOD COD に関して、近年数字にとらわれすぎて、本質がずれてはいないだろうか。学校などの環境教育に出向くと、環境教育用ポスターに、味噌汁や牛乳等の生物系は悪視され、洗剤などの化学系がなぜか表現されていない。見た目のきれいさから、ずれが生じているように思う。お魚や生物にとって、川も土壌も生物系の栄養補給を望んでいる。カルキで無菌化された水や土壌では将来、生き物も人間も不安だということに、現代人は分からなくなっているのではないかと。江戸時代のリサイクルシステムを見直し、雑草のごとくたくましい体力を作る姿勢が真の環境対策だと思う。 現代人は水道の蛇口や室内にとらわれ、水源の本質がわかっていない。そんな人々は自分の家の井戸に泥水が入っていても気づかない。見た目を気にする人々は、ハイカラに地下ピットを作る。世間が環境にやさしい環境づくりといえ、庭を砂利びきにしたり、浸透性の良いアスファルトにする。しかし、大きな間違いが起こる。昔の心ある方は隣地との間に水路を設けて、自分の敷地からこぼれた水を逃がした。今はそれをしないで、敷地内を密閉するため、大雨降るごとに泥水を井戸内にいれても無頓着な人がおおい。 このような情勢ですから、自分の所から隣地周辺へ悪水を流しても判らず、基本モラルがわかっていない。ということで、表面的な課題より、将来のためにもっと掘り下げた問題を提起しなくてよいだろうか心配している。 化け学的にきれいにした水では、魚は棲んでくれない。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
62	11206	集中した高い密度の畜産業は、「畜産廃棄物の大量発生」「堆肥の過剰生産」によって土壌の硝酸窒素汚染が避けられない状態になっている。 これを防止するには、今後大量に発生する定年者群の「軽労働入植」によって、低密度・分散的な畜産業を振興することである。当然、製品を輸出するglobal市場競争には勝てないが、自給自足体制によってそれを保護育成することは可能である。
63	11207	なお一層の削減が今後の課題となっている。 修正：削除 理由：95%削減が進んでいること、ダイオキシンの毒性から考えて、これ以上の削減を課題として取上げるべきでなく、現在の取組みの維持で十分と考える。 課題は、よりリスクの高い項目に限定すべき、資源は限りがある。
64	11207	「アスベスト問題」は遅きに失した感が否めない。行政上どのような問題があったのか。
65	11207	医薬品消費大国日本として、やはり体内で分解されずに環境中に排出される医薬品による環境汚染の視点も是非入れてほしいと思う。海外では、医薬品による汚染も環境汚染としての認識が比較的であると聞いていますが、日本ではまったく一般に認識されておらず、問題を感じます。ぜひ今後5年間に、率先した意識改革をもたらすような何かが基本計画に含まれるべきである。  また全体にですが、欧州などであらたな化学物質規制の考え方として出てきている「予防原則」という言葉が使われていないことに、違和感を感じる。（考え方として入っているのはわかるのですが）
66	11208	【第1段落】 この項は第2次環境基本計画の総括に当たる。計画案では「政府一体となって」生物多様性保全に係る取組を進めてきたとあるが、実際には国の公共事業による生態系の破壊、野生生物生息地の破壊が相次いでおり、到底認められない。政府は、「一体となって」自らの公共事業を抜本的に見直し反省しなければ、今後とも同様の行為を繰り返すことになるし、政府が「環境基本計画」を本気で取り組んでいる等と国民は信用しない。 【第2段落】 確かに一定の前進的な制度が導入され、各保護地域の拡大等が行われたが、実際上上記の生態系を破壊する公共事業も極めて多方面で行われており、一概にこの間の取組を肯定的に評価することはできない。 【第3段落】 現時点においても引き続き最大の課題は、既に存在している生態系、野生生物の生息地保護の課題である。これを忘れてはならず、この点がまず厳守されなければならない。しかも、その最大の生態系破壊の事業主体は国であり、地方公共団体であるということである。さらに、これら開発に際して行われる環境影響評価手続も極めて杜撰であり、行政がチェック機能を果たしていないどころか、自ら事業者として環境影響評価手続を非厳格化している傾向がある。
67	11208	「新・生物多様性国家戦略」は国民への普及、PR不足であり、知っている人、理解している人が少ない。国家戦略なのでもっと広めていく必要がある。 外来生物法も、特定外来種法も含め、市民に身近なものから、世界規模のものまで、引き続き広めて理解を求めていかないとけない。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
68	11208	<p>現在、国内で野生動植物の種の絶滅のスピードが加速化していること、およびレッドデータブックで絶滅のおそれがあるとしてあげられている種の数を示すべきである。課題として、ワシントン条約で国際商取引が規制されているにもかかわらず野生動植物の密輸が絶えないこと、絶滅のおそれのある種の保存に関する法律で定められている「種の回復計画」が遅々として進まないことを、明記するべきである。</p> <p>また、多国間を移動・回遊する野生動物の保護に関する国際条約（ボン条約、108カ国が批准）に日本も加盟することを課題とするべきである。</p>
69	11208	<p>里地・里山の劣化は、昔は過度の人為的働きかけによって起きたが、近時は、逆に過疎化のために起きている。年者の軽労働によって支える、低密度・低生産性労働が、里山あるいは中山間地域の環境保全には最適である。性急に、若者と高生産性森林機械などを里山に導入すれば、再び高収奪により里山の劣化はまぬかれない。</p>
70	11208	<p>「成果」とされる部分の記述が多く、今後の課題に関して、おざりな印象がある。</p> <p>また、「制定した」とされる法律に関しても、運用などで課題になっていることがさまざまあるのではないかと思う。法律は、制定施行すればよいわけではなく、周知徹底と運用が問題になってくると思う。今後の課題のひとつである。</p>
71	11209	<p>この分野の活動の範囲は多岐にわたり、多様な要素が含まれる、この問題に対応するためには各分野の適材の人材を育成し、地域に根付いた活動が大切である、その為にはそれらの人材を育成するための仕組みが必要になる、現在環境教育や環境学習の現場で最も足りないのが、教育された人材である、ESDの推進のためには人材育成事業を基本とした展開が最初のステップになる、あらゆる分野や、地域でリーダーシップのとれる人材を育てることがESDの今後の展開を有効な物にするための基本だと思う。現在私どもの団体ではこの人材の育成を中心とした活動を行なっている、そこに参加される方の感想を集約すると、「環境が叫ばれる中で環境に就いての基本的な知識やそれを伝えるための方法を教えてくれる場所がない」という趣旨の意見が多い。</p> <p>私どもではCONEリーダー養成、プロジェクト・ワイルド講習、グリーン・ツーリズムボランティア養成、環境保全推進員の養成講座（行政の依頼）、現職教員研修、里山保全リーダー養成など多くの事業を手がけているがこれらの事業についてのバックアップの体制が少なく苦勞をして行なっている、このような地域での活動を有効に活用して幅広い人材の育成をして行くべきだと思う、国でも企業でもそれらを支えて行くのは最終的には人である、ESDを推進して行く原動力は人材育成にあると思う、私どもはESDJに最初から参加をしています但现在までの活動はかけ声だけで、実体が伴わない様な気がしている、もう一度何が大切なのか、何をすべきなのかを考えて地道であっても将来効果の上がる施策や方針を実行して行くべきである。</p> <p>愛知万博でも活躍したインタープリターの養成は私どもでは7年前から行なっている、伝えるためのプロが必要である、インタープリテーションはきちんと教育された人材が行なうとその効果は素晴らしい物である、ESDの基本理念の中に是非人材の育成を推進することを明記してほしいと思う、そしてその為の施策も明確に打ち出して頂きたいと思う。</p>
72	11211	<p>グリーン購入法の効果はCO2排出削減量で4万5千トンと試算されるとあるが、環境省から公開された平成16年度における数値的目標に係る実績数値では政府全体のCO2は対13年度比で4.6%増加しており、試算自体の精度が不十分であることを示しており、この例示は不適切であるので削除すべきである。</p>
73	11211	<p>グリーン購入の効果はCO2削減量4万5千トンと試算されとあるが、平成16年度における数値目標に係る実績数値では公用車の政府全体の燃料使用量は13年度比で4.9%増加しており、効果をあげていると評価できない。産業界同様に総量での管理をしていないことも問題で文章を修正すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第1章部分）

番号	整理番号	意見
74	11211	「グリーン購入法」に関しては、手ごろに緑を手に入れることはできるが、外来のもの（園芸種）を植えることによる自然の森林への影響についても考えた上で、購入する必要があると思う。また、園芸店での販売時に外来種（いわゆる園芸種）についての注意などが行えるとよりよい。たとえば、世界のワースト外来種に選ばれているランタナの繁殖力や、種が飛ばないように努力するなどの小さな心がけが、日本固有のいきもの達を守っていく力になっていくと思う。 消費者の環境保全意識の向上は何を持って向上しているとしたのか、疑問である。 最近はやっているエコ商品も何でもかんでもいいわけではないので、きちんと認定していく（定義化）していく必要があるのではないかと。
75	11211	消費者が環境に配慮した製品を購入することを促進するための前提として、情報公開が必要である。企業活動や公開や、個々の商品の内容について、環境配慮の中身の詳細の明示することを義務づけることにより、消費者が選択できる機会を増やすことが必要である。
76	11212	学校との連携はまず、各省庁（環境省と文部科学省など）が連携をとっていかないとなかなか難しい部分もあると思う。
77	11212	「学校では各教科や総合的な学習の時間において、...それぞれ環境教育の取組が進んでいます。」とあるが、具体性が示されていない。 全国の環境カウンセラーが積極的に各分野の環境学習に参加できる体制を至急整備するべきである。
78	11212	(2)環境教育・学習の面 環境保全活動に事業者の較差が存在する。これを是正するため環境保全意欲の増進・環境教育、学習の法令精神を明示。（『』を追加すべきである。） 「環境保全のための意欲の増進・・・学校、民間団体、事業者、行政が連携し『特に、わが国の温室効果ガスの増加推移を理解し、事業者等の企業努力により、専門技術者等を環境教育・学習に積極的に参画させ、環境マネジメントシステムの学習効果を環境保全の成果に反映させる努力等、環境・産業の両面にわたる総合力発揮の態勢づくりが肝要です。』そして・・・」
79	11214	7行目 政府研究開発投資総額25兆円が必要としているが、大学等への研究費の無駄遣いを精査して額を出すことが肝要である。
80	11214	巨額の研究開発予算が、果たしてどれほど国民の健康と福祉、環境の保全と生物多様性の確保ために貢献しているのか、国民にわかるかたちで説明する責任がある。特に従来からの科学研究は科学技術と結びついて、自然を破壊し、環境を汚染したことの反省に基づき、自然循環型の資源利用や生物多様性の確保に寄与する研究に重点的に予算を配分するべきである。
81	11215	環境外交の推進の明文化：「9国際的な取組の分野」に関し、近年ゴミの漂着や黄砂の問題など二国間、関係国間で解決すべき問題が増えており、国際的な取組と並んで「環境外交の推進」の概念を明文化すべきである。
82	11215	9 国際取組の分野：下から3行目半ば 国際ルール形成の参画に「先進国の責務として後進国の飢餓・貧困に食糧の配分計画を提案する」、この旨を検討し盛り込むべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第2章）

番号	整理番号	意見
83	12001～12504 1節～5節	<p>環境行政の目標が、市民の環境権・自然享有権などの環境にたいする権利の実現にあることを明示し、そのためになすべき施策体系を論ずるべきである。</p> <p>（意見の理由）</p> <p>環境にたいする市民の権利は、憲法13条や25条などで保障されており、環境基本法を頂点とする環境法のすべてはこの環境にたいする権利の実現を目的とするものと理解されている。環境基本計画が環境法に根拠をもつ法定計画である以上、原案において環境権などに関する記述がないのは、環境行政の方向性を誤らせるものである。</p> <p>それゆえ、環境行政上も、環境権などにもとづき、一般市民にたいし、情報公開、手続参加、説明責任の履行、さらには、保護種や保護区の指定などの申立権、市民訴訟条項などにみられるように、行政の怠慢にたいし行政への義務付けをもとめる個別の提訴権などについても明記すべきである。</p>
84	12102	「デカップリング」という文言を付記しているが、馴染みのないカタカナ用語は避け、多くの国民が理解できる用語を使用すべきである。
85	12102	「環境の汚染のコストを市場価格に内部化」ではなく、環境の汚染防止コストを市場価格に内部化なのではないのか。
86	12102	「デカップリング」という文言を付記しているが、馴染みのないカタカナ用語は避け、多くの国民が理解できる用語を使用すべきである。
87	12102	「環境の汚染のコスト」とあるが、本記述ではコストをかければ環境を汚染してもよいと受取られる可能性がある。「環境保全のためのコスト」と修正すべきである。
88	12102	経済活動を環境容量の範囲に抑えること、そのことは予防原則に従って定めることを原則に掲げるべきである。
89	12102	環境税、排出量取引など環境経済的な政策を、積極的に活用していくことが重要である。特に国内事業者とのパートナーシップを強化し、環境配慮を重視した産業構造へ誘導して行く必要がある。
90	12102	「責任を自覚して燃費が安く、排ガスを押さえた車を生産したメーカーが世界のトップへ躍り出ました。」このテーマにふさわしい例ではないか。
91	12103	<p>地域コミュニティの再生</p> <p>私案ですが、休耕地や遊休地などを利用した、地域住民による「共同農業」の実施の可能性について考えている。自主防災の観点から、災害時のための備蓄作物を「共同農業」によって生産することで、防災意識を高めることも可能と考える。また、この「共同農業」は、地域の諸団体（学校、子ども会、婦人会、老人会など）も参加することで、地域コミュニティの形成・再生、環境教育・学習の場の提供にもつながるものである。</p>
92	12104	100年後の世代にも伝えられるライフスタイルへの転換を考える上で参考になるのは、欧州やアメリカなどの取り組みばかりでなく、日本の伝統文化の中で受け継がれてきた暮らしの知恵である。我々は祖先たちが守り育ててきた日本の風土を大切に、四季折々の自然の恵みに感謝し、みだりに動植物を殺生しないという文化的価値を見直す必要である。
93	12104	タイトルに関してですが、たった100年先の世界しか見ていないのだろうかという不安感を感じた。気持ちとしては500年、1000年ですが、それでは予測不可能性が高いというのであれば、せめて200年、300年のスパンのビジョンが必要である。この話題で100年はすぐに過ぎると思う。
94	12104	国民一人一人が持続可能なライフスタイルを求めていくことが重要だということはよく分かる。しかし、現在の日本社会は逆方向に進んでおり、人々は精神的圧迫が絶えず働く環境のもとで働いている。最近起こった大企業による環境汚染事件はそうした職場環境のもとで起きていることを重視するべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第2章）

番号	整理番号	意見
95	12201	持続可能な国土・自然の形成...これは、環境省だけでなく「国土交通省」「農林水産省」「経済産業省」など多額の前算をもっている他の省庁との関連が大きいのではないかと。どのように合意され、今後どのように連携されていられるのか。
96	12202	「生物多様性保全のために、生物の生態特性に応じた、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを構築するような視点を持って、国土・自然の形成を進めていきます」という方向に賛成する。
97	12202	都市近郊での農業による大都市での受給システムの再生について触れて頂きたい。これは、経済的側面だけでなく、自然環境の維持の面、災害時の食料確保の面でも今すぐに取り入れる問題である。
98	12203	「生態系の自然的価値の維持と両立させた方法で人類の利益のために環境要素を持続的に利用するワイズユースの考え方を取り入れます。」とあるが、人類の利益とは自然をどこまで利用することであるかというような検討をするということか。ワイズユースなどという安易な言葉は使うべきではない。
99	12203	「農林水産業の活動及び森林が地域・流域や沿岸域の環境および地球環境を保全する機能を発揮している面もあります。」とあるが、逆に農耕地で使用された農薬や肥料が河川や海域に流出し水環境を阻害していることへの対応についても本計画に記述すべきである。
100	12203	「ワイズユース」という文言を使用しているが、馴染みのないカタカナ用語は避け、多くの国民が理解できる用語を使用すべきである。
101	12203	「農林水産業の活動及び森林が地域・流域や沿岸域の環境および地球環境を保全する機能を発揮している面もあります。」とあるが、逆に農耕地で使用された農薬や肥料が河川や海域に流出し水環境を阻害していることへの対応についても本計画に記述すべきである。
102	12203	『既存物にも着目し...』の既存物として、道路建設において既存道路や土地利用の現況と整合した整備を行うように取り上げてほしい。国交省及び地方自治体所管の道路建設にあたって、都市部においては都市計画道路のネットワーク整備を優先しており、そのため地域の土地利用の現況を無視して、メッシュ状のネットワーク路線の道路整備を進めている。自動車交通の便は、まず、既存道路の活用を工夫した上で、なお必要ならば新規整備について関係住民と協議すべきである。現在の国や自治体の整備方法は地域環境の破壊・自動車公害とまちこわしをもたらす以外のなにものでもない。環境の観点から政策改革の方針を提起すべきである。
103	12303	対策の原則を定めるに関して、「合理的なコストの下で」と限定するべきではない。逆に、後始末が「合理的なコスト」で済まなくなるおそれのある経済活動は、不確実性があっても未然に防ぐ必要がある。
104	12304	「特に、生態系については複雑で常に変化し続けていることから、そのすべてはわかり得ないことを認識し、謙虚に慎重に行動することを基本としつつ、その管理と利用については、モニタリング調査の結果などに応じて順応的に、柔軟に行う必要があります」という認識に賛成する。
105	12304	予防的な取り組み方法と考え方などによる不確実性を踏まえた施策決定と柔軟な施策変更 予防とリスク管理についての文言表記については高く評価するが、実際に生態系研究と現状の把握について不明点がある。ダムによる生態系破壊は予測可能であったにもかかわらず国策として実施された経緯がある。一時的な水質保全対策によってある一定の施策は可能でも、レッドリスト追加種が後を絶たないのは過去の過ちである。
106	12304	「一度政策判断を行った問題についても・・・柔軟に施策変更を行う必要があります。」とあるが、新たな知見、新たな事実とはどこまでのものが必要と考えるのか。現在の環境基準についても新たな知見を持って見直すとされているが、様々な知見があっても環境基準の見直し、特に緩和に対しては非常に困難であるように感じている。その中で不確実性を持っていても政策判断によって設定したものに対し、判断を翻す際の基準となるべきものが、あまりにも曖昧である。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第2章）

番号	整理番号	意見
107	12304	予防原則の記述であるが、科学的知見の不足は、昨今の外来種問題で度々取りざたされている。「地球温暖化問題のように、一度生じると」を「地球温暖化問題や外来種問題のように、一度生じると」とすべきである。
108	12304	1996年IUCN総会は、予防原則について検討することを決めた。以降、IUCNなど他のNGOと共同で、予防原則プロジェクトを実施している。長年の検討を重ねた結果としてガイドラインが作成された。 ( <a href="http://www.pprinciple.net/PP_guidelines_brochure.pdf">http://www.pprinciple.net/PP_guidelines_brochure.pdf</a> ) 我が国でも、この考えを取り入れる内容を盛り込まれたい。特に以下の点を加筆すべきである。 ガイドライン7：選択肢の評価 脅威と取り組むために利用可能な行動を特定し、措置を講じた場合と講じなかった場合のさまざまな経過によって生じそうな結果を評価すること。 ガイドライン8：証拠を提供する責任の分担 潜在的に有害な活動を提案しているのは誰か、それによって利益を得るのは誰か、情報と資源を利用できるのは誰か、という観点から、脅威ならびに安全性またはそのいずれかに関する情報と証拠を提供する役割と責任を割り当てること。
109	12304	予防原則は地球温暖化を始めとする環境政策の大原則であり、それに関して「『必要に応じて』講じます」と位置づけるのは問題であり、削除すべきである。また、対策が「必要」かどうかについては、環境部局が環境問題の解決に「必要」かどうかで判断することが重要で、従来型経済活動で利益を得ている企業や業界団体や、その監督官庁などが環境保全の利益を過小評価して決めることがあってはならない。
110	12304	第二段落の一行目「場合によっては」は不要である。
111	12304	予防的な取組方法の考え方に基づき、不確実性を踏まえた施策決定を行うこと、及びその政策判断において関係者や国民全体との合意づくりが不可欠であるとの認識は同感である。 社会的合意形成のためには、各主体との適切なコミュニケーションが必要なことはもちろんだが、それにとどまらず、オーストラリア条約（12404で言及）にもあるように、NPO/NGOを含む市民セクターの施策決定への参画を積極的に推進すべきである。予防的な取組方法の考え方の具体的な適用を検討するにあたって、これら市民セクターの参画を実現する必要がある（12403で一般的な参画促進の記述があるが、予防的な取組方法については、とりわけ社会的合意形成が重要であるので、この箇所でも市民セクターの参画の推進を明記しておくべきである）。
112	12304	「予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて講じます」とするが、リオ宣言第15原則は「深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的な不確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない」としているのであり、基本的に予防原則が適用されることを明記し、「必要に応じて」の文言とそれに続く段落は削除すべきである。
113	12304	科学的知見の不確実性は必然的なものであり、この不確実性を関係者や世論が納得するようにするかの手法を採るかが必要である。 アセス以外でも複数案の検討と不確実性を踏まえた複数の事後対応を検討し、関係者が協議すべきである。業務の複雑化と事業費の拡大を理由に行わないのは将来に禍根を残すものである。この点について計画に明確に位置づけることを提起する。
114	12304(22241,22242)	環境影響予測欠落の公共事業が熊本県と熊本市および鉄道建設等支援機構によって施行されようとしている。環境省が熊本県熊本市両首長に行政指導すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第2章）

番号	整理番号	意見
115	12402	<p>真のパートナーシップづくりを推進するには、国民・NPOと行政が双方の組織のあり方や立場を理解し合い、対等な立場で話し合って取り組みを進めることが大事である。</p> <p>国・地方公共団体・NPO・国民の連携が重視されていることは非常に歓迎すべきことであるが、実際は行政主導で行っている取り組みが多い。よって、行政側には各主体との連携をコーディネートすることが求められるが、現状ではパートナーシップの認識の薄い人間が担当についたり担当が2～3年で異動するケースも多く、人的ネットワークの面でマイナスが大きい。組織である以上、異動はやむを得ないが、パートナーシップづくりを担当する部署では担当者の希望を重視するとか多少異動のサイクルを伸ばすなど、より良い取り組みを継続するための配慮を期待したい。</p>
116	12402	<p>本文2行目の中ほど 8行目 修正：削除 理由：表現が稚拙、「効果につながっていない場合があります」は意味不明。</p>
117	12402	<p>「政府が何もせずに市場に任せるだけでは適切な状態に保たれない場合があります」および「単純に市場に任せるだけでは適切でない点を補正することに加え・・・」について、「市場に任せるだけでは」ではなく「市場にまかせていては」に修正し、「補正する」ではなく「規制する」に修正すべきである。</p> <p>(理由)「環境は有限な公共財」であり、「市場に任せる」ことはむしろ例外的な状態というべきである。また「補正する」は、予防的な原則に立つべき環境施策の本旨から「規制する」とするべきである。</p>
118	12402	<p>このテーマを実行あるものにする上で、形式的な連携ではなく、環境上の配慮を事業計画に反映させる必要があるため、市民・住民参加が決定的に重要である。</p> <p>最近ではPIも行われているが、事業に対するステークホルダーが一同に会して、それぞれの立場と意見を述べる仕組みが必要である。</p>
119	12402 (22195)	<p>環境問題は地域的な問題もあるけれども、国あるいは地球規模の問題である。地方分権により、自治体が財政的な問題などから、廃棄物対策などの短期的問題に重点が置かれ、研究も含め長期的問題が等閑にされるおそれはないであろうか。</p> <p>また自治体により、理解、行政能力 に差があることは否めない。</p> <p>対策としては、国が自治体に対してガイドラインを示すことも必要である。</p> <p>自治体に対する国の指導、訓練も必要である。</p> <p>S A I C Mの世界行動計画の12の、「キャパシティー・ビルディングの促進」において、「・・・地方、国及び地域レベルでのS A I C Mの体系的実施を支援するために必要な技能を、・・・全分野に亘り提供するための、職員の訓練を含んでいる」とある。</p>
120	12403	<p>「施策プロセスへの広範な主体による参画の促進」を盛り込んだことは評価できる。しかし、この記述では、実施段階での参加・参画なのか、事業の意思決定における参加・参画なのか不明確。</p> <p>「意思決定における市民参加」の必要性をより強調すべきである。</p>
121	12403	<p>施策決定プロセスへの国民・民間の参画の仕組みづくりのためには、透明性の確保が不可欠であり、「できるだけ幅広い情報を示しつつ」という曖昧なことではなく、検討に際して使用する情報を含め全ての情報開示を前提とするべきである。</p>



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第2章）

番号	整理番号	意見
122	12403	<p>施策プロセスへの広範な主体による参画を促進するためには、それを担保する仕組み作りがないことが問題である。例えば、現在、環境省や他の省庁で政策決定を行うために各種審議会や委員会が設置されているが、この委員がどのような基準で選ばれているのかまったく不透明である。審議会や委員会自体が形式的なもので、まったく発言しない委員も多く、意見を述べる場合もその分野についての知識がないためにおざなりなものとなっていることがしばしばある。官庁御用達の学者、有識者に限定されているため、一人の委員がいくつもの審議会や委員会を掛けもちしているなど多様な意見が出にくい状況にもなっている。審議会や委員を選ぶ際の基準を明らかにすること、場合によっては公募制とするなどして、もっと幅広い各層、各分野の人々が参加する仕組みとするべきである。またパブリックコメントの制度も、審議会での検討段階から行うなどして、国民の関心をよぶような制度とすべきである。</p>
123	12403	<p>施策形成過程において国民が参加・参画する仕組みは国交省等の道路事業等においてP I方式等実施されていますが、問題は「決定」にどう係わるかである。 P I協議についての協定では決定は行政が行うが協議参加者の多数の意向を尊重するとなっているが、施策の「決定」と「参加・参画」の関わりをどうするかが重要な課題である。 特に、意見が対立した場合の調整・合意形成の手法が課題である。 また、「参加・参画」にとって実効性を担保するものは情報公開・提供と合意形成である。 「参加・参画」を実効あるものとするのは「決定への参加・参画」で、これを明記すべきである。</p>
124	12404	<p>オース条約を引用して情報公開の重要性を指摘したことは評価できる。 一方で、オース条約は、情報公開のみならず、意思決定における市民参画や司法へのアクセスの保障も盛り込んだ条約である。これらについても言及すべきである。</p>
125	12404	<p>標記について大いに進めるべきと思う。現状では国、地方公共団体、民間団体、それぞれが同一テーマでパンフレットを作成するなど内容が酷似している資料が多い。また、インターネットの普及もあり情報が溢れているので、国民はかえって欲しい情報を見失う、或いは欲しい情報を的確に入手できない状況にある。 情報を整理し、国民が効率的・効果的に情報を入手できれば、各世帯や民間組織での取り組みにも好影響を与える。さらに、国民が参加しやすいよう国・地方公共団体・民間の各種組織の取り組み情報が得られる仕組みづくりをすべきである。情報を受ける側の、受け取った後を配慮し、多角的な視点から情報発信を行うことが、国民の参画につながる。</p>
126	12404	<p>行政と国民とのコミュニケーションの質両面からの向上させるための一案として、現在のパブリックコメントのあり方を改善をするべきである。本パブコメにおいても、193ページに及ぶ多岐にわたる内容でありながら、募集期間がわずか25日というのは短すぎる。また、パブコメで意見を出してもそれが反映されることはほとんどなく、語句の修正程度にとどまるのが常である。これでは、そもそも意見を出そうという意欲さえなくなる。行政が真剣に国民とのコミュニケーションを図るのであれば、さまざまな場で意見が提出でき、それが反映される仕組みを作るべきである。また、パブコメも、審議会にかかっている最中は常に募集し、それが検討に反映されるようにするべきである。場合によってはパブコメを2回以上実施すること必要である。政策決定における市民参加を制度的に保証するために、オース条約に速やかに加盟するべきである。</p>
127	12404	<p>・オース条約に言及したことは評価する。 ・しかし、オース条約は情報へのアクセス、意思決定への参画、司法へのアクセスの3つを定めるものであり、情報へのアクセスだけでなく、意思決定への参画、司法アクセスについても言及すべきである。特に司法アクセスについては、全く記述がないが、参画の実現にとって極めて重要なアクセスであるので、環境基本計画の中にも明確に位置づけるべきである。</p>
128	12502	<p>中国大陸での毒ガス兵器問題などは国際協力を確立する上で避けて通れない問題。また、マングローブの再生事業なども国際協力のテーマになりうる。さらに、京都議定書の目標達成が国際的責任であることを広く国民に理解してもらう必要がある。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第一部第2章）

番号	整理番号	意見
129	12504	地球温暖化問題は地球のバランスを崩してはいるが、水と緑の問題にもふれたい。 昨年5月は北京、今月初めはパキスタンの震源地に行ってきた。そこで、ヒマラヤ山脈の裏表を見るにつけ、緑の大切さを感じる。山が堆積層として古い地層のため、緑で覆わねば砂埃として舞い上がって日本へ舞い降りる。日本の緑が多すぎるので間伐だというのは、贅沢な話だと思う。 持続可能な社会づくりを考えるならば、日本の農・林産品の自給率を上げ、他国の林野を裸にしないよう頑張り、自助努力して裸にした山林に緑が本当に根付くよう支援することが、真のあり方である。
130	12601	長期的なエネルギー政策と連携した政策形成をしていただきたい。 環境政策とエネルギー政策は密接に関連するものである。持続可能な社会を実現するためには、長期的な視野からのエネルギー政策との連携が不可欠であると思われるが、今計画案では長期的なエネルギー政策と擦り合わせた方向性が見られない。日本のエネルギー政策のあり方、中長期的なエネルギー戦略等を取り込んだ政策形成をしていただきたい。
131	12601	50年先を考えてと行った抽象的な議論をしてもそれほど意味がない。具体的なテーマでなければ、空論になっていってしまう恐れがある。
132	12601	長期的なエネルギー政策と連携した政策形成をしていただきたい。
133	12602	地球温暖化対策について、工業化以前からの気温上昇を2度未満とすることを目指して排出削減を図っていくこと、それを確実に達成し、短期・中期の削減を予防原則に基づき定めていくことを記述すべきである。
134	12602	国際社会へ約束した6%の削減目標を必ず達成するには、それ以上の国内目標を果敢に設定することが必要であり、それにより目標達成した後の今後50年を睨んだ政策目標を打ち出すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
135	20003, 20004, (22253)	規制的手法で法遵守をより徹底するには、徹底状態を検証しうる仕組みと厳正な罰則実行が無ければ実効性が上がらない。法令の検証の仕組み見直しと罰則の厳格実行が必要である。
136	20005	「持続可能な社会を構築していく上で効果が期待されます。」とあるが、持続可能な社会を構築していく効果があるかどうかについては、国民一般の中にも異論が存在するため、京都議定書目標達成計画の表現を用い、「環境保全対策の経済的支援策としての有効性も期待されています。」との表現に改めるべきである。
137	20006	エ 自主的取組手法 自主的取組は政策とはいえないので削除すべきである。もしくは、自主的取組を推進する政策手法について述べるのであれば、罰則や行政処分などの政策的対応を含む環境協定などを例示すべきである。
138	21101	畜産業から排出されるCO2に関して、言及があまりになされていないのが問題である。京都議定書にも、発生源として「農家畜の腸内発酵家畜の糞尿管理」といったことがはっきり書かれている。国民の動物性食品摂取が直接にCO2増加に寄与していることをもっと明確にするべきである。
139	21103	「異常気象の増加」の後に、「水不足の増大、生態系への悪影響の拡大」を加えるべきである。同じ行の後半、「感染症」の後を、「や熱ストレスによる被害の拡大」とするべきである。地球温暖化の脅威を表現するのに、元の文だと事例が少なすぎるので、脅威を強調するために、影響の大きさをあげたほうが、文章としてインパクトが強まる。
140	21103	途上国の排出量増加を書く前に、温暖化の原因として先進国の累積排出量の大きさについてまず記述すべきである。また、南北格差の大きさについても記述し、共通だが差異ある責任に基づき日本などの先進国が先行し、かつ将来もより多くの責任をもってより多くの対策を行うことを確認すべきである。
141	21104	2013年以降について、昨年12月のCOP11・COP/MOP1で、先進国の削減義務について、2012年までの義務と切れ目がないように目標を定め継続強化することが決まっている。このことを記述し、今後の国内対策強化が不可欠になっていることを書くべきである。
142	21104	COP11、COP/MOP1では、京都議定書の枠組みのもとで、先進国は更なる削減義務について交渉していくプロセスに合意した。また、その合意には、先進国の第2約束期間の削減義務については、第1約束期間との間に空白が生じないようなタイミングで結論を出すことも含まれている。それらを踏まえ、文末に、「そのため、2005年12月に行われたCOP11、COP/MOP1では、2013年から始まるように京都議定書のもとで日本を含む先進国の更なる削減義務について交渉していくことになりました。」と文章を追加すべきである。
143	21105	原因と対策・政策の問題点の主要なものを、排出量の大きさ、増加量の大きさを踏まえて重点的に点検し、記述すべきである。 すでに述べたように、全体の5割は180の発電所、製鉄所、製油所、セメント工場から排出されている。また、1990年以降の変化では、日本の排出増に匹敵する増加が石炭火発だけでもたらされている。 これまでの政策を振り返ると、対策量を明示するような計画が幾度もつくられたものの、肝心の政策的な担保はそのほんの一部でしかなく、現在の「京都議定書目標達成計画」でも全体の対策量のうち、対策の達成が法的に担保されているものの割合は2割に満たない。しかも産業部門のCO2については、大半は経団連の自主行動計画に依存している。また政策は、石炭火発増加や車の輸送分担率増加、乗用車の大型化など、逆行する企業活動を放置してきており、さらには石炭に安い税制、石炭火発建設自治体への交付金、道路建設に全交通関係公共事業の85%を集中、あるいは大型乗用車への物品税廃止などでCO2排出増を促進させてきたこと、政策への環境アセスメントがなかったことなどの問題点を記述し総括すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
144	21105	京都議定書目標達成計画などの「定められた対策の確実な実施と、そのために必要な施策の展開を図ることが必要」とされるが、前述のとおり、この「達成計画」には多くの不確実性があり、「達成計画の確実な実施」だけでは6%の削減目標を達成できない。達成計画を確実に実施することはもちろんであるが、追加的な対策が必要なことも明記すべきである。
145	21107	条約の目標を達成するための気温上昇についても記述すべきである。その値については、工業化以前からの気温上昇を2度未満にすることを記述すべきである。
146	21108	具体的な目標の在り方についてはなお検討が必要だが、我が国においても、究極の目標に至るためのいわば中間目標として、30～50年を射程とする中長期目標を早期に策定することとし、必要な作業を早急に進めるべきである。
147	21108	今後、2013年以降の枠組みを国際的に検討する際にも、国内の対策を長期的に考えるに際しても、ここで述べられている「中長期的目標」を日本として持つことは非常に重要である。 中長期的な目標は、短期的な政策の方向性を示すという役割があり、それが不在のままでは、場当たりの対策や、問題に対して受身の対応をする事態に陥ってしまう懸念がある。したがって、該当部分において、そうした目標を「策定することとし、必要な作業を進めます」とあることは重要である。ただし、日本としての方向性を内外に示す意味からも、その作業は、各ステークホルダーとの入念な議論を重視しつつ、「早急に」または「可能な限り早期に」行われ、策定されるべきである。
148	21108	2050年程度の中長期をにらんだ気候目標を早急に策定することを記述すべきである。
149	21108	21107の「究極の目標」の設定には、今後の国際的動向を考慮に入れつつ目標設定をすることが必要であるが、中長期的目標については、10018で「本計画は・・・2025年頃までに実現すべき社会を見据えながら、当面の環境政策の方向と取組の枠組みを示す」計画としていることを踏まえ、遅くとも2007年度中には2025年度までに日本が実現すべき温室効果ガス削減量を目標として設定すべきである。
150	21108	「我が国として、国際的な取組や国内の取組の枠組みの目安となる中長期的な目標について検討することが必要になっていきます」とか、「30～50年を射程とする中長期目標を策定することとし、必要な作業を進めます」とされるが、（注1）に記載されているとおり、EUは1996年に工業化前と比較した気温上昇を2以下に抑える長期目標を設定し、このことがEU全体として温室効果ガスの削減が進む要因となっている。気温上昇幅を産業革命以前から2度未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性があることは、多くの知見が示すところである。前述のとおり、日本でも中央環境審議会の専門家部会が、「気温上昇幅を2とする考え方は、長期目標の検討における現段階での出発点となりうる」と報告しているのであり、「検討することが必要になっていきます」とか、「必要な作業を進めます」とか言っている段階ではない。可及的速やかに、気温上昇幅を工業化以前から2とする長期目標を決定し、ここからバックキャストして中期的な目標を検討することを明記すべきである。
151	21109	「我が国の6%削減約束を確実に達成します」…主催国として是非達成をお願いしたい。
152	21111	（意見1）環境と経済の好循環の「鍵」としてあげられている省エネ機器の開発・普及エネルギー利用効率の改善などについては、単位当たりエネルギー消費量の減少は、それ自体では排出量の削減にはつながらないことから、「総量規制」の観点を入れるべきである。 （意見2）エネルギー政策と環境政策との連携は、極めて重要である。現状では、エネルギー政策と環境政策を統合した政策決定、具体的な連携・統合の意思決定システムが欠落している。エネルギー政策と環境政策とを統合することが出来る法制（例えば、地球温暖化防止法と省エネ法の一本化など）の確立に向けた方向性を盛り込むべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
153	21111	<p>「省エネ機器の開発・普及、エネルギー利用効率の改善、技術革新の一層の加速化、環境意識の向上に加え、広範な社会経済的システムの転換を伴う地球温暖化温暖化防止対策を大胆に実行します」とし、「省エネルギー、未利用エネルギーの利用などの革新的技術を加速し、効率的な機器や先進的なシステムの普及を図る」とされるが、革新的技術を待っているという気温上昇幅を2 未満に抑えることなど覚束ない。</p> <p>地球温暖化防止対策は、つまるところ省エネ対策とエネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーに転換するしかない。地球温暖化が急速に進行していることを考えれば、現状で利用可能な省エネ技術と再生可能エネルギーへの転換を、政策的に「大胆に実行する」しかないことを明記すべきである。再生可能エネルギーへの転換については、現在の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）は、低い目標値に加え、廃棄物発電が新エネルギーに含まれているため、現実には電力会社の買取りのほとんどが廃棄物発電で占められて、結局、RPS法は再生可能エネルギー普及の抑制法として機能してしまっている。こうしたRPS法の問題点を率直に記述するとともに、ドイツなどで普及効果を実証済みの固定価格買取制度の導入が必要なことを明記すべきである。</p>
154	21111 21124	<p>環境への大きな負荷となっている化石燃料の使用量を大幅に減らすためには、エネルギー政策への積極的な関与が必要である。再生可能エネルギーの利用拡大はもちろん、省エネルギーへの本格的な取組、自動車利用の低減、公共交通の拡充、都市の再構築など産業政策と環境政策を連携した新たな取組が必要である。</p>
155	21112	<p>計画に位置づけられた対策・施策の推進はもちろん、点検を毎年行い、不十分な対策はただちに強化し、政策で担保できていない対策はその達成を政策で担保するよう強化すべきである。</p>
156	21115	<p>国については、対策を進める上で最良の政策を選択する義務があること、対策効果を事前に示し、事後に検証して不十分なら政策の追加・改廃を行うことを明記すべきである。</p> <p>また、逆行する政策をただちに中止し、逆行するおそれのある政策を未然に防止するとともに、企業活動などを未然におさえる政策を導入することを責務として明記すべきである。</p>
157	21116	<p>この項に「都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会の活用、役割の強化を図りつつ、地域住民等への情報提供と活動推進」と記されているが、センター・地域協議会ともに位置付けや役割が不明確であり、あまり重視されていない印象を受ける。</p> <p>本来これらの組織は"活用"すべき存在ではなく、地方公共団体との"共同"あるいは"協同"によって、事業者・個人への環境への取り組みを促す活動や情報提供を行うべきものである。具体的な活動は都道府県と考えるべきことではあるが、センターは実質的に地域における地球温暖化防止活動の最前線に位置しており、国民とじかに接するもっとも重要な拠点のはずである。そのことをもっと強調し明確に記すべきであり、本基本計画への加筆に加え、国の人的経済的バックアップ策の検討を望む。</p>
158	21117	<p>利用可能な最良の技術の選択・導入を行う義務があることを明記すべきである。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型経済活動の防止を行う責務があることを明記すべきである。</p>
159	21118	<p>・大量消費・大量廃棄型の生活様式の変革（住宅の断熱化、省エネルギー機器 や燃費性能の優れた自動車への買換え、公共交通機関や自転車の利用促進、地域材の積極的利用等）の部分に対して例示として「動物性食品の摂取の抑制」を追加するべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
160	21120	各主体の費用負担の公平性、については、温暖化対策では初期投資とエネルギーコスト削減とを比較すると、エネルギーコスト削減が上回る対策が数多く存在し、産業がそうした対策を選択する手段に恵まれている。にもかかわらず一部の対策しか実現されていないと推定されることから、費用負担の公平性には曖昧で不十分なところが多いため、この記述は削除すべきではないか。 また、インセンティブ付与型施策としては、化石燃料に課税する炭素税（環境税）が効果的であり導入を早急に実現すべきことを明記するべきである。
161	21120	（意見1）これまでの温暖化対策では、国・地方公共団体・事業者毎の「自主的手法」が主流であり、かつ、その目標が不明であり、目標達成の実効性が担保されていなかった。この自主的手法については、公共事業・民間活動に関わらず、第三者によるチェックシステムの導入、ポストノータリスの採用等による実効性確保の方策を強化すべきである（付言すれば、自主的手法は、決して取り組む者の任意に委ねられるものではなく、それ自体一つの制度ないし仕組み・手続である。仮にそうでなければ、自主的規制の手法を本計画の目標達成手法としては組み込むべきではない）。 （意見2）また、各手法の組み合わせによるポリシーミックス手法については、その評価・見直しの基準としては、あくまで温室効果ガスの総量が削減できているかの基準を基本として、大胆な見直しを加えるべきである。
162	21121	全ての政策について、計画時（P）に代替案の比較と政策効果を明示し、国民の意見を聞きつつ策定すること、中間段階・事後に必ず評価を実施し不十分なら追加政策をとることを実施すべきである。
163	21121	PDCAについては、ある分野、ある事業者の活動が温室効果ガスの削減にどのように貢献したか、あるいは増加の原因となったのか、さらには今後の行動選択としてどのような選択肢があるのかをわかりやすく示すことが重要である。このことは、特に、国民自らがエネルギーの消費削減に向けた行動を選択するうえで極めて重要である。
164	21122～21124	バックカスティングの手法の導入は緊急を要する。 2003年度の温室効果ガスの排出量が基準年に比べて8.3%増加しているという現状は（11109）、出来るところから対策を取ろうとしてきた日本のこれまでの温暖化防止対策の基本的な欠陥を示している。この事実を端的に表現したうえで、今後の政策目標を具体的に示すべきである。なお、バックカスティングの手法による政策目標の設定や削減手法の選択は、予防原則に立って検討されるべきである。
165	21123	上から2行目「さらには」の後に「2050年までに」と入れる。 いつまでに、「現在のレベルの半分に減少させる」のか、示さないと、「半分に減少」させなくてはならない緊急性が伝わらない。
166	21123	バックカスティング手法を開発・利用することにより、長期的視点から目指すべき社会像を描き、今取り組むべき課題を抽出し、必要な対策を実行に移していくことが重要」とするが、「長期的視点から目指すべき社会像」を描くためにも、例えば、「気温上昇幅を2」とする目標を定めることが重要であることを明記すべきである。
167	21124	2050年程度の中長期に関しては、前述した通り、工業化以前からの気温上昇2度未満を目指して排出削減を図っていくことを目標とし、対策は、それを確実に達成するために短期・中期の削減を予防原則に基づき進めていくべきことを記述すべきである。「技術革新を進めるほか」との文章は、技術の中身を特定せずに使うのは危険である。技術については環境アセスメントを実施し環境への悪影響がないことを前提に使用することを書き添えるべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
168	21124	「長期的、継続的な排出削減のためには、様々な分野においてエネルギー需給構造そのものを省CO2型に変革していくことが重要」との指摘は正しいが、そのための具体的な国内対策は、秘術革新、交通システムの抜本的な見直しや、住宅・建物の断熱化、環境性能のよい設備や商品のフローの普及、持続可能な森林経営だけではなく、再生可能エネルギーの普及が政策の基本に据えられるべきである。そのためにも、市民が参加する固定価格買取制度の導入は不可欠であることを明記すべきである。
169	21125	京都議定書のように各国のGHG総排出量について数値目標を掲げるような方法では、米国や中国の参加は現実的に望めないことから、「これまでの取組や国際合意の経緯を踏まえつつ」を、「これまでの取組や、気候変動枠組条約に記載されている「共通だが差異のある」国際合意の経緯を踏まえつつ」に修正すべきである。
170	21125	下から3行目「すべての国が」の後に、「様々な形で」を入れるべきである。日本は「すべての国」と言い続けているが、これでは、途上国にとって説得力をもたない。COP11のモントリオール会議では、小池大臣などは、「共通だが差異ある責任に基づき、先進国は行動をし、途上国はできることをする」と発言した。ゆえに、日本は「すべての国」という言い方を改めたので、環境基本計画でもその精神を尊重するべきである。
171	21125	昨年12月のCOP11・COPMOP1で、先進国の削減義務について、2012年までの義務と切れ目がないように目標を定め継続強化することが決まり、まず先進国の対策強化が重要になっていることから、日本も6%を大幅に上回る削減提案を行う方針を示すべきである。
172	21125	COP11、COP/MOP1では、京都議定書の枠組みのもとで、先進国は更なる削減義務について交渉していくプロセスに合意した。また、その合意には、先進国の第2約束期間の削減義務については、第1約束期間との間に空白が生じないようなタイミングで結論を出すことも含まれている。まず、「新たな国際枠組みの検討」というタイトルを「京都議定書を踏まえた2013年以降の国際枠組みの検討」に変えるべきである。  また、「2005年12月に行われたCOP11、COP/MOP1では、2013年から始まるように京都議定書のもとで日本を含む先進国の更なる削減義務について交渉していくことになった」との、国際合意の経緯についても明記すべきである。  さらに、「これまでの取組や国際合意の経緯を踏まえつつ、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールを構築し、衡平で実効ある枠組みを成立させることが重要」とするが、日本政府の一部に、法的拘束力のある各国別の数値目標は効果的なアプローチではないとか、次期約束期間は2013年から2030～2050年といった長期で設定し、それまでの期間は「排出原単位での目標設定」でよいなどとの主張がある。京都議定書は、始動するまで8年にわたる長い交渉を経て合意された地球温暖化防止のための国際的枠組みであり、これを引き継ぎ発展させることが必要であり、COP3の議長国であった日本政府にはその責任がある。2013年以降の先進国の枠組みについては、法的拘束力や数量化された国別総量削減、遵守制度などの京都議定書の基本的な構造は引き継ぐとともに、より高い削減目標に合意しなければならないことを明記すべきである。
173	21126	「国際的連携のもと・・・脆弱な国等における適応策への支援」を行うとするが、現実には、現在まで日本は気候変動枠組条約や京都議定書のもとにつくられた基金などにまったく拠出していない。世界第5位、先進国では第2位の温室効果ガスの排出国である日本には、率先して途上国への支援を行う義務があることを明記し、対応の資金の拠出などの具体的な適応策の支援に言及すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
174	21130	<p>漠然とした方向性ではなく、利用可能な最良の技術によるストック効率向上、石炭・石油から天然ガス・自然エネルギーへのシフト、代替フロン等3ガスの生産・消費のできる限り早い中止・全廃、という原則を掲げるべきである。</p> <p>その上で、CO2に関しては、漠然と消費側の努力・我慢に頼らず、市場に出ている商品は効率が悪いもの、排出係数の高いものを市場から追放し、トッランナーかそれに近いものに限っていくことを基本とし、消費側が商品選択を誤るのを未然に防止するようにすべきである。</p>
175	21130	<p>ここでも、エネルギー源を化石燃料から再生可能エネルギーに転換することが政策の基本に据えられるべきであることが明記されるべきである。</p>
176	21131	<p>石炭火発の新増設中止とLNG火発や自然エネルギーへの転換を中心とした発電対策、産業の省エネ・燃料転換対策の徹底、建物の次世代省エネ基準厳守化、車の小型化・効率化（共同輸送など）、モーダルシフトを重点にすべきである。なお、環境基本計画で環境負荷において様々な問題を抱えている原子力発電の活用を掲げるのは問題であり削除すべきである。</p> <p>またCO2以外の代替フロン等3ガス対策については、脱フロン化を重点にすべきである。</p>
177	21131	<p>エネルギー供給部門の具体的対策として、「原子力発電、新エネルギー、天然ガス等の活用」をあげているが、原子力発電は二酸化炭素の排出原単位は小さいが、安全性や放射性廃棄物の問題などがあり、マラケシュ合意でも原子力の利用は控えるとされた経過がある。原子力を温暖化対策として利用することは、国内対策についても控えるべきである。また、ここでも具体的な対策として、市民が再生可能エネルギーの普及に参画できる固定価格買取制度の導入を対策としてかかげるべきである。ドイツでは2004年末時点で、日本の18.5倍の風力発電設備が導入されているが、その7割を超える風力発電設備が市民の投資によっており、こうした市民の投資は固定価格買取制度によるものである。こうした経験に学ぶならば、日本においても固定価格買取制度が早急に導入されるべきであることが明記されるべきである。</p>
178	21131	<p>「脱温暖化社会」が叫ばれていますが、宇部市の石炭火力などの事業などが推進されると、目標は全く意味のないものになってしまう。</p>
179	21131 (22109)	<p>21131と22109の具体的な対策の記述の中に「二酸化炭素排出原単位の小さい原子力発電」「安全確保を前提とした原子力発電の着実な推進」と当たり前のように記述されているが、安全確保が疑われるような事件が起こっている現況を見ても原子力をエネルギー源として使用することのリスクは、自然エネルギーや天然ガスとは格段に違っている。それを同じ次元で並列して記述することは、自然エネルギーよりも原子力に依存する態度を示すものであり、明らかに意図的なものを感じざるを得ない。</p> <p>"二酸化炭素の排出原単位が小さい"という理由だけでこのような記述をすることは、国民に対し間違った判断材料を与えることにもなりかねず、非常に危険である。現在は日本の政策が原子力を推進している以上、否定することはできないが、国としてメリットだけでなくデメリットやリスクも明確に説明する義務がある。</p> <p>原子力にはそのくらい大きなリスクがあり、将来世代に渡って消えることのない負の遺産を残すものであるということを明記しない限り、対策として記述するべきではない。リスクを明記しないのであれば、本計画から原子力推進の記述を削除していただきたい。</p>



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
180	21131 (22109)	<p>（意見1） エネルギー消費の制限を誘導し、また実効性を確保するためにエネルギー利用・消費の全分野においてDSM制度を導入する。</p> <p>（意見2） 21130では、原材料や部品の調達から・・・廃棄物の排出・リサイクルに至る流れ全体の温室効果ガス排出量削減のための対策を指摘しているが、この項ではその具体策の対策が欠落している。製品の絶対量の増大、利用後排出される廃棄物の増加にともなうエネルギー消費の増大に対する対策を検討すべきである。</p> <p>（意見3） 原子力発電をエネルギー供給部門の温室効果ガス削減対策として位置づけることは、「我々が目指すべき社会」（10003）、「心の面から見た環境と我々の関わり」（10007）、「将来世代や世界のさまざまな地域の人々の環境と我々の関わり」（10008）等で具体化されている本計画が目標とする「持続可能な社会」と著しく矛盾する。したがって、この項から「原子力発電」の部分を削除すべきである。</p>
181	21132	<p>森林整備における吸収量は、確実に増大するとの科学的根拠が不十分であり、一時的な吸収をもってエネルギー起源CO2削減対策と同等に扱うことには問題があることを基本認識として確認するべきである。その上で、仮に森林吸収源を利用する場合でも、目標達成に利用するのは、基準年と比べて人為的に吸収量が増加した分のみとするべきであり、活動範囲の純吸収量とするべきではない。</p>
182	21132 (22114)	<p>森林整備等による吸収源効果を温室効果ガス削減量に算入することは、第一約束期間に限ることとし、第一目標期間後における国内対策としては、温室効果ガス削減量には算入しないこととする。また、森林整備のあり方は、生物の多様性保護や地域生態系に大きな影響を及ぼすことから、森林整備事業においては温室効果ガスの吸収効果を過大に評価することなく、むしろ生物の多様性保護等への配慮を重視すべきである。</p>
183	21133	<p>京都メカニズムが、国内対策に関して補足的であるとの原則を具体的に定めるべきである。また、産業部門対策において経団連自主行動計画の達成に京都メカニズムを利用する事を認めていることについては問題があるため、ルールを設け、制限するべきである。</p>
184	21133 (22116)	<p>京都メカニズムのうち、CDMに依存した削減手法の利用は、最小限度にとどめる。CDMとして実施される植林事業が、ODAとして実施される場合のクレジットが過剰に算定されないシステムとすべきである。また、日本が関与するCDM・JI事業については、国内監視制度・手続を策定するなどして、その運用の適正を担保すべきである。</p>
185	21134	<p>「環境税については」で始まるパラグラフの上から4行目 行全体を以下のように直し、「国民に広く負担を求めることになるため」という否定的な文言を改める。 「・・・から検討が行われています。広くあまねく平等に国民が環境負荷の分を負担することにより、国民の意識啓発に結びつき、インセンティブ効果を生みます。そのため、地球温暖化対策全体の中での・・・」 「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題です」「真摯に総合的な検討を進める必要があります」に変える。環境税は、「課題」ではなく、実行すべき事柄となっている。</p>
186	21134	<p>「国内排出量取引制度については」で始まるパラグラフの1行目に斜字の部分を導入する。 「国内排出量取引制度については、削減量を確実に担保できる、コスト効果があるなどの利点があるため、他の手法との比較やその効果、・・・」と続ける。 「総合的に検討していくべき課題です」「総合的に検討していくことが求められています」に変える。環境税と同様に、国内排出量取引も、取り入れるべき経済的手法であり、その必要性を訴えるべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
187	21134	環境税（炭素税）は、市場メカニズムを通じた政策手法の代表であり、エネルギー起源CO2の排出削減に適した必要不可欠な政策である。あらゆる主体に対して対策効果が期待されるだけでなく、制度設計により、真面目に努力する企業・国民がむくわれる政策として、これら主体がかえって負担減になるようにもできる政策手法である。これを、「検討を進めていく課題」と消極的に位置づけるのではなく、早急に導入し、対策効果を見て強化すべきである。 なお、環境税（炭素税）は、財源調達は二次的なものであり、あくまでも価格インセンティブ効果で削減を促す政策手法であることを確認すべきである。 また、環境税（炭素税）は環境負荷の大きな企業・家庭に相対的に大きな負担をさせるものであり、「国民負担を極力小さくすることが重要」という表現がそれと矛盾しないことを確認すべきである。
188	21134	最終段落の国内排出量取引制度は途上国の潜在権利を侵害するので避けるべきである。
189	21134	環境税については「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされ、国内排出量取引については「総合的に検討を進めていくべき課題」とされているが、こうした経済的手法は温暖化問題のようにその排出源が多数にのぼる場合には有効な手段である。  環境税については、道路特定財源や原発・石炭火発を優遇する歪んだエネルギー税財政の改革とともに、早急に導入すべき施策と位置づけるべきである。また、国内排出量取引についても、キャップアンドトレードの排出量取引制度を早急に導入すべき施策と位置づけるべきである。
190	21134 (22117)	経済的影響の大きな環境税の導入は、国民各階各層の理解と同意を得ながら、慎重の上にも慎重に検討していただきたい。 今基本計画案では、環境税について「国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」、「その効果や影響などを踏まえ、総合的に検討していくべき課題」としているが、環境税導入による経済的影響は大変大きいと、国民各階各層の理解と同意を得ながら、慎重の上にも慎重に検討していただきたい。
191	21134 (22117)	（意見1）多様な政策手段、各手法の組み合わせによるポリシーミックス手法については、その評価・見直しの基準としては、あくまで選定した手法による温室効果ガスの総量削減の実効性が上がっているかどうかを基本とし、見直しの結果、効果があがらない場合にはより規制的な手法の採用へと移行しうることとすべきである。 （意見2）環境税（炭素税）を早急に導入すべきである。 （意見3）国内排出権取引については、企業の温室効果ガス排出を抑制する手法として、厳格なモニタリング等を前提とした義務参加型・キャップアンドトレード型排出権取引制度が有効であり、早急に導入すべきである。 （意見4）横断的手法として、すべての政策・計画・プログラム及び事業を対象とした温室効果ガス影響評価制度を導入する。このために、戦略アセスメント制度を早期に制度化することとし、現行の環境影響評価法の対象事業についても、調査・予測・評価の項目として温室効果ガス影響を入れるべきである。
192	21134 (22117)	経済的影響の大きな環境税の導入は、国民各界各層の理解と同意を得ながら、慎重の上にも慎重に検討していただきたい。
193	21135	最後のパラグラフの1行目「すべての国が参加する」「すべての国が様々な形で参加する」に変更すべきである。 21125で述べたのと同じ理由。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
194	21135	使用すべきではない技術として、他の環境負荷をもたらす可能性のあるもの、将来世代に迷惑をかけるものをあげ、大きな技術に関しては環境アセスメントを義務づけることとすべきである。 二酸化炭素回収・貯留・隔離技術は、不確実であって他の環境負荷をもたらす可能性のあるものと位置づけるべきであり、従来技術よりすぐれていることの確証が得られるまで使用しないことを明記すべきである。問題のある技術開発に対し国が予算を確保することも慎重であるべきである。
195	21135	地球温暖化による気候変動のリスクが高まっている現在、これまでの経済優先の政策や国土開発を方向転換し、気候変動リスクの低減に向けた取組を重視していく。具体的には、国土の2/3を占める森林の積極的な保全と活用、人口の集中した都市の再構築など、長期的なビジョンに基づく取組が重要である。
196	21135	技術開発のなかで、「中長期的視野に立って省エネルギー、未利用エネルギーの利用、二酸化炭素回収・貯留・隔離技術等の技術革新を加速する」とされるが、二酸化炭素回収・貯留・隔離技術は二酸化炭素の排出を前提とするという問題があるだけでなく、エネルギー収支やコスト面で課題が多く、安易に「技術革新を加速する」などと位置づけるべきではない。また、こうした炭素固定などの研究費に、本来進められるべき再生可能エネルギーの研究や普及など、本来、早急に進められるべき研究や対策への資金が回されるようなことがあってはならない。
197	21137	<エネルギー起源二酸化炭素の排出量の目標及び各部門の目安としての目標>は1990年～2003年の実績から見て2010年度の目標は不可能と思われる。現実的な見直しが必要である。
198	21138	京都議定書によりカバーされないGHG排出量の問題が、地球規模での温暖化対策上、非常に深刻であることをより明瞭化するため、「...確実となっています。」の後に、「米国と中国を合わせると、全世界のエネルギー起源二酸化炭素の排出量の1/3以上を占めており、今後もその排出量は著しい増加が見込まれます。」という一文を追加すべきである。
199	21138	直接排出量において全体の1割程度にすぎない家庭と業務だけ目標を示すのは問題である。まずは大口排出源について掲載すべきである。 掲載すべきは以下の事業である。また、省エネ法の効率改善が達成されるように目標を示すべきである。 電力（火力発電所のCO2原単位） 鉄鋼（粗鋼生産量あたりCO2排出量） 化学（主な生産品の生産量あたりCO2排出量） セメント（生産量あたりCO2排出量） 紙パルプ（生産量あたりCO2排出量） 石油（製油量あたりCO2排出量、換算値の禁止） トラック（貨物輸送トンキロあたりCO2排出量）
200	21138 (22109)	60年代から70年代に建築された戸建住宅、集合住宅、ビルの多くが、これからの約10年間に建て替え時期を迎えることが確実である。この住宅建て替え時に、エネルギー節約型の住宅等の建設を促進する規制、誘導策を採用することは温室効果ガス削減にとって極めて重要な課題である。
201	21204	「毎年、約4億5千万トンという膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、廃棄物等（注1参照）の...」とあるが、P53（注1）によると廃棄物等とは「廃棄物に加えて使用済物品、副産物等を含む」とあることから、「毎年...膨大な量の廃棄物等（注1参照）が生ずるとともに、これらの多様化に...」と修正すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
202	21204	「毎年、約4億5千万トンという膨大な量の廃棄物」とあるが、リサイクルの仕組みが確立しているものはごみ（廃棄物）からはずすべきである。「ごみ」を卒業してP55注1に記載の「循環資源」として別集計する等、循環型社会に対応して評価手法、統計方法を今後検討願いたい。
203	21206	「製品の使用後の段階等で一定の責任を果たすという拡大生産者責任」とあるが、「...一定の役割を担う...」が適切である。
204	21213	「拡大生産者責任に基づく制度の拡充」とは何か。また、「拡充」とは循環型社会形成推進基本法第11条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項に規定されることを拡充するということか。
205	21213	土木建築に対する拡大生産者責任制度の展開として、建築基準法に基づく建築確認申請に際し、建築物の解体・廃棄時の計画又は廃棄物処置に関する物量データ等を提出させることを提案する。
206	21214	（下線部分を追加修文すべきである。） 廃棄物等の移動の把握等のための情報基盤や、不法投棄防止等のための人的基盤も整備され、適正な最終処分を図ります。最終処分場については、新設できる箇所数の上限を設けることについても検討を始めます。
207	21228 (22203～22207)	施策の進捗状況や実態の適切な把握、環境影響評価等に当っては、環境省から独立した第三者機関が必要である。
208	21223	「社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」とあるが、「企業の社会的責任」が正確な表現ではないか。社会的責任だけであれば、「Corporate」に対応する日本語がないではないか。
209	21233	「もったいないバッグ（買物袋）」の例示があるが、せっかく整理番号21212で「ふるしき」についても例示として取り上げているので、この箇所においても、「買物袋」と並列させて「ふるしき」の活用も例示として取り上げるべきである。
210	21233	「地域重視」ではなく「一人ひとりのライフスタイルに根ざした生活者重視」とする。循環型社会形成のためには、地域主導ではなく個人の意識改革がより重要であり、それが地域に広まっていくのが望ましい。
211	21234	「サービサイジング」という文言を使用しているが、馴染みのないカタカナ用語は避け、多くの国民が理解できる用語を使用すべきである。
212	21234	「循環型社会の形成に自主的に取り組むことを促すための経済的手法の効果等」とあるが、経済的手法の効果とは何か。
213	21235	「一般廃棄物処理の有料化の取組を推進していきます」とあるが、一般廃棄物については家庭から出るゴミも含まれるため、一般国民の負担が多くならないように配慮する必要がある。そのため、「国民の意見を広く聴いて」とか「処理コストの低減を進めつつ、コストと負担とのバランスを図り」とか、何らかの表現が必要である。 そもそも、一般廃棄物は市町村の自治事務であるのに、有料化について整理番号21224では何ら触られていないのは奇異な感じがする。
214	21235	「事業者、地方公共団体、国が一体となって、施策の着実な推進を図ります」とあるが、「国民」が抜けている。なぜ不法投棄を防止しなければならないのかを考えると、国民の生活環境の保全をしていく必要があるからです。例えば、行政だけが監視していくのは無理がある。国民の通報、不法投棄現場における撤去など、国民の協力があって不法投棄の未然防止が図られると考える。
215	21235	最終段落、不法投棄撲滅に当っては、地域住民からの通報を取り上げるシステムが必要である。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
216	21237	「...に沿って、廃棄物熱回収の促進や...」とあるが、3Rの観点から熱回収以外にも例示すべきである。「...に沿って、廃プラのケミカルリユース、廃タイヤの再資源化や廃棄物熱回収の...」に修正すべきである。
217	21239	<p>環境施策のアセスメントを社会的費用と効果を明確にする                      自治体は特に、費用対効果をはっきりしない状態(思いつき)で施策を実行する傾向があり、企業の環境担当者としてはモチベーションが下がり困っている。                      どのような施策でも費用対効果の良い施策から実施すべきであるので、従って、順位付けができればよいので、詳細な評価は必要なく、最低桁が分かれば良い程度の評価はすべきである。                      自治体の場合は、評価をどの程度まで詳細にすれば良いのかが分からないし、評価の方法もよく分かっていないようである。(でも、自分たちの使う予算の計上はちゃんとしている...なので、やればできるはずなのだが...)</p> <p>環境の施策実施にあたり評価は義務付けるべきである。それとともに、簡便に社会的費用の算出と効果の算出ができるように、ガイドラインを策定し、自治体のアセスメントの手間を小さくする必要がある。</p>
218	21240	他の記述とのバランスから、ゴシック体にすべきである。
219	21243	・3項目の目標値は示されていますが、現状の数値が「我が国では、毎年、約 4億5千万トンという膨大な量の廃棄物」とはありますが、それ以外では読み切れない。削減%も示されていないが、如何か。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
220	21301～21331 (22127～22155) (22247) 第3節	<p>自動車排出ガス対策について</p> <p>1 第三次環境基本計画（案）は、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については改善しているとしたうえで、「環境基準の達成を確実なものとし、その後においても維持」するとしている。そしてこの目標に向けて、「環境的に持続可能な都市づくり、環境的に持続可能な交通システムの実現を図るとともに、都市における生活様式や経済活動についても持続可能なものへと転換を進めることを目指します」とする。しかし、掲げられている施策が、このような目標や理念と整合するものであるのか疑わしい。この問題の解決のためには、後述のヒートアイランド対策と同様に、車中心社会からの転換の方向を明確にすることが不可欠である。とりわけ、当面の対策ではなく、10年単位の「基本計画」には、その方向性を盛り込むことこそ求められている。持続可能な交通システムとは、車中心社会からの転換こそそのコンセプトなのである。</p> <p>2 自動車排気ガスから排出される物質のなかでも微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）や極微小粒子（ナノ粒子）は、特に健康影響が懸念されている。しかし微小粒子状物質については、ようやく測定が開始されたものの未だ測地地点が極めて少なく、極微小粒子については測定は行われていない。これらの物質については早急に測定方法の確立や測定局の設置を行うとともに、環境基準の設定が必要である。</p> <p>3 二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準達成など自動車排気ガスによる大気汚染を低減するためには、単体規制の強化とともに自動車交通量の削減が不可欠である。第3次環境基本計画（案）は、「交通需要マネジメントの手法の活用」を謳いながら、他方でバイパス及び幹線道路の整備も掲げている。新たな道路建設は、潜在的な自動車交通需要を顕在化させ自動車交通量を増加させるものであって交通需要マネジメントとは相容れないものである。</p> <p>自動車交通量を削減するためには、大都市部におけるオフィス床面積の規制や一定規模の事業所に対する自動車交通削減計画の策定義務付け、公共交通の整備や公共交通利用への誘導、自動車交通に依拠した流通システムの見直し、駐車課金、揮発油税及び軽油引取税の引き上げ等思い切った対策が必要である。</p> <p>4 被害者救済制度の確立</p> <p>自動車排気ガスを原因とする大気汚染によって気管支ぜん息等の呼吸器疾患に罹患する患者が年々新たに生まれている。公害健康被害補償法は1988年（昭和63年）に地域指定を解除したため、未救済のまま放置されている被害者は十分な治療を受けることもできずにいる。被害者の救済について第三次環境基本計画（案）は、第2章第2節5（1）において「公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償等を行い、その迅速かつ公正な救済を図ります」としている。緊急の救済を現行の公害健康被害補償法に基づいて行うとしても、自動車排気ガス低減対策に向けたインセンティブ効果を重視した新たな被害者救済制度を早急に確立すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
221	21301～21331 (22127～22155) (22247) 第3節	<p>ヒートアイランド現象に対する対策について</p> <p>1 第三次環境基本計画（案）は、「前章第3節に示した考え方にそって、人口排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、生活様式の改善などの取組みを総合的に推進します」と書かれているが、その展開にあたっての理念及び具体策の記述がなされておらず、不十分である。</p> <p>2 都市におけるヒートアイランド現象の対策としては、（1）車中心社会からの抜本的転換及び（2）都市計画・建築における規制緩和路線からの抜本的転換が、決定的に重要であり、基本であることが、まず確認されなければならない。</p> <p>3 車中心社会からの抜本的転換をはかるには、自動車の使用に伴う環境負荷の大きさに応じた経済的負担を、課税等の手法でユーザーに求めることが有効である。さらに、バイパス及び幹線道路の整備など自動車交通量を増大させる新たな道路建設の計画を取り止め、前述のような思い切った自動車交通量削減策を実施する必要がある。</p> <p>4 第二次環境基本計画策定後に都市再生特別措置法が制定されたことに象徴される都市計画、建築における規制緩和路線からの抜本的転換については、都市におけるヒートアイランド現象の主要な原因が、過剰容積、過剰高度の設定及び特定街区制度、総合設計制度、都市再生特別地区など土地の高度利用を目的とした規制緩和政策による（超）高層ビル、マンションの林立、及び都市及び周辺の緑地、農地、里山等を破壊する形で依然として進行し続けている住宅、ビル等の開発、にあることが認識されなければならない。</p> <p>従って、これらに対する対策については、都市計画のマスタープランの中に、「ヒートアイランド対策」を組み入れたうえ、都市における過剰容積の引き下げ、高度制限の設定・引き下げ（＝ダウンゾーニング）及び土地の高度利用のための規制緩和を認めないことが必要である。また、都市及びその周辺の緑地、農地、里山等を保全するために、特別緑地保全地区・緑地保全地域・緑化地域の積極的指定を初めとした都市緑地法などを活用した緑地保全策が必要である。</p>
222	21301～21432 (第3節,第4節) 21703～21781(第7節)	これらの根底に、国をはじめとするすべての主体が今までの大量消費・大量廃棄の生活を変える意思を持たない限り地球環境の破壊が止まらないことをまず明記すべきである。
223	21304	自動車交通の全国化とともに、全国的にぜんそく患者が増加しており、とくに深刻な大気汚染が続く都市部でぜんそく患者が多発していることに言及すべきである。
224	21307	都心環状線の地下化、大規模緑地の造成、中小河川の復活など、こんな計画を例示したら、国民は明るいイメージで環境計画を読んでもらえるのでは。
225	21311	<p>「自動車騒音に係わる環境基準の達成状況は厳しい状況が続いています。」と記述していますが、この環境基準は平成9年に緩和改悪した基準でものことです。「厳しさ」を「厳しく」認識すべきである。</p> <p>環境基準を再改訂し、住専地域には幹線道路近接空間基準を適用しないこととすべきである。環境を守るための環境基準が自動車の利便性のための基準となったことをあらため、「人の環境」をまもる本来の目的を達成すべき。</p>
226	21312	この章全体に主語がなく、この「第三次基本計画」が主語なのか、「国」なのか、「私たち」なのかわからない。また「目標」も抽象的なことばが羅列され、漠然としていて、目標となっていない。「中長期的な目標」というのは、例えば2030年とか2050年とか2100年までに、具体的に何をどうする、ということを示すものである。
227	21315	「都市における良好な大気環境を確保するため必要な規制を実施する」とするが、大都市部には一刻の猶予もならない激甚な大気汚染に晒されている地域があり、こうした地域については自動車交通の流入規制などの緊急対策をとる必要があることを明記すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
228	21319	<p>・「環境的に持続可能な交通システムの実現」に、環境道路等幹線道路ネットワークの整備とあるが、これでは、環境対策の名のもとに新たな道路建設の推進を可能とするものである。新たな道路建設は、さらなる交通量の増加をまねき、都市のアメニティを喪失させるなど、都市環境を悪化させてきたことは、過去の事実を見れば明らかである。</p> <p>・そもそも、対策については、単体規制も大事であるが、同時に自動車交通の総量をどうやって削減していくかも最優先課題であることを環境基本計画で明確にすべきである。基本的な発想を「自動車交通優先から人と環境に優しい交通に」大きく転換することが必要である。</p>
229	21319	<p>これまでは、自動車の単体規制、交通流対策、交通需要マネジメント（TDM）施策の推進の中で、単体規制が主流となってきた。</p> <p>今後はTDMを中心に据えるべきで、自動車への過度な依存を減らすまちづくり、事業活動、生活様式の改革を含めた総合的な対策を講じてはどうか。</p>
230	21320	<p>「法の着実な施行」とあるが、「法」とは何法を指すのか、具体的にすべきである。また、「はかります」は「図ります」ではないのか。</p>
231	21321	<p>上から2行目「税制のグリーン化」の後に「や排出の上限を定めて取引をする、国内排出量取引」を入れる。経済的手法には、「国内排出量取引」も入るので、これをぜひ入れるべきである。</p>
232	21325	<p>・「エコドライブの実施」が国民、民間団体の取組の一つとしてあげられているが、これではエコドライブ推進を一個人や一事業所の努力に期待する程度の対策になりかねない。とりわけ中小の運送業者がエコドライブに取り組む意義は大きいですが、それぞれの事業所の努力に頼るだけでは実施は困難である。また、エコドライブは単なる器具の普及ではなく関係者、団体、行政間のパートナーシップで行うことが必要である。現在の自動車交通対策における単体対策は、単体規制と車種規制であるが、これにソフト面の対策としてエコドライブを位置づけるべきである。</p> <p>・よって、環境基本計画には、自動車交通対策、引いては都市環境対策の一つとして、エコドライブの普及などソフト面での対策を正しく位置づけるとともに、こうした取り組みをさまざまな主体が協働して実施する仕組みづくりも積極的に位置づけるべきである。</p>
233	21329	<p>（下線部を追加修文するべきである。）</p> <p>緑地の保全や風の通り道の確保等に向けた水と緑のネットワークの形成と効果的な配置、都市の景観と環境の改善をかねた公共空間における緑化や水辺づくりを進めます。緑化及び緑地の整備に当たっては、地域在来の植物の活用を基本とします。</p>
234	21329	<p>「環状道路等幹線道路ネットワークの整備」とありますが、この政策で大都市の大気環境が悪化してきたことは明らかである。従ってこの項を削除し「自動車交通需要の調整」をいかにして、「自動車交通の需要管理、ロードプライシング政策等の早期導入と低床式LRTの導入政策を実現する。」と書き換えるべきである。</p>
235	21331	<p>環境省HPには、「指針値とは有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された...数値であり、...」とあることから、「指標ごとの特徴や意味合いが異なることに留意し、」を「指標ごとの特徴、科学的信頼性、意味合いが異なる...」と修正するべきである。</p>
236	21331	<p>環境省HPには、「指針値とは有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された...数値であり、...」とあることから、「指標ごとの特徴や意味合いが異なることに留意し、」を「指標ごとの特徴、科学的信頼性、意味合いが異なる...」と記述すべきである。</p>
237	21331	<p>指針値は有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された数値の場合もふくまれていることを認識した書きぶりにするのが妥当と考える。</p> <p>従って、「指標ごとの特徴や意味合いが異なることに留意し、」を「指標ごとの特徴、科学的信頼性、意味合いが異なる...」と修正するべきである。</p>



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
238	21331	NO2やSPMなどの汚染物質の環境基準は制定以来見直されていません。この基準は制定当時の知見に基づく経験式で導かれたものであり、現在の全国データを基に検討していただきたい。
239	21404	「水循環が急激に変化し、・・・物質循環等様々な機能が損なわれた結果」とあるが、これらの現象が同時に発生している地域は少ないと考えられるので、「水循環が急激に変化し・・・物質循環などの機能が損なわれた場合には・・・問題が生じている地域もある」とするべきである。 このままでは、いたるところでこのような現象が発生しているとの認識を与えかねず、いたずらに国民を刺激する内容となっている。
240	21404	「水循環が急激に変化し、...物質循環等様々な機能が損なわれた結果」とあるが、これらの現象が同時に発生している地域は少ないと考えられるので、「水循環が急激に変化し...物質循環などの機能が損なわれた場合には...問題が生じている地域もある」とすべきである。このままでは、いたるところでこのような現象が発生しているとの認識を与えかねず、いたずらに国民を刺激する内容となっている。
241	21404	「・・・水は、・・・不可欠な基本要素です」において、「水は商業製品ではない。水は公共財であり、保護され、守られなければならない」を追加するべきである。 (理由)「不可欠な基本要素」であるからこそ「公共財」である旨を明示すべきである。なお、EU各国の水政策・法制度の枠組みである「EU水政策枠組み指令」（2000年）の冒頭に「水は商業製品ではなく、むしろ、遺産として保護され、守られ、扱われなければならない」として水政策の目的ないし前提として明記されている。
242	21404	「河川、地下水、閉鎖性水域の水質劣化は、それらを水源とする水道水の悪化であり、良好な水道水の確保をいっそう困難とすることも懸念されている」を追加すべきである。 (理由)いうまでもなく水道水源の保全は水環境保全における重要課題である。水道法では「水が貴重な資源」であることが明記されており、水道水の供給は水循環の一環にある。 なお、EU各国の水政策・法制度の枠組みである「EU水政策枠組み指令」（2000年）に「水道水供給においてもとめられる浄化処理のレベルを下げるために、質の悪化を防ぐことを目指す」とあり、水源水質の回復・保全によって、省エネルギーでの浄化処理が要求されている。
243	21405	「以下のような問題が顕在化」とあるが、人健康の保護に係る項目については達成率が次第に高まってきていると次パラグラフにも記載されており、問題ではないものもあるので、以下のような状況であるとするべき。
244	21406	「有機汚等の生活環境・・・改善が十分に進んでおらず」とあるが、閉鎖性水域においては、瀬戸内海の西部等で環境改善が認めされていると中環審閉鎖性海域総量規制専門委員会でも話題にされているところであり、一概に十分に改善が進んでいないと断言するのはおかしい。一部の湖沼や内湾等の閉鎖性水域とするべきである。
245	21406	「有害物質による土壌や地下水の汚染等の問題は、...困難にします」とあるが、この文章自体は望ましい水質が環境基準であれば当然のことであり、現状を説明する部分に挿入するのは違和感がある。現状を説明するために実例をもって説明するべきである。
246	21406	「有機汚濁等の生活環境...改善が十分に進んでおらず」とあるが、閉鎖性水域においては、瀬戸内海の西部等で環境改善が認められていると中環審閉鎖性海域総量規制専門委員会でも話題にされているところであり、一概に十分に改善が進んでいないと断言するのはおかしい。一部の湖沼や内湾等の閉鎖性水域とするべきである。
247	21406	瀬戸内海の西部等で環境改善が認められていると聞いている。閉鎖性水域の全てで、改善が進んでいないと断言するのはおかしい。一部の湖沼や内湾等の閉鎖性水域とするべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
248	21407	「一部の地域では、・・・問題が発生しています。」とあるが、これは地下水の利用を削減してきた結果ではないのか。循環使用が進んだ結果としてこのような問題が発生することもありという事例と考えてよいのか。
249	21407	「一部の地域では、...問題が発生しています。」とあるが、これは地下水の利用を削減してきた結果ではないのか。循環使用が進んだ結果としてこのような問題が発生することもありという事例と考えてよいのか。
250	21410	「水の問題は、国内のみならず、国際的課題ともなっています」とあるが、これには、海を介しての国境を越えた汚染の伝播も含められていると考えてよいのか。
251	21413 (22164) (221C7) (221C7) (22240)	<p>全般として、水辺地における河畔林の記述を追加すべきである。 理由として、次の2点があげられる。 北海道では、農地開発に伴う土砂の流出や家畜ふん尿等による河川環境の悪化が問題となっており、各地で河畔林造成の重要性が言われ、住民や漁師の方々による植樹などが行われ、河川環境の保全を進めていること。 環境基本計画（案）では、( 11206)水質の環境基準が達成されていない状態にあることを記述していますが、施策の体系のなかでは、( 22164)排水処理施設の高度化や改善、生態系を活用した水質浄化施設の整備だけで、水質を保全する機能を有した「河畔林」の整備について対応されていないこと。 今回検討されている環境基本計画には「河畔林」の記述が全くない。 このことから、水質を保全する機能を有した河畔林の保全・整備を推進するためにも、是非、河畔林について「環境基本計画」で取り扱うべきである。</p> <p>以下、関連する部分を記載した。 【関連部分】 21413 水が、土壌で保水・浄化されつつ 水が、土壌や森林により保水浄化されつつ 22164 ヨシなどの生態系を活用した水質浄化施設の整備 ヨシなどの生態系を活用した水質浄化施設や河畔林の整備 221c7 農地や水路、ため池の保全 農地や水路、ため池、河畔林の保全 221c7 水辺や樹林地の創出など 水辺や河畔林、樹林地の創出など 22240 水域の水質と水量、水生生物、周辺植生等を一体的にとらえて 水域の水質と水量、水生生物、河畔林などの周辺植生を一体的にとらえて</p>
252	21416	「対策の状況を踏まえ、必要な場合は見直していくことも重要です。」とあるが、評論家的な言い方は基本計画にふさわしくない。 「対策の状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づき環境基準、目標値を見直していく。」とすべき
253	21416	「対策の状況を踏まえ、必要な場合は見直していくことも重要です。」とあるが、見直しは科学的知見によるべきと考える。 「対策の状況を踏まえ、最新の科学的知見に基づき環境基準、目標値を見直していく。」と修正願いたい。
254	21416～21431	「水基本法」制定の必要を記すこと。地下水を含めて「水は公共財」とする理念の上に総合的な水管理政策の枠組みが必要であり、水の広域的な総合管理や、水管理の地方分権と住民参加を制度化し、水法の統合が求められていることが明示されるべきである。 (理由)水環境政策をめぐる問題点はかねてから指摘されているように、水法の分立、水の分割管理にある。「目標となる望ましい水循環の姿を関係者の間で十分に議論」し、「健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会の構築」をめざす「中長期的な目標」を確立するにあたって、「流域」「山間部」「都市部」の施策の連携と取り組みにおいても、また国、地方、住民事業者などの連携を進めることにおいても、総合的な水管理政策を進める具体的な法制度の確立が求められている。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
255	21418	「今後の・・・構築を目指します」とあるが、25年後における望ましい社会・経済像、環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会とはいかなるものか、具体的に解説いただきたい。
256	21418	「今後の...構築を目指します」とあるが、25年後における望ましい社会・経済像、環境保全上健全な水循環がもたらす恩恵を最大限享受できる社会とはいかなるものか、具体的に解説いただきたい。
257	21419	「水質・・・人健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等の保全の・・・維持されること」とあるが、本来、水質の保全に対しては水生生物の保全の上で望ましい質は他の2つの目的と同列に並べるべきものではないので、「水質－人健康の保護、生活環境の保全の上で望ましい質が維持され、ひいては水生生物の保全の上で望ましい質までも維持されること」とするべき
258	21419	「水質－...人健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等の保全の...維持されること」とあるが、本来、水質の保全に対しては水生生物の保全の上で望ましい質は他の2つの目的と同列に並べるべきものではないので、「水質－人健康の保護、生活環境の保全の上で望ましい質が維持され、ひいては水生生物の保全の上で望ましい質までも維持されること」とするべきと考える。
259	21422	「土壌環境については水を介した汚染物質の・・・具体性がある指針の提示等により・・・」とあるが、何に対して具体性のある指針であるかが不明確である。
260	21423	「(2)山間部」を「(2)中山間部」とすべきである。中山間地域の農林業の重要性が指摘されている。また、野生動物との軋轢の高い場所でもある。
261	21424	「耕作放棄地の発生を防止します。」とあるが、環境省としてどのような対策を講じるつもりか。
262	21425	「新規の井戸の設置規制、既存の井戸の利用者に対する節水指導等を進めます。」とあるが、大都市における大震災時に備え井戸を増やすべきでは。勿論普段は厳重に管理して揚水を制限することが必要である。一方、最近頻発している集中豪雨による地下街などへの浸水対策にも触れて頂きたい。
263	21426	「水域によっては水生生物等の生育・生息に障害を生じていることから」とあるが、どこの水域でどのような障害が生じていることをもってこのように表現しているのか。実例を示していただきたい。
264	21426	・この地の「伊勢三河湾」の内湾もご指摘にたがわず「水質の改善はなかなか見られず」の通りです。「失われつつある自然海岸、干潟、藻場等浅海域について、適切な保全を図り」とありますが、先ず『新たな埋立てはしない』という決意をもって望んで頂きたい。 ・具体的な「COD」達成率の目標値を設定できないか検討願いたい。
265	21429 (22159)	上記21429で記述されている「流域での環境保全上健全な水環境の構築」には当然"水源地域の保全"が含まれるはずだが、22159の「水環境の保全」の項においても「水環境を構成する水質、水量、水辺地及び水生生物を総合的に捉え、水利用の各段階における負荷を低減するとともに～」との記述しかない。水環境を考えた時、飲み水の大元となる水源地域の保全は特筆すべき項目である。各地の水源地域付近で産廃処理場建設も問題となっている。この問題に関しては環境基本計画以外の問題も絡んでくるが、水に関して最も恐ろしいのは化学物質等の「見えない汚染」である。 各流域における取り組みは地域の組織・団体が積極的に行っているが、水源地域の保全に関しては国が指針を示し、地域に保全条例ができるよう法律としても整備すべきではないか。
266	21432	水質等のモニタリング地点数・・・全国水生生物調査参加人数を持って取り組み状況を把握していくとのことであるが、肝心の測定データが含まれておらず、水質は悪化しても測定地点数等が増加していれば取り組みが進んだと理解するのか。
267	21501～21564 (第5節)	化学物質は環境リスクがあることを基本に据えた方策が必要であり、リスクが生じた最初の時点での情報開示と早急に対策を取るシステムの確立が必要。これまでのように情報開示の遅れにより対策が後手に回るとは決して許されないことを明記すべきである。（例：アスベスト）

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
268	21501	本基本計画が第一部第2章第6節では50年という長期間のビジョンを示すとしながら、ナノ技術のリスクについて記述がないのは問題である。現在、ナノ技術は、安全基準、リスク評価基準、法規制も全くないままに、開発され、製造が行われ、今後数年間で経済、社会、環境、及び人の健康に大きな影響をもたらすことが予測されている。ナノ物質を新しい化学物質としてとらえ、ナノ物質にはどのようなリスクが考えられるのか、そのリスクに対しどのように対応しようとしているのか、国民に対しどのように情報提供を行っていくのか、等について、環境及び人の健康と安全を守る責任省庁としての方針を記述すべきである。
269	21501	この節の対象となっている「化学物質」は、化審法の審査対象となっている化学物質のみについて言及しているか不明である。21510の「化学物質には、製造されてそのまま消費者が使用するもの、製品の中に含まれるもの、製造・消費・廃棄等の過程で排出されるもの、燃焼や環境中の反応等で意図せず生成するもの、元から天然に存在するもの等があります」という一文を読むと、食品添加物や農薬・肥料、医薬品、化粧品等も含まれるのかと感じられるが、21510で「市場に流通している化学物質について有害性や暴露、環境残留性に関する情報が不足していることが課題として挙げらる。我が国では、化学物質審査規制法に基づいて……」といった文章の展開を見るとここではまるで化審法の対象となっている化学物質だけが環境残留性等について問題を語られているのかと感じる。実際には、医薬品等も環境汚染源となっているわけで、そのことが明確化されるような内容とするべきである。また、化学物質がどのような製品に含まれているのかという具体的なイメージをわかせない表現になっている点も気になる。
270	21501	医薬品の環境リスク（影響）評価が欧米に比べ進んでいない。項目を起こし政策を示すべき。
271	21504	2行目以降、修正：化学物質には、合成により製造されるもの、天然に存在するもの、燃焼などにより非意図的に生成するものがある。合成により人為的に作られる化学物質には、成型加工して工業製品や日用品として使用されるものと、製造された状態のまま、または複数の化学物質と混ぜ合わせて配合品として使用されるものがある。製造量や流通量には多寡があり、…理由：内容の正確性、存在量との用語は一般的でない。
272	21504	「私たちの暮らしは、多くの種類の化学物質を様々な用途に使うことによって成り立っています。」の部分に対して、「によって成り立っています」というほど、化学物質だけで人間は生活しているものではない。かなり言い過ぎの感があり、「・・・使うことに支えられている面があります」程度が妥当である。
273	21507	「その結果、有害大気汚染物質やダイオキシン類の対策等は大きな成果を挙げました。」とあるが、ダイオキシンはともかく、有害大気汚染物質の対策が成果があがったとは考えにくい。VOC対策の法改正が行われたが、物質の有害性ではなく、光化学オキシダント発生抑制が目的ということはとても納得できない。というのはぜん息などのアレルギーや化学物質過敏症の人が増加しているのは明らかに化学物質によるのになぜ「光化学オキシダント対策」なのか。意見：有害汚染物質を削除すべきである。
274	21507	実施主体を明確にする必要があることから、「自主的取組」を「事業者等の自主的取組」に修正すべきである。
275	21507	「有害大気汚染物質やダイオキシン類の対策等は大きな成果を挙げました。」との記述を歓迎する。
276	21509、(22247)	シックハウス症候群に対する建設、施材業者からの感謝が全くない。
277	21509、21538、(22220)	医薬品対策について「化学物質」としては含まれるわけだが、「食」として同一視され明記がない。
278	21510	5行目、同法の公布時に 修正：国会の付帯決議により、既に・・・物質については、国が安全性を点検する事が決議され、これまで国が・・・ 理由：事実関係を明確に記載
279	21510	「・・・免疫系や神経系へ影響、」の記述は、「・・・免疫系や神経系への影響、複合汚染、ハイリスクグループへの影響が十分に説明されておらず」とすべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
280	21510	この段落の最後に、「しかし一方で、安全性試験等には限界があり、疫学調査等の結果によっては、科学的なメカニズムが立証されていなくても予防的に対策をとる必要があります」といった一文を加えておくべきである。 今の段落の終わり方のみでは、「安全性試験でなんでもわかるようになるのだ」という誤解を国民に与えると感られる。
281	21510	化審法に基づいた国による安全性点検だけでは、約2万種の既存化学物質の有害性、暴露、リスクに関する情報収集が不十分であることを認識し、点検の遅れの原因として明記すること。複合汚染、高感受性に関する知見も著しく欠如していることも明記すべきである。
282	21511	化学物質を管理する法律が種類や用途等により異なっていることが、暴露状況の把握と効果的な管理の障害の一因となっていることを明記するべきである。
283	21512 21522 21541 21552	「化学物質の有害性や曝露に関する情報は、（製造事業者や使用事業者が把握していることもありますが、その情報の）…」の括弧内を削除するべきである。 理由：把握しているとは到底思えない。秘密にしていることは何も知らないことと同じである。化学商品を廃棄する際に含まれている化学物質や重金属が秘密にされていると処理方法がわからなくなる。製造業者に情報公開を課し、企業秘密を許さないことが大切である。 21522：（秘密情報に留意しつつ）をカットするべき。 21541：（秘密情報の保護に留意しながら）をカット 21552：（秘密情報の保護に配慮しながら）をカット まだ見落としているかも知れないが、これらの文言は企業擁護を国民の健康被害に優先する思想と取られる。とても見苦しい。製造業者が秘密主義を通すことにより健康被害や廃棄処理に不都合を与えていることが未だにわかっていない。  省庁間でバラバラの化学物質管理をやめて化学物質統合管理を進めて欲しい。化学物質による健康被害は極限状態にある。その認識が行政には乏しい。しっかりしてください。
284	21518	環境ホルモンなどについて、国民が感じるリスクと実際のリスクに大きな乖離が見られたというような記述がある。これはむしろ逆で、きちんと地道な基礎調査研究をやらないからリスクを把握できないということだと思われる。環境ホルモンについては、基礎的な調査研究をどんどんやらないと、メカニズムや結果が分かってからでは取り返しがつかない問題であり、このような記述は削除すべきで、むしろ、今後スポットを当てて地道な研究が必要な分野と明示するのが妥当である。
285	21518	この項目のタイトルを含め以下のような内容に変更すべきである。 （5）バイアスのかからない情報 国は、国の政策に都合のよい「安全」情報だけを伝え、国民を「安心」させるという「愚民政策」を取るべきではない。国民はバイアスのかからない化学物質についての情報を必要としており、安全性や危険性については、それらの情報に基づいて自身で判断することを求めている。化学物質についてのリスク情報だけでなく、例えば、化学物質に関連する国際会議で、国はどのような立場をとるのか（とったのか）、あるいはナノ物質のような新しい問題についてどのようなリスクがあるのか、国はどのような方針で臨もうとしているのかを、自分の言葉で国民に問いかけ、広く国民の意見に耳を傾けるなど、国民が自身で判断できるよう化学物質政策に関わる様々な情報を国民に伝え、国民の意見を聞きながら、政策に反映していかなくてはならない。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
286	21518	<p>「安全」と「安心」のギャップの項について この項は、何を言おうとしているのか不明である。 ダイオキシン類や内分泌かく乱作用の問題を例として、「情報提供が十分でなく、したがって国民の理解が進まないの、最新の科学的知見に基づいて想定される環境リスクについて国民が誤解しており、安全なのに不安がっている」と言っているのか。</p> <p>情報提供が十分でないのは確かであるから、情報開示を推進することにはもちろん賛成するが、最新の科学的知見についての情報開示が進んだとしても、さらに問題がある。最新の科学的知見といえどもあくまで仮説に過ぎず、また、「明らかな危険性は認められない」との知見があること＝（イコール）「安全」だということを意味しないためである。</p> <p>最新の科学的知見が「明らかな危険性は認められない」としている場合に、だからといって安全かどうかはわからないなかで、国民がそのような知見があることを理解したうえで、なお「現段階では使いたくない。使わない。」という選択をすることもあり得る。ダイオキシン類や内分泌かく乱作用の問題についても、最新の科学的知見を理解したうえで慎重な対応を求めている人はたくさんいる。</p> <p>「国民の理解が足りないから、安全なのに不安がっている」かのように見える本項の記載は削除すべきである。</p>
287	21518	<p>国民の不安が、化学物質の安全性についての国民の理解不足だけから生じているかのような記述は問題がある。ダイオキシンや内分泌かく乱作用の問題についても、国民の不安の要因としては、国民の理解不足というよりも、生体の基本的な制御機構である内分泌系の働きを微量の人工化学物質がかく乱するという新たな毒性は、ヒトを含む生態系にとって極めて重大な問題であると考えられること、内分泌かく乱作用を有する化学物質による次世代も含めての人間への悪影響については、まだまだ未解明な点も多く、科学者の間でも意見が分かれていること、水俣病をはじめとする過去の公害・薬害事件の歴史において、行政の対応にしばしば遅れがあったことから、国民の間には行政の姿勢に対する根強い不信感があること、などが重要な位置を占めていたと考えられる。</p> <p>不確実なものに対しては不安が増大することが知られているが、その場合でも、国民の行政に対する信頼が強固であれば、不確実性の下で、リスクを回避するために効果的で効率的な方策のあり方について冷静に議論することができるのである。</p> <p>「安全・安心な社会の構築」は重要な課題であるが、化学物質について情報が圧倒的に不足している現状に加えて、化学物質については科学的知見が進んでも常に一定の不確実性が残ることを考えると、真に国民が安心できる社会を実現することは簡単なことではないと言わざるを得ない。国が、化学物質の安全性やリスクについての国民の理解が進みさえすれば「安心な社会」が構築できると考えているとしたら、大変な見当違いであると言わざるを得ない。</p> <p>したがって、この部分は全文削除すべきである。そして、真に国民が安心できる社会を実現するためにどうすればよいかを抜本的に考え直すべきである。</p>
288	21519	<p>国際的な取組の既述の中に、先般、合意された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」についての記述を追加すべきである。</p>
289	21519	<p>我が国においては、船底防汚塗料国際条約（AFS）の採択において、主導的な役割を果たしてきたことは、国際的な取り組みへの貢献という点から大いに評価すべきと考える。しかしながら、東アジア諸国で同条約を批准している国は皆無で、周辺諸国への積極的な働きかけが求められる。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
290	21520	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中間的な目標」の中に、SAICMの考え方に沿った以下の事項も含める必要がある。 化学物質管理のガバナンス SAICMドバイ宣言第18項に基づき、特に女性の均等参加に努めながら、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスの実現に向けて取り組む必要がある。</li> <li>胎児を含む子どもやハイリスクグループに対する特別な配慮 SAICMドバイ宣言第23項、第24項に基づき、胎児・子どもたちや、有害化学物質のリスクに対して特に脆弱な集団又はそれらの物質に高レベルで曝露される集団を保護するための特別な対策を講じる必要がある。</li> </ul>
291	21521	"2025年頃の社会において"の部分は、ヨハネスブルグ実施計画及びSAICMで求められる2020年目標に従い、"2020年までに"とすべきである。
292	21522	「...秘密情報に留意しつつ、...」は、「...秘密情報、公衆の知る権利に留意しつつ、...」とすべきである。また「...その情報に基づいて科学的な手法で環境リスクが評価されていること」では不十分である。「...環境リスクが評価され、適切に管理されていること」とすべきである。
293	21522	「秘密情報に留意しつつ」との文言の後に、SAICMのドバイ宣言第23項の「しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する」という趣旨の但書を挿入すべきである。
294	21522 21540	「...その情報に基づいて科学的な手法で環境リスクが評価されていること」では不十分。「...環境リスクが評価され、適切に管理されていること」とすべきである。また、「主要な物質」とあるが、どのような物質を、何を根拠に選定するのか不明である。また、秘密情報の留意に関しては、同時に消費者の知る権利についても言及し、十分留意する旨、明記するべきである。
295	21523	予防的取組手法内容を適切に表現するために、「予防的取組方法」の前に「関係主体の信頼関係にもとづく」を追加すべきである。
296	21523	国際的に合意されている予防的取組み方法の考え方には「長期間にわたる」といった限定はついてない、削除すべきである。
297	21526	「施策の基本的方向」の記述の中に、第5項で指摘した、化学物質管理のガバナンスの考え方と、胎児を含む子どもやハイリスクグループに対する特別な配慮を追加すべきである。
298	21528	「秘密情報の保護に留意しつつ」の部分には、SAICMで述べているように、「健康・安全と環境に係る化学物質情報には機密性があるとみなされるべきではない」と注意書きを加えるべきである。  「これらの情報を、製造事業者、ユーザー企業、消費者、廃棄物処理事業者等の関係者でできる限り共有します」の部分は、「製造事業者、ユーザー企業、廃棄物処理事業者等の関係者が供給すべき情報を法的に規定し、消費者を含めて全ての関係者がそれらを共有できるようにする」とすべきである。
299	21528	「関係者でできる限り共有します。」とあるが、「できる限り」を削除すべきである。基本的な方向を示す文書には不要である。
300	21528	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)項の記述の中に、SAICMドバイ宣言第20項に基づき、化学物質の健康及び環境への影響などに関するデータ及び情報を入手することについての産業界の責任を明記すべきである。</li> <li>「秘密情報の保護に留意しつつ」との文言の後に、SAICMのドバイ宣言第23項の「しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する」という趣旨の但書を挿入すべきである。</li> </ul>
301	21529	「多様な問題に応じた様々な対策手法を組み合わせた取組みを推進・・・」何を言っているのか曖昧すぎる。手法のいくつかを具体的に例示すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
302	21530	2行目 環境リスクが・… 修正：環境リスクが総合的にみて低減した社会を 理由：環境リスクは、対策をとるとCO2の排出が増加するように効果が相反するものがある。
303	21532	重点的取組事項 として 色々な ” 疫学研究の推進 ” を入れたほうがよいであろう。
304	21534	「情報提供」とあるが、提供されるものではなく「開示」されるべきもの。
305	21534	・化学物質の環境リスクに関わるデータ・情報の提供についての事業者の責任を明記すべきである。
306	21535	"必要な情報を積極的に求め、自らの生活で使用する化学物質に関する環境への負荷の低減に取り組むとともに、政府の化学物質政策に積極的に意見を述べ、PRTRデータ等により事業者の活動を監視していくことが期待される"とすべきである。
307	21535	国民に「入手可能な情報を的確に理解」しろというのは、現実的に 無理な注文。入手可能な情報だけでは判断が、困難だったり、専門家間でさえ意見が割れることも少なくない。したがって「的確に理解できるような情報を積極的に求め、」と言い換えるべきである。
308	21535	国民だけでなく、NPO/NGOなどの市民団体も含めて「市民セクター」として、政策決定過程への参画の役割を明記する必要があると考える。
309	21536	環境リスク低減のための制度は「必要な環境リスク低減」とすべき。環境リスクは無限にあり、国として必要なものを費用対効果の評価を含め優先順位を決めて取り組むべきである。
310	21536 21628	いずれも、地方公共団体に取り組むことが期待される事項として書かれているものですが、地方公共団体の財政難や地方分権の取組との兼ね合いから、より明確に書かないと地方公共団体の取組は進まないと考えられる。内容や表現方法が難しいのは理解できるが、21116、21327などの記述と比較すると、非常に弱い内容・表現である。場合によっては「この部分は国はやらない・できないから、地方公共団体の取組が期待される」ような書き方も必要ではないか。もっと踏み込んだ明確な記述が必要である。
311	21537	「科学的な」という形容詞をあえてつける必要はない。国が非科学的なリスク評価を推進するとは誰も考えないであろう。
312	21537	全体に、実験的手法にしか視点が置かれていないように感じる。現実には悪影響があるのかどうかは、疫学調査的手法しか根拠になりえないと考えられるので、そういった研究に力点をおく必要がある。
313	21538	・平成32年（2020年）までに既存化学物質のリスク評価・管理を行うことを明記したことは評価できるが、さらに進めて、全化学物質について、安全性情報の収集をするための総合的計画を策定することを明記する必要がある。
314	21538	OECD高生産量化学物質プログラムへの参加、JAPANチャレンジプログラムの推進において、既存化学物質の安全性情報の点検が加速化するのであれば、いつまでに完了するのか、具体的な目標を掲げること。また、プログラムの中間評価の結果に応じて、さらに点検を加速化する方策を検討する旨を明記すべきである。
315	21542	「・・・生態系への影響を早期に発見するため、野生生物等の観察などの取組を・・・」とあるが、現在生じているかもしれない影響だけでなく、過去の化学物質使用等により生じてしまったであろう野生生物や生態影響を可能な限り検証しておくことも重要である。
316	21545	近年、シックハウス症候群、化学物質過敏症などの患者が増大していることに鑑み、室内空気中の有害化学物質や家庭用品に含まれる有害化学物質のリスク削減策を強化する必要があると考える。したがって、このような対策についても、「効果的・効率的な リスク管理の推進」の項目中に記載すべきである。
317	21546	BATとBEPの意味が不明確なので、もっと分かりやすい言葉に変えるべきである。BEPの訳は「最良の実施」ではないのか。
318	21548	自主的取り組みの支援、社会的なインセンティブを付与した方策の導入だけでなく、それら施策の結果、人の健康、生態系に対するリスクがどの程度削減されたか、国が評価し、公開する仕組みを構築するべきである。



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
319	21549	「ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質、水銀等の有害な重金属、各種の発がん物質等」は 21546と同様に「残留性有機汚染物質等」とすべき。 理由：できる限り環境への排出を抑制する物質として水銀や各種の発がん物質は適当でなく、懸念される理由が明確なPOPS条約物質に限定すべきである。水銀は指針値をクリアーしており、発がん物質もリスクのある物質は特定されている状況であり、もし懸念すべき物質があるのであれば具体的に理由を述べて示すべきである。
320	21549	「ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質、水銀等の有害な重金属、各種の発がん物質等、特に懸念すべき物質」の部分は、SAICMで記述しているように、「PBT（残留性蓄積性毒性物質）、vPvB（高残留性・高蓄積性物質）、発ガン性、変異原性の化学物質、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、POPs（残留性有機汚染物質）、水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質、高生産量又は高使用量の化学物質、広範に開放系使用している化学物質、その他の国レベルでの懸念のある化学物質」と記述すべきである。
321	21549	「水銀等の有害な重金属、...できる限り環境への排出を抑制する。」とあるが、環境指針値が策定されている水銀およびその化合物は、「平成16年度のアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物モニタリング調査結果の概要」によると同指針値の超過地点数は0となっている。タイトルにある「効果的・効率的なリスク管理」という観点から、環境指針値超過地点数0である水銀を例示し、排出抑制促進を謳うことは適当ではないと思われる。「ダイオキシン類等の残留性有機化合物、水銀等の有害な重金属、各種の発がん物質等」を21546と同様に「ダイオキシン類等の残留性有機汚染物質等」とすべきである。
322	21549	特に懸念すべき物質の例示として、SAICMに準拠して、「vPvB（高残留性・高蓄積性物質）」、「生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質」、「高生産性又は高使用量の化学物質」、「広範に開放系使用している化学物質」も明記すべきである。
323	21550	いわゆる負の遺産の処理については、汚染場所や貯蔵場所に関する情報を広く公開することを明記すべきである。
324	21551	追加(21552と21553との間、若しくは21552に追加) リスクコミュニケーションの推進にあたっては、ステークホルダーの間には間に、リスクという概念、リスクの大きさを相対的に評価し対応につなげるとの考え方が普及することが必要であり、こうした基本的考えの普及に努める。 理由：リスクという概念、身近なリスクはゼロに出来ない、限られた資源をどのリスク対策に配分するか、などの基礎概念の普及が必要。
325	21551	SAICMに従って、「リスクコミュニケーションの推進」ではなく、「ガバナンスの推進」に改めるとともに、以下のようなSAICMの包括的戦略の記述をその中に含めるべきである。  「包括的戦略」第16項（b）すべての部門にわたる化学物質の適正管理のための統合されたプログラムを推進すること 同（g）化学物質の安全性に関連する規制と意思決定の過程に、市民セクターのすべての部門、特に女性、労働者、住民コミュニティの人々による、意味ある積極的な参加を推進し、支援すること 同（h）化学物質の政策と管理における意思決定に女性の平等な参加を確実にすること

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
326	21551 21552	リスクコミュニケーションは企業と国民だけのコミュニケーションではなく、国も含めた3者のコミュニケーションのほずである。ところが、国がなすべきこととして、リスクコミュニケーションのための仕組みづくりのことが記載されており、国自身が発すべき情報についての記述がない。国は国民が自身で判断できるようバイアスのかからない化学物質についての情報を自分の言葉で国民に伝え、国民の意見を聞きながら、政策に反映していかなくてはならない。  "秘密情報の保護に配慮しながら"の部分には、SAICMで述べているように、"健康・安全と環境に係る化学物質情報には機密性があるとみなされるべきではない"と注意書きを加えるべきである。
327	21551 21815	環境省のホームページはまだ見やすいほうであるが、一般に日本の行政のホームページは法令、動向などを、それを守るべき事業者を主たる対象として作成されているように思われる。これに対して、EPAのホームページは市民社会も対象にしている、Educational Resources, Partnerships, At home等の表示があり、Educational Resourcesをクリックすると、Kids, Students, High School, Teachers,等が示される。Kidsは漫画で示している。参考にされたい。
328	21553	商品に含まれる化学物質の有害性等の情報が消費者にわかりやすい形で入手可能となるよう条件整備を進めることは賛成である。さらに進めて、MSDSの消費者への交付を義務づけることを明記すべきである。
329	21564	全文削除 理由：総合的な政策指標は化学物質のみではなく、全体の最適解は得られない。無理に総合化するとそのリスクを評価する必要があり、この作業を国で実施すべきではない。大学などの研究に少なくとも5年程度は委ねるべき。その支援であれば結構。
330	21564	「排出量を総合化する」とあるが、リスクの異なる事象を総合化することにリスクがあり、手法として確立させるためには十分な検討が必要であると考え。従って、「...言えない状況である。P R T R対象物質のうち、...とともに、今後P R T Rデータ等を用いた排出インベントリの構築及びリスクの政策指標について検討します。」と修正すべきである。
331	21564	「排出量を総合化する」と、却ってリスクが増加する。従って、「今後P R T Rデータ等を用いた排出インベントリの構築及びリスクの政策指標について検討します。」と記述すべきである。
332	21564	推計していない排出源について、推計ができない原因となっている情報不足等の問題を解消するために、情報開示を業界に促したり、調査研究を促進するなど、国が責任をもって環境リスクを低減するための基盤整備を積極的に拡充すべきである。
333	21601	有用微生物への視点を：「第6節生物多様性保全のための取組」に関し、地球環境は目に見えない多くの微生物、とりわけ有用微生物に支えられているのであり、有用微生物の視点を表現すべきである。
334	21603	「人間の生存基盤である環境は、このような生物の多様性と自然の物質循環を基礎とする生態系が健全に維持されることで成立しています。生物多様性はまた、食料、木材、医薬品あるいはレクリエーション等、人間にとって有用な価値を生み出す源泉であるとともに、快適な生活・豊かな文化を育む根源でもあります。」の部分。生物多様性が、人間のためだけに価値があるように受け止められる文章になっており、生態系そのものの持つ、あるがままの価値というものが認められるような表現に変えられないだろうか。 ex. 「生物多様性は、人間にとっては、食料、木材、医薬品あるいはレクリエーション等、有用な価値を生み出す源泉であるとともに、快適な生活・豊かな文化を育む根源でもあります。それ自体に存在価値を有するものです。」
335	21605	第3の危機の部分。特定外来生物法で対象としている農林水産業への影響、人の健康への影響が抜けている。「在来生物との交雑による遺伝的な攪乱が引き起こされています。」を「在来生物との交雑による遺伝的な攪乱、農林水産業や人の健康への影響が懸念されています。」とすべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
336	21605	第二の危機であがっている里地里山生態系とあるが、別の項では森林や奥山なども含まれるが、この項では含まれないものなのか。 生物多様性の視点からいくと、上記も含まれると感じる。
337	21614	「保護地域を中核とした・・・略・・・生態系ネットワークの形成を推進します。」 保護地域の生態系も大変重要ですが、都市の緑環境があまりに貧弱である。下記の内容も盛り込むべきである。 「都市の自然を再生し、生態系ネットワークの形成を推進します。」  都市にもかつては自然生態系があったはずである。公共の場所に行っても、植樹された緑は飾り程度で、土地固有の自然を再生させるものは、殆ど見あたらない。都市は人間だけに都合よく作られており、そこに、生態系は全く感じられません。 豊かな生態系があつてこそ、清浄な空気、水が得られる。都市においても、生態系のコリドーを作ることは、ヒートアイランド現象にも効果的と考えられる。公共施設周辺には、小さな森を作る、大規模建築物周辺または屋上緑化の義務づける必要を感じる。 都市の緑化は防災としても必要である。大地震で建物の倒壊を防ぐ、火災を広げない防火の役目もある。（阪神大震災でそうであったと聞いている） 河川はコンクリートで四角に固められ、水を通す排水溝か排水パイプ化されており、自然再生、自然保護が求められている今日でも、そのような公共事業が進められている。治水の安全性が目的としても、少しでも生態系を保護する改良工事にすべきである。 生態学の専門家を交えて都市計画を進める仕組みが必要と感じる。生態系ネットワークは保護地域だけのものではなく都市にこそ必要と感じられる。
338	21614	孤立した地域個体群の間をつなげる「緑の回廊」や、県境等をまたぐ種についての広域保護管理計画の促進が必要である。
339	21616	「生物の生息・生育上重要な地域の保全」を進めるにあたり、地域を選定する際には、専門家の設定した基準を有効に活用していただくことを希望する。 例えば、国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが、世界100ヶ国以上の加盟団体と共同実施しているIBAプログラムの活用。 このプログラムでは、鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準（IBA基準）によって選定し、リストを作成する。このリストは、欧州各国の保全活動家、鳥類専門家、政策決定機関等に、保全活動計画作成の際のツールとして利用され、欧州裁判所においても「野鳥保全に関する重要な参考資料」として認められるなど、その重要性はヨーロッパ全体で認識されている。 その結果現在では、ヨーロッパの全IBA選定地3,619ヶ所のうち、約60%のIBA基準生息地が何らかの国レベルの法制度に基づいた保護区となり、約50%がEU加盟国の定める特別保護地域（Special Protected Area）に指定されている。 日本においても日本野鳥の会により、2003年にIBA基準生息地が167ヶ所選定されており、ぜひ、生物の生息・生育上重要な地域の保全を進めるにあたっては、IBA基準生息地のリストを活用していただきたい。
340	21616	絶滅の恐れのある種の個体の生息地については、開発の見直しや取り消しを行うことも検討すべきである。種の絶滅は、国の責任であるという立場に立ち国として予算と人材を投入してその生息地の保護と種の回復に取り組むべきである。
341	21618	基本的方向として大いに賛成である。ぜひ「モニタリングサイト1000」事業への注力を願いたい。
342	21618	自然環境データを充実させるためには、情報収集主体の縦割りを排し、互換性のあるデータのフォーマットとするなど、費用と労力をムダにしない収集方法が求められる。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
343	21619	以下を追加すべきである。 「エ 林産物および水産物の世界有数の輸入国として、違法または無規制な流通を防止する国内施策を実現し、生息国の生物多様性の維持に貢献します。」
344	21620	環境影響評価手続などの開発手続に予防原則を導入し、これを厳格に運用することが不可欠であるが、実際にはこの点が全く配慮されていない。この点の改善が急務である。
345	21622	農林漁業においては、単なる目先の効率追求のために、単一作物の大量生産を追求するシステムが導入され、生物多様性が著しく損なわれてきた。多種多様な動植物が生息してきた浜辺や湿原、雑木林などが開発によって急速に失われたのみならず、農薬の大量投与、家畜排泄物の大量投棄などは地域社会の暮らしの安全をも脅かしている。消費者と生産者が互いに情報を交換し、生物多様性の保全に寄与する農林漁業のあり方を作り出していく努力が必要である。
346	21625	基本的方向として大いに賛成である。
347	21625	地域や分野を越えた広域的・横断的な視点での総合的な取り組みへの体制作りとは実際にどうやって行っていくものなのか。 外来種にしても、区や市のみでは取り組めない、県や日本全国で取り組んでいかないといけないものは多々発生していると思われる。そこをどう垣根を越えてやっていけるかで、今後の進み具合なども決まってくるのではないかと。市民がいくらやりたくても、市や県に理解がないやまだできないなどといっていると、いつまでたっても取り組めない。
348	21625	生物多様性の確保は、環境分野のみならず各種産業分野との連携と協力なしには実現できない。農林水産業や国土交通関係産業においても、その実施にあたっては常に生物多様性の確保がはかられるように努めるべきである。
349	21628	（下線部を追加修文すべきである。） イ 地方公共団体 地域の特性を踏まえた生物多様性保全のため、生態系ネットワーク等の施策を積極的に推進するとともに、地域住民の理解、参加等を促す積極的な役割を果たすことが期待される。また、自然環境に関する情報を収集するための各種調査への貢献することが期待される。
350	21628	地方公共団体が「自然環境に関する情報を収集するための各種調査への貢献」を推進するよう、環境省からの積極的な働きかけを希望する。
351	21633 21634	・生態系や野生生物生息地、特に湿原、干潟、浅海域等は公共事業により破壊が進行しているため、この点を国と地方公共団体が深刻に反省すべきであり、これを環境基本計画に明記すべきである。 ・原則的に生態系や野生生物生息地、湿原、干潟、浅海域等の開発をゼロとすることを環境基本計画に明記し（数値目標を明記すること）、例外的に開発する場合でも厳格なミティゲーション（影響の回避、低減、代償措置に厳格な順位付けをしたもの）手続を義務化し、厳格に運用すべきである。
352	21634 21635	・外来生物輸入について実効性有る対策を取ることの明記が必要である。 ・実際の防除事業の実施に当たる地方公共団体は、特に財政的に十分な予算が取れず、また専門家がいらない等到底実効性有る体勢がとれる見込みがない。この点を国の援助が不可欠であり、特に専門家の育成は急務である。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
353	21634	重点的に取り組む事項として大いに賛成である。「国土レベルの生態系ネットワークの形成」を推進するにあたっては、専門家の設定した基準に基づく、生物の生息・生育上重要な地域を組み込むべきである。 例えば、国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが、世界100ヶ国以上の加盟団体と共同実施しているIBAプログラムの活用である。このプログラムは、鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準（IBA基準）によって選定し、個々の生息地はもちろん、これらすべての生息地をネットワークとして世界全体で保全していこうというプログラムである。 日本においても日本野鳥の会により、2003年にIBA基準生息地が167箇所選定されている。ぜひ、国土レベルの生態系ネットワークの形成」を推進するにあたっては、IBA基準生息地リストを活用すべきである。
354	21634	連続性を活かした場所でのモデルプランなどを見せれると、具体的にわかりやすいのではないだろうか。
355	21636	前記した内容を踏まえ「深刻な生態系の攪乱が生じています」を「深刻な生態系の攪乱や農林水産業や人の健康への影響が懸念されています。」とすべきである。
356	21637	外来生物法は作っただけで終わらないような、進化していける法律になるとよりよくなっていくと思われる。
357	21639	野生鳥獣による被害の多くは、生息地の破壊、人工林化や農地の単一作物化など多様性の衰退による生態系のバランスの崩壊、さらには農作物残滓の取り残しや餌付けなどによる人馴れなどを原因としている。他なる有害駆除では解決しないばかりか、かえって個体群をかく乱させ被害を増大させてきた例もある。人と鳥獣のあつれきの解消のためには、鳥獣の習性や生態への理解の普及とともに、地域ぐるみでの防除対策が必要である。
358	21639 21640	・地域個体群の絶滅回避のために保護区設定や「回廊」等の対策を具体的な目標として設定すべきである。具体的な目標とは、地域個体群の特定、具体的な対策の明記、達成目標年度の明記等を指し、これを別表などにより明確化した計画を用意すべきである。 ・野生生物と人間生活との軋轢の主要な原因の一つが生息地の劣化、分断にあることも明記すべきである。
359	21640	野生動物に関しては、国内はもちろん、海外での毛皮の密漁や輸入に関しても意識していかななくてはならない。日本人でほしがらなければ、高くも売れないので密漁や輸出の割合も減るのではないか。その消費者への啓発などが重要である。
360	21640	生態系のバランスを確保するためには、すべての種について生息地の消失や過剰捕獲を規制することが必要である。特に絶滅のおそれのある国内希少野生動植物種については、違法な捕獲・採取、流通が起こらないように監視制度を設けるべき。また、生息・生育状況の監視、生息・生育環境の改善にむけて、国や都道府県レベルで種の回復計画をたて、それが有効に実施されるよう財政的に支えていくことが重要である。
361	21643	再生修復のみならず、それを持続していくことが重要であると思う。
362	21643	自然の再生・修復は保全とともに、現代的な重要課題と思われる。この項目では、具体例を挙げて、自然の保全の重要性を訴えて頂きたい。
363	21646	（下線部を追加すべきである。） イ 里地里山は、規制的な措置よりもむしろ活用することを通じて保全されてきました。このため、…地域における人々の生活や生産活動とのかかわりの中で総合的に保全します。 なお、農家等の減少により必要な管理を行うことが極めて困難な農地や林地に関しては、無理に保全・活用に努めることをせず、自然の森林、草地又は湿地等への自然再生を進めることを検討します。
364	21648 21649	・海岸、干潟、藻場等の消失の主要な原因は公共事業にあるので、この点を明記すること。 ・止まらない海岸等の消失の対策として、第3次環境基本計画期間の海岸等の消失率をゼロとする数値目標を設定すること。例外的に開発する場合でも厳格なミティゲーション（影響の回避、低減、代償措置に厳格な順位付けをしたもの）手続を義務化し、厳格に運用すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
365	21648	沿岸の埋め立てや流域における化学物質汚染等により沿岸の生物多様性は壊滅的な打撃を受けている。さらに重金属や有害化学物質により汚染された魚介類は人の健康を損なうまでになっている。水源から河口に至までの流域を総合的に把握しその多様性の保全計画を立てるべきである。
366	21652	<p>「生物多様性条約、ラムサール条約をはじめとする国際的な枠組み、二国間の渡り鳥等保護条約・協定等に基づく取組を推進します」という取組の具体的な中身では、IBAプログラムも活用することを希望する。</p> <p>このプログラムは国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが、世界100ヶ国以上の加盟団体と共同実施しているものである。鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準（IBA基準）によって選定し、リストを作成する。このリストは国境を越えて移動する鳥たちの保護計画を作成するには、重要なツールである。</p> <p>欧州各国では、保全活動家、鳥類専門家、政策決定機関等に、保全活動計画作成の際のツールとして利用され、欧州裁判所においても「野鳥保全に関する重要な参考資料」として認められるなど、その重要性はヨーロッパ全体で認識されている。</p>
367	21652	日本は世界有数の野生動物消費大国である。絶滅のおそれのある野生動植物の商取引を規制するワシントン条約を厳しく履行し、摘発は氷山の一角といわれる密輸の取り締まりを強化するべきである。また象牙の輸入を禁止したり国内留保をやめるなど、積極的に野生動植物の消費を減じていくリーダーシップを国内外に示すべき。また、多国間を移動する生物についての保護をはかるためにボン条約に速やかに加盟するべきである。
368	21655	「定点における継続的なモニタリング調査の充実」や「フィールド調査、分類、生態学等の研究などに携わる人材の養成」は、長期的な視野に立って生物多様性の保全を進めるために重要な取組事項であり、大いに賛成したい。
369	21655	自然環境データの充実のイメージはどのようなものなのか。具体的に示していただきたい。
370	21656	21606で示された「生物多様性の意義・価値に対する理解が進んでいない」という認識に立てば、取組推進に向けた指標として、生物多様性についての国民の理解度を測っていくことが必要だと考えられる。この指標に基づいて、生物多様性の意義・価値に対する国民の理解を深める取組を進めていただくことを希望する。
371	21656	<p>・「生物多様性の分野が定量的な指標になじまない分野である」ということが一応言えるとしても、しかし、開発事業者は環境影響評価手続などにおいて「定量的な指標になじまない」として定量的な影響評価の努力をせず、説得的な理由を示さず「影響は軽微である」と結論づける傾向があり、この言葉が環境影響評価手続の実効性を回避する理由となっている。</p> <p>したがって、環境影響評価手続を実効性あらしめるために、生物多様性の分野における予測・評価をより検討・改善する必要がある、「指標」の抽出・活用についてもより適切なガイドラインを用意する必要がある。</p>
372	21656	<p>「重点分野政策プログラムの指標項目として、再生した水辺・湿地・干潟の割合を含めるべきではない」</p> <p>生態系レベルでの指標として、河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち再生した水辺の割合」、「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟のなかで再生したものの割合」が提示されています。しかし、本来複雑なメカニズムを含む生態系であるため、失われた自然の再生の技術は確立されていないうえに、再生したといえる判断基準をもうけることは、困難であると思われる。</p> <p>むしろ、指標として「失われた水辺・湿地・干潟の割合」を挙げ、失わないための施策転換を図るべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
373	21656など指標	<p>「重点分野政策プログラムの指標について、達成目標の数値を具体的に掲げるべきである」計画の進捗を測り、検証し、改善していくことが環境基本計画においても重要なことである。このことは、21121；評価・見直しプロセス、21983；バックキャストなど、計画の随所で指摘されている。しかし、各重点分野政策プログラムを見ると、ほとんどの分野で指標とされる項目しか提示されておらず、指標の目標値が設定されていない。例えば、「保護増殖事業計画など種の回復のための計画数」（21656）について現状の保護増殖計画数を明示し（37計画）、さらにその達成目標数を定める（例えば、国内希少野生動物種73種すべての保護増殖事業計画を樹立する）など、可能な限りすべての分野で目標値の明示するべきである。</p>
374	21701 （第7節全般）	<p>第三次環境基本計画（案）においては、環境の価値を適切に評価し、個人や社会の意志決定に含めていくことの重要性が述べられている。 この点は非常に重要な指摘であると考えられる。 しかし、環境の価値とはどのようなもので、それをどのように評価していくのかに関する具体的な記述が不足しているという印象を持った。 そこで、21709や21710の部分で、環境の価値を評価するひとつの取り組みとして、環境の経済評価を紹介してはいかか。環境の価値を経済的に評価することで、環境保全の費用や開発の便益との比較が可能となり、よりよい意志決定が可能になると思われる。 これは、まさに今回の基本計画（案）が目指している状況ではないか。</p>
375	21701 21703	<p>市民による市民のためのSRI運営ファンド設立 日本において現在まだ実施されていないことである。 税制や基金という国民負担と、市債、県債、国債といった債権は購入者が業者中心となるため、体質改善をめざす本基本計画実現をはばむものではないか。上記「4．経済的インセンティブ」を考慮し、本SRI運営システムを実現していただくことは出来ないのか。 現状、金融システムを悪用した企業が話題となっているが、日本金融システムはすべて海外金融企業に吸収されており、国民の財産が国外にもちだされている現状を懸念せずにはいられない。</p>
376	21701など	<p>「企業の『生物多様性保全』への取り組みがまったく認識されていない。そうした前向きな活動を促進すべき取り組みを盛り込むべきである」 多くの企業は、すでにCSR（企業の社会的責任）を非常に重視しており、企業の中では基本計画案で重点的に述べられている廃棄物対策はすでに常識であり、次のステップとして「生物多様性保全に取り組むべき」という機運が高まっている（参考：「CSR入門」IBM環境経営室長・岡本享二、等）。実例として、生物多様性保全を目標に、水源の森や管理地の森林生態系や地域生態系の保全を環境NGOと連携のうえ取り組む企業が、多数見られるようになった。環境基本計画では生物多様性保全が重要テーマであるにも関わらず、こうした企業の取り組みの認識がまったく欠如している。企業活動の中に見られる生物多様性保全への取り組みの萌芽が見られるため、それらの評価・促進を環境基本計画に盛り込むこみ、「CSRの真髄は生物多様性保全である」との考え方を広く普及させていくべきである。</p>
377	21703	<p>この項で「ISO14001やエコアクション21といった環境マネジメントシステムの制度作りや、企業によるこれら認証の取得も進んできています。」との記述があるが、現実にはコストが高すぎるために中小企業にとっては参加したくても参加が難しいものとなっている。 形式にこだわらず、もっと安価で多くの企業が進んで取得できるような実効性のある環境マネジメントシステムを検討すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
378	21703	S R Iとありますが、一般的には分かりづらいと思われるので、平易な日本で説明が付加すべきである。
379	21703	<p>環境への取組への具体的なインセンティブが十分ではないのは、政府における財政的誘導がないことが大きな原因である。環境を破壊・汚染する経済活動には、その回復にかかるコストを勘案し税金を高くするべき。さらに製造物が廃棄された場合に環境に循環できない廃棄物となるような場合には、その費用を含めて価格を高く設定するべきである。消費税は、環境にかかる付加の観点からかけるべきである。生物多様性の確保に寄与する農林水産業には補助金や直接支払いを進め、逆に生物多様性を損ない、あるいは水や大気、土壌を汚染するような経済活動にはその損失の弁済を求めることができるような法制度を設けるべきである。</p> <p>今の世代が享受している自然の恵みは、数百万年におよぶ生物の社会が作り出してきた産物であり、これを今の世代が食いつぶすならば、その回復にかかるコストはすべて次の世代が負わなければならない。従って、費用対効果の測定を10年単位で行う手法を導入するなどして、制度的にあらたなインセンティブを作り出す必要があります。</p>
380	21703 21735	<p>(1) 鉄道貨物輸送を活用して地球環境問題に積極的に取り組んでいる商品・企業であることを表示する「エコルールマーク」についても取り上げていただきたい。</p> <p>(2) 「エコマークなどの環境ラベリング制度」との記述があるが、この「環境ラベリング」の記述箇所に、「エコルールマーク」も例示していただきたい。</p>
381	21706 21709 21711～21713	<p>環境の価値の市場への反映 21706および 21709では、環境がもたらす経済学的な価値に触れているが、これらの問題を主に議論する環境評価手法（Environmental Valuation Method）について全く触れていない。21709では「生態系にできる限り逆らうことなく、むしろその自然の力を活用して、その恵みを最大化するような活動を目指すことが求められます。」という指摘があるが、そのためには、環境の経済価値を評価し、どの程度までならば持続的な資源の活用ができるのか、あるいは社会として最大の恩恵を得られるのはどの程度の資源活用なのかを評価しなくてはならない。完璧な定量化は不可能ですが、その努力は必要になる。</p> <p>アメリカ合衆国のEPA（環境保護局）やNOAA（商務省国家海洋大気管理局）では、このような問題にこたえるために、環境評価手法を用いて、生態系が提供する価値や水質浄化がもたらすレクリエーションサービスの増加などを評価する試みが、大きな政策課題として掲げられている。</p> <p>そこで、環境評価手法による環境がもたらす経済学的な価値の評価を項目に加える必要があるのではないかと。</p> <p>具体的には、21711の項目の21713の前に、以下のような修正案を挿入することを提案する。</p> <p>○環境評価手法などを用いて、環境が持続的に保全されること、あるいはそれが失われることが、我々の社会にどのような便益や損失をもたらすのかを評価すること 環境を保全することが望ましいのか、資源として活用することが望ましいのか、あるいは資源として活用するならば、どの程度活用することが望ましいのかを考えるためには、環境が我々の社会にもたらしている便益を定量的に評価することが重要である。</p>



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
382	21719 21815 21935	<p>eJapanにおいて原子力リスクコミュニケーションは過去にWEBシステムとして電子会議室やチャット、掲示板などが開発されているが、化学物質やその他は未だにおこなわれていない。情報データは変更する必要があるが、システムとしては流用することは可能であるという認識である。どのように実現するつもりなのか。</p> <p>リスクコミュニケーション手法を実際には社会心理学であるが、当時は認知心理学から情報提供について検討したものである。</p> <p>中央環境審議会総合政策部会 環境研究・技術開発推進戦略専門委員会（第1回）において宇仁菅環境研究技術室長が「リスクコミュニケーション手法の普及、リスクに対する合意形成の社会システム研究が重点投資課題」としてその提案をされている。上記研究成果を吸収しさらなる研究推進を検討しているのか。</p> <p>21935「環境コピキタス社会」とは上記研究成果を反映させたシステム構築をさすものと考えていいのか。</p>
383	21720 21749 (22196)	<p>中小企業に言及はしているが、現在化学品の加工業者、使用者の中小企業の化学物質の管理、理解が十分ではない。EPA、EUなどは常に中小企業を別枠として配慮しているの、ここに書かれている以上に中小企業対策を強化することが望まれる。</p>
384	21724	<p>政府のリーダーシップを強化すると共に、国民が日頃生活の中で関わっている事業者(企業)、NPOおよびコミュニティなどによる環境配慮取組みがさらに進むように、環境価値の市場経済への内包やインセンティブを与える政策へ取り組む。</p> <p>特に広く事業者(中小企業も含む)の取組が、NPOやコミュニティの活動と連携する政策が重要である。</p>
385	21726 21765	<p>「グリーン調達」を評価する仕組みを国・自治体に導入すべき。</p> <p>具体的に「企業内の環境管理の担当者」が行う「グリーン調達」を支援する方法としては、「グリーン調達」を国や自治体が行う入札等の評価に入れる方法がある。</p> <p>一般的に入札等の評価は、「EMSを導入しているか」に留まっている。</p> <p>(企業の直接影響の取り組みの評価しかしていない)</p> <p>しかし、「調達先のEMS導入状況を把握しているか」、「その導入比率は調達金額ベースで何%になるか」、「調達先のEMS導入比率の向上目標は持っているか」、「その目標はいつまでにどの程度まで向上させるか」などを入札等を評価をだんだん入れていくと「企業内の環境管理の担当者」は、調達部門に「公共関係に売らなければならぬグリーン調達は必須ですよ」といえる。</p> <p>こうすると、企業の「グリーン調達」を支援することができる。</p> <p>(企業の間接影響の取り組みの評価が肝要である)</p> <p>さらには、「調達先にエコドライブは要請しているか」、「エコドライブは調達金額ベースで何%活動(公表)しているか」、「調達先の温室効果ガス削減を働きかけているか」、「温室効果ガスの排出量を公表している調達先は金額ベースで何%か」など、間接影響の評価は多様でありいろいろなことを企業にさせることができる。</p>
386	21737～21738	<p>・現時点でもライフサイクル情報の提供を意図した商品環境情報提供システムの活用推進が考えられているが、ライフサイクルアセスメントは製品目毎の特性（使用時のエネルギー消費の有無や輸送時の環境負荷影響の大小などライフサイクルにおける負荷発生の特徴）を理解し、製造上や取り扱い上の留意点を理解することに意味がある。消費電力量などを比較すれば、抑制すべき主たる環境負荷を比較することができるので、LCA情報の提供を製造者などに要求することは効果が少ないばかりか不必要に製造者に労力を強いることになる可能性があるため、十分ご配慮をお願いしたい。</p> <p>・上記のような意味では、既に省エネルギー法における省エネラベリング制度や、現在検討中の流通事業者における省エネラベリング制度が目的を達成しつつあり、新たな取り組みをさらに実施することは効果が少ないと考える。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
387	21741～21744 21754	企業活動の報告書も、財務的な報告書を除けば、環境を中心とした取組みをまとめた「環境報告書」という形からスタートしたと認識している。 しかし、現在ではこれにとどまらず、社会的取組や経済的取組みを含めた「社会環境報告書」「CSR報告書」などが主流になっており、こうしたシフトを踏まえる必要があると考える。
388	21745	環境配慮に対する経済価値への誘導が第一に求められる施策と考えますが、実施主体や責務、そして実施内容も不明確であり、意図されることが理解できない。環境と経済が両立する社会形成には非常に重要な施策であるので、是非とも関係者との協力をすすめて、さらなる検討と明確化を願いたい。
389	21749	「企業内の環境管理の担当者」について言及すべき。 企業がEMS(環境マネジメントシステム)を確立すると、企業内に専任、非専任の「企業内の環境管理の担当者」が配置される。この担当者は、社会の要請をうけ、企業内のあらゆる部門に働きかけを行い、企業全体の環境保全活動をさせる役割をもっている。この担当者が、十二分に企業内で活躍するかが、企業全体の環境活動の質を決める。 従って、企業にEMSを確立させることで、この担当者の数を増やすこと。この担当者の視点にたち、この担当者が企業の各部署に働きかけやすい施策を立案すること。この担当者にヒヤリング等を頻繁に実施するなどその意見を重視することが大切である。 「企業内の環境管理の担当者」の概念が無いと、企業を見る視点は、「企業全体」としてしか持つことができない。しかし、企業内では、この担当者と事業部門等との葛藤が起きている。この概念を導入して、より有効な施策立案をしていただきたい。
390	21749	追加(4行目) 中小企業への普及のために、環境マネージメントの指導者の育成に取り組む 理由：中小企業のネックは、資金と人材ISO1400シリーズも規模に応じた対応が望まれる。
391	21751	「(3) 企業、消費者などの環境に取り組む能力の向上 (ウ) 環境会計」では環境会計の充実発展と活用を目指しているが、現状検討されている手法では、集計負担は重く、また財務会計との対比が不十分であり、経済的インセンティブにつながらない環境会計の肥大化とその実施は、大企業でなければ実施しがたいものになりかねない。現在の会計からの集計でどのように簡易集計を行い有意な情報を得られるようにするか、ということを検討すべきである。
392	21754	企業の社会的責任については、「CSR」という用語により広く普及しており、明記した方が分かりやすい。
393	21754	環境に関心の高い個人投資家に焦点を当てることはさることながら、環境投資の拡大を図っていく上ためには、より幅広い層からエコファンドやSRI等を通じた投資が推進されるよう留意すべきである。
394	21763	「企画の提案や、・・・」を「企画の提案、グリーン電力証書の購入を含めた省CO2電力調達の強化」に修文すべきである。政府調達の内、電力調達は極めて重要である。新エネルギーの普及の促進とあわせ、抜本的な改善が必要である。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
395	21765	<p>「グリーン調達」の概念を導入すべき。  「グリーン購入」と「グリーン調達」の言葉が、行政の中では明確に分かれていない。一方、EMSを導入している企業では、この言葉は明確に区別して使用されている。</p> <p>「グリーン購入」は、グリーン購入法概念の通り、環境配慮の製品を購入すること。  「グリーン調達」は、調達先にEMS導入や、製品含有化学物質管理などの要求を行うなど、具体的環境配慮の要求を調達先に行うこと。</p> <p>従来企業ではISO14001の間接影響にたいする取り組みの規格要求として「グリーン調達」が取り組まれてきた側面が強かった。しかし、近年は、RoHS指令、ELV指令等の製品含有有害化学物質の管理のために、調達先にEMSを導入させることで調達先の環境管理体制を強化したいという要求が「企業内の環境管理の担当者」の中で高まっていおり、実際に、「グリーン調達」の規模はここ数年増大傾向にある。  従って、行政が直接EMSを中小企業に取得させることを考えるのではなく、製造業の大企業の「グリーン調達」の動きを支援して、EMS普及をつなげるべきである。  その前提として、国や、自治体に「グリーン調達」の概念を入れるべきだし、そのはじめとして、この計画の中に「グリーン調達」のことについての記載が欲しい。</p>
396	21769	<p>いわゆる「フェア・トレード」といった、相手国を搾取しない貿易のあり方も環境保全につながることを盛り込むべきである。</p>
397	21776～21781	<p>「5 取組推進に向けた指標」全般について  指標で進捗管理を実施する方向に異議はないが、指標は施策の優位性などを判断できる材料とするために他国との比較等を行いながら実施するべきである。</p>
398	21779	<p>5 取組推進に向けた指標の一つとして、  「（2）環境に配慮した製品・サービスが十分提供され、実際に消費、購入等の行動に結びついているかを示す指標  ・主要な環境ラベリングの対象品目数  ・地方公共団体、企業、国民におけるグリーン購入実施率」  とされていますが、政策はコスト対効果で判断し推進すべきものであり、そのような意味では、グリーン購入に関する効果は、対象品目数や実施率などの実績数値ではなく、グリーン購入による間接影響を数値として示すことにより訴求し、取組拡大を図ることが重要である。</p>
399	21801	<p>「環境保全の人づくり・『組織づくり』・地域づくりの推進」（『』を追加すべき）  産業部門、民生部門、運輸部門と広範、複雑、多岐の分野で活動に専門性や高い技能を必要とする側面が存在する特性上、地域性や業種別の配慮が必要。  通常 人づくりができて 組織を整え 地域づくりへ広がりを見せ組織の活動、活性化が顕れ、活動の成果が期待できる。  組織づくりの「組織の原則」を省略しては、将来、欠陥が現れ憂慮される。ネットワークは組織づくりの一部である。  組織づくりは、複雑多岐であるが別の意義を持っている。既存の事業者等組織を活用することを主眼に環境配慮型組織の構築に力を注ぐ。  新たな地方や地域組織の設立は自主性に委ねる。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
400	21802 21806 21820 21823 21824	<p>地域環境力のアップ 『地元学』の手法を活用し、地元の人間だけでなく、地域外の人も関与し、多様な主体・人材の参加（人・もの・情報の行き来の活発化）により、地域環境力を高揚させる手法の検討、実践することを、具体的な事例も紹介しながら呼びかけるとよいと思われる。</p> <p>具体的には、環境診断マップ、防災マップ、水の行方マップ、地域のお宝マップ（地域再発見マップ）などの作成を、学区・地区レベルから始め 市町村レベル 都道府県レベルへと広げていくと、効果的。地域環境力のアップにつながる。こうした取組みの成果を踏まえて、市区町村の環境基本計画、都道府県の環境基本計画の策定・改訂がなされると、地域レベルの環境保全活動が円滑に進行するものと考えられる。</p>
401	21808	<p>環境カウンセラー制度の充実：「環境保全のために行動する人づくり」に関し、環境省による民間人活用の有効な制度である「環境カウンセラー制度」について、その位置づけと充実、活用を記述すべきである。</p>
402	21809	<p>「さらにはNPO（以下も含め、公益法人等・・・を意味します。）」という記述は、日本語的におかしくないか。単に「（以下公益法人等・・・を意味します。）」でよいのではないか。</p>
403	21809 21838 (221F5)	<p>21809 環境保全のために行動する人づくり 下から4行目 ”自然や暮らしの中での遊び、体験活動や実践活動” 21838 環境保全のために行動する人づくりを進める環境教育の推進 上から4行目 ”子どもエコクラブ事業や、自然体験遊び場事業等によって” 221F5 3行目 ”公園や緑地などにおける環境教育・遊び・自然体験活動を積極的に実施します。”</p> <p>（注）”遊び”という言葉を含めたいのは、以下の理由である。 最近観察会や体験キャンプなど、大人がお膳立てをして自然を体験する機会は増えてきたように思われるが、子どもが自由に自然の中で遊べる環境が依然として非常に少ないように思われる。自由にのびのびと遊ぶ中にこそ多くの発見と喜び、自然の恵みを体全体で感じるチャンスがある。 それはその後の学びの基本的なベースとなる。 様々な面から子どもが遊ぶ環境は恐ろしい速さで悪化しており私達が意識して確保しようとしなければ、止めようがない。 自然体験活動に含まれる、との考えはあるが、あえて、”遊び”という言葉を入れなければならないほど社会的な意識が薄いと思われる。 そういうことについての概念整理も必要である。</p>
404	21809～21815 21830～21835	<p>女性の参画・活用が全く抜けている。明確に位置づけるべきである。</p>
405	21810	<p>環境教育については、全体的に散りばめられているが、重要なキーワードだと思うのでもう少し具体的に記載するべきである。</p>
406	21812	<p>（下線部を追加修文すべきである。） ウ 家庭、社会活動の場等幅広い場における環境教育の推進 日常生活における環境配慮を身につけるためには、学校や職場とも連携しつつ、また、社会教育施設や公園緑地、自然公園、企業が有する自然豊かな遊休地等の地元の学習資源も活用しながら、家庭生活や社会活動の中で具体的な取組を交えて環境教育・環境学習を進めることが重要です。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
407	21812	<p>実際に子どもたちの環境教育・環境学習の場としてふさわしいのは、教室等での座学や科学館、自然史博物館等でのパネルや剥製の展示による学習ではなく、実際に生きた動物を五感で感じることで動物園や水族館ではないかと思われる。役所的には「社会教育施設」に含まれるという定義なのであろうが、一般国民のほとんどはそんなことは知らない。また、同じ社会教育施設でも、環境教育・環境学習の観点からは、図書館や公民館と動物園・水族館の役割は大きく異なるはずで、十把一絡げにまとめてしまうのは、あまりに雑ではないかと思うので、動物園・水族館あるいは植物園の役割をしっかりと明記するべきである。</p>
408	21813	<p>環境に関する学識経験者（研究者）と地域で環境活動を実践している人々は多く存在しているが、記述されている"環境教育を中心になって行う指導者"は圧倒的に不足している。教育現場で環境教育を行う指導者の育成と、こうした指導者が職業として従事できる環境作りを国の主導で早急に行うべきである。</p>
409	21813	<p>「指導者に必要な能力は、教えるだけではなく、引き出す力・集める力が重要である」指導者が環境に関する理論や理念を十分に理解していることは重要であることに賛同する。しかし、行動する人を増やすには、指導者の能力は「教える」だけでは不十分である。地域で自然観察会を通じて自然保護を進めるボランティア活動であるNACS-J自然観察指導員は、知識を教えるだけでは自然は守れないという多くの人の経験から誕生している。必要とされる情報の量や質は、人それぞれ異なり、指導者に必要な能力は、判断材料になる情報を状況に応じて提供できる「拡散型」と、情報にもとづいたそれぞれの判断や知識を寄せ合い、共通する目標を見つけ出す「収束型」の二つのプロセスがある。このようなプロセスを担える幅と層を念頭においた指導者の育成が必要である。</p>
410	21816	<p>「国連持続可能な教育の10年（DESD）」は日本政府が国連で提唱して設置されたことも含めて、目指す内容の説明と、それに関連付けた取組の記述が必要である。</p>
411	21816	<p>「持続可能な開発のための教育」への取組をもっと全面に打ち出し、これまでの補完的な環境教育ではなく、21世紀を生きるための必須要件として、学校教育だけではなく、社会人教育、企業内教育において体験学習や実践を重視した教育体系を再構築するべきである。</p>
412	21820	<p>はじめて女性が出てくるが、重要性を持たせたものではない。家庭での消費の大部分を担う立場にいる女性の参画を明確に位置づけて書くべきである。また、地域で中心となる女性が増えている中で全篇に流れる地域における女性の役割が見えない。</p>
413	21823	<p>ここに書かれているような方向性であればよいのですが、私の住む地域は全く逆に進行している。「環境と相互に関係のある」農地が次々と宅地化されている。土地ならではの風景がどこにでもあるアスファルトの景色にとって代わられている。また、このような中で新たに、需要の過大評価と思われる広い道路計画もあると聞き、いったいどうなっているのかと不安を感じている。自家用車は控え、公共交通機関か自転車の利用がうたわれている近年、「車がもっと便利に乗れますよ」と言わんばかりの行為である。そればかりか田んぼ道を散歩することをできなくしたり人や自転車の人の交通を危険にし、環境改善に協力する者が損をするかたちが強くなっている。農家の方々の経営事情も厳しく、放っておくと取り返しがつかなくなる。良いいきまりができて、特別な保護区や指定地域にしか生かされず、他の地域には何も関係ないのでは意味がない。その土地に住む者にとってはそれぞれに最も大切な土地である。「農山漁村の活性化と環境保全」が一日も早く実現させ、日本のすみずみにまで行き渡るような、よい意味で逃げ場のない政策を策定していただきたい。</p> <p>また、必要かどうかかわからない護岸工事や区画整理によって水辺の生物など激減している。工事される前の方が自然環境が良かった事例がいくつもある。どうしても必要であるところは、ヨーロッパの技術など参考にして、生き物と共生できる工事を行って頂きたい。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
414	21823	取組の具体例として「街中に連続的に樹木を植えることによって緑の回廊をつくり、緑による涼しさと潤いを享受できるようにする」といったような、各主体が協力して行う取組も重要です」とあるが、人間にとっての快適さを享受するだけで終わることのないよう、21634で示された「生態系ネットワークの形成」の観点も含めた記述にしていきたい。 「街中に連続的に樹木を植えることによって緑の回廊をつくり、生物にとっての生態系のネットワークを形成しながら、人間も緑による涼しさと潤いを享受できるようにする」といったような、各主体が協力して行う取組も重要です」といった文章にするべきである。
415	21823	緑の回廊作りの案は一般市民にはわかりやすいし、身近に緑を感じられるものだと思う。しかし、植えるものは十分に検討したものにするべきである。 近隣の元からあった森へ、野鳥が実を運びそこで爆発的に繁殖してしまうような植物は避けなければならない。専門家を交え十分に調査や検討を行ったうえで実施できるとよいと思われる。
416	21825	災害と環境 災害は自然災害であれ、人的災害（戦争は最たるもの？）であれ、大きな環境変化をもたらすものであり、災害が引き金になって「人的な二次災害（環境破壊）」を引き起こすことも十分考えらる。このため、環境基本計画と防災基本計画との整合性を図り、防災にあったっての、また災害時における各主体が果たすべき役割が明示される必要がある。
417	21826	流域レベルの取組み 市町村合併の進展、道州制への移行も視野に入れ、流域レベルの環境保全、地域防災のためにも、流域単位での取組みの推進を盛り込む必要があると考える。そのためにも、流域レベルの人的交流、流域管理の必要性のための啓蒙、ひいては「流域環境管理計画」の策定といった方向性を示せるとよいかと考える。
418	21826	・「地域に存在する資源の保全と活用」の項目に「過去の環境問題を踏まえ、環境保全を通じて地域を再生する環境再生という視点を持つことも有益です」とあるが、この「環境再生」の視点はもっと大きな概念として捉えられ、位置づけられるべきである。そして「都市再生」として現在、都市部でおこなわれている事業は、従来からの開発型の事業となんらかわりがない。よって、環境基本計画では、本来の意味での環境再生が各地で促進されるよう、理念の位置付けとそれに基づく計画の具体化をはかるべきである。
419	21830	ア国民 「持続可能な開発のための教育10年」の視点で、地域の計画にも参画することを強調されたい。
420	21833	・環境を考慮した学校施設の整備・改修、学校ピオトープの整備・維持管理、それらを活用して地域コミュニティと連携した環境教育を実施
421	21833	教員の資質向上のための取り組みとして、環境省で作成したティチャーズガイドなどのテキストを使って研修などを全国の自然観察の森で実施していくとよいのではないかと。現に姫路自然観察の森や横浜自然観察の森では教員向けの研修会なども行っている。
422	21834	オ事業者 （事業者全般） ・従業者等に対する継続的な環境教育の実施や環境学習の機会の提供 ・国民に対する環境教育・環境学習の機会・場所の提供
423	21834	「オ事業者」に「・国民に対する環境教育・環境学習の機会の提供」とあるが、同内容は事業者のみではなく、各種団体、教育機関、地方公共団体においても記述されるべき内容と思われる。追加願いたい。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
424	21835	力地方公共団体 特に、将来をになう子どもを含む住民参加がし易い仕組み、例えばまちづくり条例などを行政は積極的に策定する、ことを期待する旨を追記されたい。
425	21838	以下のように修文願いたい。 また、住民や技術者の参加を得つつ、環境を考慮した学校施設の整備・改修、学校ビオトープの整備・維持管理を行うことや、その施設を活用することによる、地域ぐるみの環境教育の取組を促進します。
426	21838	「『持続可能な開発のための教育』の普及を進めます」とある箇所（同パラ下から8行目）について、その頭に、「環境に加え、社会、経済、文化といった幅広い視点に立ちつつ、」といった文言を加え、単なる環境教育との違いを明らかにしていただきたい。周知のこと、異論のないこと、言わずもがなだが、環境行政の幅を広げる効果が期待できよう。
427	21838	同パラ下から9行目、「体験機会の提供に努めます。」に続けて、「また、企業やNPO団体などが整備し、広く一般の環境教育・学習のために提供する優れた自然の土地や学習に役立つ施設などに関しては、その一層円滑、豊富な提供が図られるよう、環境教育法第22条の規定を活用し、支援を図ります。」を書き加えていただきたい。原案では、場の整備に言及されていない
428	21838	質の高い効果的な教育、環境学習・・・は全教科が関係する。理科、数学、社会、国語など各教科書内容に環境に環境にふれた内容を意図して充実強化が必要。環境教育は本質的に倫理、道徳教育でもあることを考慮すべき。
429	21839	109頁の1行目、「ボランティア休暇制度の普及」の後に、「急増する定年退職者の組織化の支援」を加えられたい。103頁のパラ21820において退職者への期待が記述されているが、原案では、認識にとどまり、具体的な政策がないため。
430	21839	この計画は極めて重要で賛成であるが、具体的な例を挙げるとさらに良くなるのではないか。
431	21904、21911、21928 21931、21932	第9節 1 現状と課題のところ、 （7）先端科学技術との関わりのあとに、 （8）伝統技術の再検証と活用 を追加すべきである。 日本の建築や、土木、その他の産業の中には、培われてきた文化ともいえる環境と共生する伝統的な技術があります。そのような伝統技術の中には、現代の工業技術や化学技術に勝るとも劣らない環境のために役立つ技術がたくさんあります。そのような日本古来の伝統技術を科学的にも検証し、その技術を生かし、これからの技術としても伝承していく必要があります。  それに関連して、（2）戦略的重点化に当たり強化すべき方策 ウ 先端科学技術の積極的活用 のつぎに、エ 人材・組織の整備等の推進の前に、 エ 伝統技術の再考と活用 日本古来の伝統技術のその効果、その有用性について科学的な検証を測り、環境にとって有効な技術については、先端技術同様、これからの環境に重要な技術として再考し、積極的に活用して伝承していくことを推進します。  上記内容を入れ、「エ 人材・組織の整備等の推進」は オ とする。
432	21907	予防原則に則した記述と受け止めるが「地球温暖化など、科学的不確実性を有する・・・」は、「地球温暖化や有害化学物質、外来生物など、科学的不確実性を有する・・・」とすべきである。
433	21919～21921 (22280)	女性が少ないといわれる科学分野への女性の参画を促し、成果を上げるためにも、各主体への女性の参画、とりわけ大学の科学分野への女性の進出を促す施策が必要である。この分野への女性の進出が少ないのは、企業の採用行動による部分が多いので、ポジティブアクションとしてのクォータ制の取り入れも考える必要がある。
434	21934	取り組み推進に向けた指標についてそれぞれ具体的な数値が記載されていないが、明確になるのはいつごろとなるのか。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
435	21936	「環境問題の現状、課題、取り組み等に係わる情報をだれでも容易に入手できることにより国民の持続可能なライフスタイルや環境問題の取り組み、環境政策への参加をより一層促進する、環境情報ユビキタス社会を構築します。」と記述されているが、そのためには普段環境問題にあまり関心のない対象にまで広く伝わるような情報発信手段が必要。わかりやすくタイムリーな情報を発信するにはテレビの「気象情報」のように毎日「環境情報」を流すくらいの思い切った策が必要である。
436	21942 21944 21945	環境情報の基盤の整備をすることは評価できる。今後積極的に進めていただきたい。ただし、単に基盤を整備するだけではなく、国民への情報提供（特に開示請求に対する真摯な対応）が必要。地方公共団体や研究機関・研究者に関しても、「情報の整備や提供を行なうことが期待されます」というだけでなく「整備や提供を行ないます」というような積極的な表現にするべきである。
437	21943	今年のクールビズの騒動を見るまでもなく、国から発信される情報の影響力はかなり大きい。正しい環境情報を収集することはもちろんだが、タイムリーに情報発信することに注力して欲しい。その際に良いことばかりを発信して誘導するのではなく、その情報に関するメリット、デメリット双方を明確に発信し国民が行動する際の判断材料となるよう心がけるべきである。
438	21955	国民が求める環境情報は事業者のそれと相反するケースが多いが、環境リスクを考えて、事業者に利するものではなく、常に一般市民への情報開示を早急にかつ確実に提供するシステムを確立するべきである。
439	21956	日本はまだ移動性野生動物種の保全に関する条約に批准していないが、近い将来批准すべきである。従って「渡り鳥等の野生生物」を「移動性の野生生物」とすべきである。
440	21960	公共事業に対する第三者評価機関の設置：「第3項行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進」に関し、環境破壊の大きな要因の一つである不要不急な公共事業をチェックするために何らかの対応を表記すべきである。例えば「公共事業に対する第三者評価機関」の様なものの設置に対する表記など。
441	21960～21964 (22202～22207)	これまでの環境影響評価制度がアセスメントと揶揄され、環境影響評価法のもとにおいても、環境影響評価の実効性が確保されず環境破壊が進んでいる現状分析をおこない、実効性ある環境影響評価制度確立のための法改正の方向性と時期を明記すべきである。 (意見の理由) 環境影響評価法制定後においても、環境アセスメントの脱法が公然と行われたり、制度本来の趣旨に反した方法書の作成や運用がなされていて、環境破壊の歯止めとなっていない。一方、必要性や経済性のない公共事業による自然破壊も後を絶たない。よって、対象事業の決め方・方法書の作成方法などを抜本的に見直し、より早い段階の政策・計画策定段階での環境配慮をもとめる戦略アセス制度や、環境配慮とともに事業の必要性・経済性なども検討する総合アセス制度の導入時期についても明記する必要がある。
442	21963	自然を改変し生物多様性を脅かすようなあらゆる開発行為に対しては、その立案過程においてアセスメントを実施する制度を設けるべきである。アセスメントの対象は、大きな公共事業だけではなく、企業開発や農地用開発も含め、地域住民に事前にじゅうぶんな情報を開示し、住民の意見を聞く制度とすべきである。国は速やかに戦略アセスメント法の制定に取り組むことを明示すべきである。
443	21963	新しい政策を環境面でチェックする戦略的環境アセスメントを制度化することが必要である。その際には、環境省が、NGO・市民やその推薦する専門家の入った第三者機関の意見を聞きながら公正に進めることが必要である。



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
444	21963 21968	<p>「環境基本法は各事業法 - 都市計画法、道路法、河川法、港湾法等 - の上位法であることの法的地位を確立せよ」この制度の具体化には大いに期待しているが、最大の問題点は「計画策定」に係わる他省庁 - 事業主体及び関連法との権限の調整にあるのではないかと。この案には都市計画決定その他の各省庁の所管する事業法規との関わりの問題はどうか、この案には示されていない。</p> <p>21968に「...計画（上位計画）や政策の策定や実施に...戦略的環境アセスメントの考え方をさらに具体化するとともに、その仕組みの確立に向けての検討を推進します。」と述べている。問題は「上位計画や政策の策定や実施」という環境影響評価の対象事業はいうまでもなく他省庁や自治体あるいは民間の事業である。同権限的に「仕組みの確立」をするのか、ここでハッキリ環境基本法 - 環境基本計画 - が上位法であることを宣言し、法的地位を確立することを明記すべきである。</p>
445	21963 21968 21974	<p>「戦略的環境アセスメント制度は環境省が主導し積極的に導入すべきである」現在の環境アセスメントは、事業の規模・立地・設計が実質確定した段階から行われるもので、事業を実施しないこと（いわゆるゼロオプション）も含めた代替案の検討がなされなかったか、もしくは、その決定プロセスが完全に非公開でおこなわれていた。</p> <p>現在、自治体での導入事例もあり、政府における検討会での議論の蓄積も増えつつあるなか、戦略的環境アセスメントを通じて、国民に多くの情報と選択肢を明示することが重要である。</p> <p>環境省は、枠組みを与えることになる上位計画や個別の事業の計画を対象とした具体的な戦略的環境アセスメントの導入を、主導的な立場をとって進めるべきである。</p> <p>その際、国のみならず地方自治体や民間団体の事業も対象とし、また、現行の環境影響評価法の枠組みにとらわれずに、対象事業の種類や規模・対象となる計画の策定期間などを幅広く検討することが重要である。</p>
446	21964	<p>「今後は、引き続き、技術手法のレビューや、方法書手続の機能を十分に発揮するための検討、関係者間のコミュニケーションを進めるための手法開発等を進め、環境影響評価の一層の充実を図ることが必要」とされるが、現在の環境影響評価制度で問題なのは、代替案の検討がなく、また事後チェックもないことである。代替案の検討や事後評価を実施することを義務づけることが「環境影響評価の一層の充実」であり、こうした改正を進めることを明示すべきである。また、温暖化対策の厳格な評価を義務づけ、CO2排出量のもっとも少ない代替案の検討を義務づけるべきである。</p>
447	21964	<p>主務省令の改正に賛成である。もっと実効のあるアセスを望む。</p>
448	21964 21974	<p>現在の環境影響評価制度は、代替案の検討がなく、また事後チェックもない欠陥がある。代替案の検討を義務付けて住民や専門家も提案ができ、事業を行わない場合を含めて最も環境負荷の少ない方法を選択する方法がまず必要。</p> <p>アセスの過程で誰でも質問や意見を言え、住民や専門家の環境負荷の疑問に対して事業者が答える責任を課す対審制の意見聴取制度が必要である。</p> <p>事後評価を必ず実施し、事前の評価を上回れば差し止めを含め事前評価を下回る措置を講じさせる制度が必要。</p> <p>方法書やすべての資料は公告縦覧期間であるか否かにかかわらず常時インターネットおよび文書で公開し、請求があればコピーを提供して多くの人の知見を求める制度とすべき。</p>
449	21965	<p>企業に「グリーン調達」をさせるために国・自治体はEMSを導入すべき。</p> <p>調達先にEMSを導入を働きかけながら、自身は導入していなければ、説得力がまったくない。従って、「グリーン調達」を促進するために国・自治体はEMSを導入する必要がある。また、EMSの規格要求の中に、間接影響に関する取り組みがあるので、その仕組み自身が「グリーン調達」を進める仕組みとなっている。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
450	21968	戦略的環境アセスメントの導入は、欧州でもアジアにおいても導入されており、また、地方公共団体においても先行策定が進んでいる。環境省が主体となり法制化に向けて作業を進めるべきである。従って「取り組むための戦略的環境アセスメントの考え方をさらに具体化する」を「取り組むための戦略的環境アセスメントの法制化を具体化する」と変えるべきである。
451	21968	戦略アセスメントを早急に法制化すべき。また、環境の観点から恣意的でない判定をするために、その主務官庁は環境省とすべきである。
452	21972	「行政の施策の策定及び実施に環境配慮をより確実に反映させるため、適切に環境の保全の見地からの意見を述べること等が期待されます。」とあるが、国民に期待するだけではなく、国もしくは関係行政機関が、「国民が情報にアクセスでき、取得した情報に関して意見を述べ、国民の意見が政策に適切に反映されるような状況」を構築していくことが重要である。
453	21973	戦略的環境アセスメントについては、「今後は、導入に向けた一層の取組を進めることが必要」とされるが、記述されているように諸外国ではすでに戦略的環境アセスメントが導入され、地方自治体でも要綱による制度化が進んでいる。2002年にはOECDから勧告もされているのであり、「導入に向けた一層の取組を進めることが必要」などという段階ではない。早急に法制化が必要なることを明記すべきである。
454	21974	前記提案を踏まえ「上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの制度化に向けての」を「上位計画の決定に当たっての戦略的環境アセスメントの法制化に向けての」とすべきである。
455	21974	戦略的環境アセスメント(SEA)実施に向けた具体的な取組、ガイドラインの作成が今後なされていくことに大いに賛同する。一方で、現在の自治体での取組の事例は、複数案の検討が中心であったりと、必ずしも上位計画や政策の決定にまで至っていない場合もあり、その実現の困難さを示している。これを実現するためには、環境省の取組に関し、他省等ステークホルダーが前向きに協力する必要があると考える。また、環境に特化されがちですが、社会面の影響もまた考慮し、プロセスにおいて、地域住民の意見を反映させていくことが重要である。
456	21975	事業を細切れにしその規模を小さく見せることで、環境影響評価を免れる事業があるとのことである。どんなに細切れにしようとも、それが一連の事業であるか否かを判断するのはそれほど難しいことではないと思われるし、あってはならないことだと考える。環境省が一層のリーダーシップを発揮し、国としてこのような事例をなくすための取組を望む。
457	21979	2050年は既に45年を切っている。これを超長期と捉えてよいのか。超長期というならば100年後を見据えたものにすべきである。
458	21986	挙げていることは全く同意する。ただし、高齢者には特に超高齢に占める多くの女性を考慮した記述がなされるべきである。
459	21A05	ア 世界的な枠組みづくり 「先進国の責務として後進国の飢餓・貧困に食糧の配分計画を提案する」、この旨を検討し盛り込むべきである。
460	21A06	以下を追加すべきである。 「また、ワシントン条約で実施されているASEANイニシアティブに貢献し、野生動植物の東アジアからの密輸防止対策を輸入国日本の立場から協力する。」
461	21A06 (22120)	酸性雨や黄砂といった国境を越えた環境汚染要因について、地域的な枠組み作りは極めて大事である。しかし、樹木の立ち枯れは酸性雨のせいではないという説もあり、また黄砂は飛来日数などの調査をよくしないと影響度がわからないので、簡単に例示しない方がよいのではないかと。
462	21A07	後の2カ国は何処ですか、6ヶ国全部を書くべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第1章）

番号	整理番号	意見
463	21A09～21A14 (22182～22182)	3Rイニシアティブの実施特にリユースに当っては他国の環境に負荷を与えることのないように留意すること。また、リユースの前に、現在あるものを使う姿勢が必要であるが、そのためには長年にわたり部品の確保がなされるシステムが必要である（現在は期間が短すぎる）。
464	21A14	2行目の「支援を進めます。」の後に、「効果的な支援策の立案に資するよう、開発途上の各国の環境状況、問題点などをまとめたレポートを定期的に作成し、広く各方面に提供するよう努めます。」を加えるべきである。
465	21A14	(2)開発途上地域の環境保全の支援 環境保全の視野を広げ持続可能な開発の概念、理念をひろめ、 飢餓貧困の支援策も盛り込まれたい。 あわせて国連、先進諸国へもこのプログラムをアピールする旨も追記すべきである。
466	21A23	提示された指標は、推進の実態を十分現していない。以下を追加すべきである。 「・我が国の環境関係条約の履行状況を、各条約の決議の執行で測る。 ・国際環境条約において、保全に貢献する提案を提出した件数」
467	10節	国際的な枠組みの構築・強化： アジアのガバナンスに関し全く触れられておらず、また、議長として関与すると記載されているが、どのようなスタンスで関与するかが明確でないなど、記述が抽象的である。 また、3Rについては、ビジョンの策定にとどまっており、もう少し具体的な措置まで踏み込む必要がある。
468	10節	開発途上国の支援：現在の案では、今までのひとつづくりを中心とした支援の延長であるが、適切な政策があり、その実施が適切なメカニズムで確保されているときのみ、人材・機材が有効利用される。そのため、政策・制度面を重視し、支援ではなく対等なパートナーとして一緒に取り組むというアプローチが重要である。
469	10節	国際環境観測・研究の推進：地球観測、データ収集に偏った記述になっているが、本来は何がその国の環境問題に対処するために有効な政策なのか、についての研究が重要であり、さらにPlan-Do-Seeのプロセスとの関係でモニタリングを位置づけることが適当である。 途上国でも環境対策は本当に必要であり、そのためには環境のパフォーマンスをあげる必要があり、モニタリングの研究だけでは不適當である。
470	10節	多様な主体による取組の促進と各種対に期待される役割：各主体に期待される役割を果たす上で、国はどのような措置を講ずるのか、についての具体的な記述に欠けている。例えば、国と地方公共団体との関係では、国際的な役割を果たすために必要な資金の移動を伴った地方分権の推進などが重要な政策として挙げられる。
471	10節	体制の整備や基盤の強化：体制との関係で、ガバナンスのことが触れられていない。情報基盤の整備は極めて重要であるが、情報の整備もITの利用が進んだ今、分散型のネットワークの構築、真に必要な情報のスクリーニングなどに重点が移っているように思われる。
472	10節	取組推進に向けた指標：現在の案で挙げられている指標は、幾つか重要なものをはずしていると思われる。例えば 我が国がリーダーシップを取って作成した環境条約や取り決めの数 我が国の支援のもとで途上国が作成したビジョン、政策、法律の数 我が国が国際的な環境イニシアティブに対し提供した資金の額 我が国が途上国の環境プロジェクトのために実施したプロジェクトの数と金額 など

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
473	22104	温暖化以外の森林の砂漠化や水の問題など、国際的な環境問題についても目を向けて具体的なプログラムを記載すべきである。
474	22104～22176	ここで述べられていることに全面的に同意するが、これらが効力を発するためには、国民の生活形態を変える必要がある。特に大都市における24時間体制の商業施設、煌々とした街灯等を根本的に見直す前提がないと実現は不可能と思われる。企業をはじめ一人ひとりの意識づくりが最重要かつ最優先である。
475	22106	産業部門については、「自主行動計画の着実な実施、工場等におけるエネルギー管理の徹底」をあげるが、自主行動計画が達成できなかった場合の担保措置についても言及すべきである。自主行動計画が達成できなかった場合については、行動計画を協定化してペナルティを課すとか、規制的措施を導入するなどが検討されるべきである。 エネルギー供給部門については、固定価格買取制度の導入などの再生可能エネルギー普及策についても明記すべきである。
476	22107	「農業（畜産）部門において」という一節を追加すべきである。日本では、家畜の飼育がCO2排出源になっていることへの関心が低すぎると感じる。
477	22109	産業部門については、自主行動計画に依存し続けるのではなく、目標の8.6%以上の削減を実現するために、利用可能な最良の技術を採用することと、全事業所が省エネ法の目標を達成することを担保する政策を導入すべきである。 業務部門、家庭部門では、建物の次世代断熱基準の確実な遵守と、守らない建築物の販売、賃貸、借契約締結の禁止する措置を取るべきである。 エネルギー供給部門では、石炭火発の新增設を禁止し、LNGシフト、自然エネルギーシフトで確実な目標達成の実現、それを政策で担保する政策の導入をすべきである。 自然エネルギーシフトのため、2010年までに一次エネルギー供給の10%以上を自然エネルギーでまかなう目標をたてるとともに、電力については自然エネルギー電力の固定価格買い取り制度を、熱については太陽熱・バイオマス熱源を積極導入する政策を導入すべきである。 なお、原子力は推進すべきではなく、削除すべきである。
478	22109	エネルギー供給部門への追加 対策の例示に、「電力会社毎の二酸化炭素排出係数の提示」を入れる。電力に伴う二酸化炭素の排出は、電気事業者ではなく、電気需用者が排出したことになる。 このため、電力需要者が、地球温暖化に配慮したエネルギーの選択が可能となるよう、電力会社側での情報提供が不可欠である。
479	(21131) 22109	（意見1） エネルギー消費の制限を誘導し、また実効性を確保するためにエネルギー利用・消費の全分野においてDSM制度を導入すべきである。 （意見2） 21130では、原材料や部品の調達から・・・廃棄物の排出・リサイクルに至る流れ全体の温室効果ガス排出量削減のための対策を指摘しているが、この項ではその具体策の対策が欠落している。製品の絶対量の増大、利用後排出される廃棄物の増加にともなうエネルギー消費の増大に対する対策を検討すべきである。 （意見3） 原子力発電をエネルギー供給部門の温室効果ガス削減対策として位置づけることは、「我々が目指すべき社会」（10003）、「心の面から見た環境と我々の関わり」（10007）、「将来世代や世界のさまざまな地域の人々の環境と我々の関わり」（10008）等で具体化されている本計画が目標とする「持続可能な社会」と著しく矛盾する。したがって、この項から「原子力発電」の部分を削除すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
480	(21138) 22109	60年代から70年代に建築された戸建住宅、集合住宅、ビルの多くが、これからの約10年間に建て替え時期を迎えることが確実である。この住宅建て替え時に、エネルギー節約型の住宅等の建設を促進する規制、誘導策を採用することは温室効果ガス削減にとって極めて重要な課題である。
481	(21131) 22109	21131と22109の具体的な対策の記述の中に「二酸化炭素排出原単位の小さい原子力発電」「安全確保を前提とした原子力発電の着実な推進」と当たり前のように記述されているが、安全確保が疑われるような事件が起こっている現況を見ても原子力をエネルギー源として使用することのリスクは、自然エネルギーや天然ガスとは格段に違っている。それを同じ次元で並列して記述することは、自然エネルギーよりも原子力に依存する態度を示すものであり、明らかに意図的なものを感じざるを得ない。 "二酸化炭素の排出原単位が小さい"という理由だけでこのような記述をすることは、国民に対し間違った判断材料を与えることにもなりかねず、非常に危険である。現在は日本の政策が原子力を推進している以上、否定することはできないが、国としてメリットだけでなくデメリットやリスクも明確に説明する義務がある。 原子力にはそのくらい大きなリスクがあり、将来世代に渡って消えることのない負の遺産を残すものであるということを明記しない限り、対策として記述するべきではない。リスクを明記しないのであれば、本計画から原子力推進の記述を削除すべきである。
482	22112	脱フロン早期実現を目標に掲げ、大気中に放出されるスプレー商品を（医薬品など不可欠用途であることを証明できたものを除き）ただちに禁止し、マグネシウム鋳造等でも2007年中に使用を禁止すべきである。 洗浄、半導体液晶製造については密閉型あるいは除害装置付施設以外での使用を禁止すべきである。 断熱材は、公共関与の建築物への代替フロン使用をただちに禁止するとともに、民間建築物も早期に使用を禁止すべきである。また、冷媒は脱フロン商品化を促進し、期限を切って使用を禁止すべきである。
483	22112	「産業界の自主的・計画的な取組を支援し、代替物質の開発・代替製品の利用の推進、冷媒として機器に充填されたHFCの回収などを推進します」とされるが、代替品の多いHFC、特にダストブローアなど回収・破壊できないものについては、すみやかに自然物質への代替品に移行させ、代替品が特定できていないPFCとSF6は工場内のクローズドシステムに移行させて工場の外に出さない、との対策を義務づけるべきである。
484	(21132) 22114	森林整備等による吸収源効果を温室効果ガス削減量に算入することは、第一約束期間に限ることとし、第一目標期間後における国内対策としては、温室効果ガス削減量には算入しないこととする。また、森林整備のあり方は、生物の多様性保護や地域生態系に大きな影響を及ぼすことから、森林整備事業においては温室効果ガスの吸収効果を過大に評価することなく、むしろ生物の多様性保護等への配慮を重視すべきである。
485	22115	単に温室効果ガスの吸収源の観点のみに基づいた画一的な緑化にならないよう、生物多様性に配慮した都市緑化を行うべきである。
486	(21133) 22116	京都メカニズムのうち、CDMに依存した削減手法の利用は、最小限度にとどめる。 CDMとして実施される植林事業が、ODAとして実施される場合のクレジットが過剰に算定されないシステムとする。また、日本が関与するCDM・J I事業については、国内監視制度・手続を策定するなどして、その運用の適正を担保する。
487	22117	最後の行「環境税、国内排出量取引制度については」の後に、「日本を脱温暖化社会へ転換していく上で重要な施策であるため」を入れる。 「総合的に検討していくべき課題です」「総合的に検討していく必要があります」に変える。 環境税や国内排出量取引は、すでに「課題」の域を越え、検討・実施の段階にきている。そのことをこの文章で示すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
488	22117	環境税（炭素税）は、温暖化防止の政策手法として有効で必要不可欠な手段であることから、早期に導入を実現すべきであることを記述すべきである。
489	22117	<p>下記の横断的施策を導入することとすべきである。</p> <p>エネルギー消費の制限を誘導し、また実効性を確保するためにエネルギー利用・消費のすべての分野においてD S M制度を導入する。</p> <p>製品生産・利用の量の絶対数の増大、製品利用後の廃棄物の増加にともなうエネルギー消費の増大に対する対策を検討すべきである。</p> <p>多様な政策手段、各手法の組み合わせによるポリシーミックス手法については、その評価・見直し基準としては、あくまで選定した手法による温室効果ガスの総量削減の実効性が上がっているかどうかを基準を基本として、大胆な見直しを加えるべきである。</p> <p>環境税（炭素税）を早急に導入すべきである。</p> <p>国内排出権取引については、企業活動による温室効果ガス排出を抑制する手法として、厳格なモニタリング等を前提とした義務参加型・キャップアンドトレード型排出権取引制度を早急に導入すべきである。</p> <p>すべての政策、計画、プログラム及び事業を対象とした温室効果ガス影響評価制度を導入する。このために、戦略アセスメント制度を早期に制度化することとし、現行の環境影響評価法の対象事業についても、調査・予測・評価の項目として温室効果ガス影響を入れる。</p>
490	22117	「環境税、国内排出量取引制度については、その効果や影響などを踏まえ、総合的に検討を進めていくべき課題」とされているが、「課題」ではなく、早急に導入すべき施策と位置づけるべきである。
491	(21134) 22117	経済的影響の大きな環境税の導入は、国民各界各層の理解と同意を得ながら、慎重の上にも慎重に検討していただきたい。
492	(21134) 22117	<p>経済的影響の大きな環境税の導入は、国民各階各層の理解と同意を得ながら、慎重の上にも慎重に検討していただきたい。</p> <p>今基本計画案では、環境税について「国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」、「その効果や影響などを踏まえ、総合的に検討していくべき課題」としているが、環境税導入による経済的影響は大変大きいと、国民各階各層の理解と同意を得ながら、慎重の上にも慎重に検討していただきたい。</p>
493	(21134) 22117	<p>（意見1）多様な政策手段、各手法の組み合わせによるポリシーミックス手法については、その評価・見直しの基準としては、あくまで選定した手法による温室効果ガスの総量削減の実効性が上がっているかどうかを基本とし、見直しの結果、効果があがらない場合にはより規制的な手法の採用へと移行しうることとすべきである。</p> <p>（意見2）環境税（炭素税）を早急に導入すべきである。</p> <p>（意見3）国内排出権取引については、企業の温室効果ガス排出を抑制する手法として、厳格なモニタリング等を前提とした義務参加型・キャップアンドトレード型排出権取引制度が有効であり、早急に導入すべきである。</p> <p>（意見4）横断的的手法として、すべての政策・計画・プログラム及び事業を対象とした温室効果ガス影響評価制度を導入する。このために、戦略アセスメント制度を早期に制度化することとし、現行の環境影響評価法の対象事業についても、調査・予測・評価の項目として温室効果ガス影響を入れる。</p>
494	(21A06) 22120	酸性雨や黄砂といった国境を越えた環境汚染要因について、地域的な枠組み作りは極めて大事である。しかし、樹木の立ち枯れは酸性雨のせいではないという説もあり、また黄砂は飛来日数などの調査をよくしないと影響度がわからないので、簡単に例示しない方がよいのでは。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
495	22121	外来生物が海洋の生態系や生物多様性に与える影響は大きく、条約を批准した対応が必要不可欠である。我が国は、最大のバラスト水排出国であり、「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」批准に向けた記述をすべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
496	(21301～21331) 22127～22155 22247	<p>自動車排出ガス対策について</p> <p>1 第三次環境基本計画（案）は、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については改善しているとしたうえで、「環境基準の達成を確実なものとし、その後においても維持」するとしている。そしてこの目標に向けて、「環境的に持続可能な都市づくり、環境的に持続可能な交通システムの実現を図るとともに、都市における生活様式や経済活動についても持続可能なものへと転換を進めることを目指します」とする。しかし、掲げられている施策が、このような目標や理念と整合するものであるのか疑わしい。この問題の解決のためには、後述のヒートアイランド対策と同様に、車中心社会からの転換の方向を明確にすることが不可欠である。とりわけ、当面の対策ではなく、10年単位の「基本計画」には、その方向性を盛り込むことこそ求められている。持続可能な交通システムとは、車中心社会からの転換こそそのコンセプトなのである。</p> <p>2 自動車排気ガスから排出される物質のなかでも微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）や極微小粒子（ナノ粒子）は、特に健康影響が懸念されている。しかし微小粒子状物質については、ようやく測定が開始されたものの未だ測地地点が極めて少なく、極微小粒子については測定は行われていない。これらの物質については早急に測定方法の確立や測定局の設置を行うとともに、環境基準の設定が必要である。</p> <p>3 二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準達成など自動車排気ガスによる大気汚染を低減するためには、単体規制の強化とともに自動車交通量の削減が不可欠である。第3次環境基本計画（案）は、「交通需要マネジメントの手法の活用」を謳いながら、他方でバイパス及び幹線道路の整備も掲げている。新たな道路建設は、潜在的な自動車交通需要を顕在化させ自動車交通量を増加させるものであって交通需要マネジメントとは相容れないものである。</p> <p>自動車交通量を削減するためには、大都市部におけるオフィス床面積の規制や一定規模の事業所に対する自動車交通削減計画の策定義務付け、公共交通の整備や公共交通利用への誘導、自動車交通に依拠した流通システムの見直し、駐車課金、揮発油税及び軽油引取税の引き上げ等思い切った対策が必要である。</p> <p>4 被害者救済制度の確立</p> <p>自動車排気ガスを原因とする大気汚染によって気管支ぜん息等の呼吸器疾患に罹患する患者が年々新たに生まれている。公害健康被害補償法は1988年（昭和63年）に地域指定を解除したため、未救済のまま放置されている被害者は十分な治療を受けることもできずにいる。被害者の救済について第三次環境基本計画（案）は、第2章第2節5（1）において「公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者に対する補償等を行い、その迅速かつ公正な救済を図ります」としている。緊急の救済を現行の公害健康被害補償法に基づいて行うとしても、自動車排気ガス低減対策に向けたインセンティブ効果を重視した新たな被害者救済制度を早急に確立すべきである。</p>



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
497	(21301～21331) 22127～22155 22247	<p>ヒートアイランド現象に対する対策について</p> <p>1 第三次環境基本計画（案）は、「前章第3節に示した考え方にそって、人口排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、生活様式の改善などの取組みを総合的に推進します」と書かれているが、その展開にあたっての理念及び具体策の記述がなされておらず、不十分である。</p> <p>2 都市におけるヒートアイランド現象の対策としては、（1）車中心社会からの抜本的転換及び（2）都市計画・建築における規制緩和路線からの抜本的転換が、決定的に重要であり、基本であることが、まず確認されなければならない。</p> <p>3 車中心社会からの抜本的転換をはかるには、自動車の使用に伴う環境負荷の大きさに応じた経済的負担を、課税等の手法でユーザーに求めることが有効である。さらに、バイパス及び幹線道路の整備など自動車交通量を増大させる新たな道路建設の計画を取り止め、前述のような思い切った自動車交通量削減策を実施する必要もある。</p> <p>4 第二次環境基本計画策定後に都市再生特別措置法が制定されたことに象徴される都市計画、建築における規制緩和路線からの抜本的転換については、都市におけるヒートアイランド現象の主要な原因が、過剰容積、過剰高度の設定及び特定街区制度、総合設計制度、都市再生特別地区など土地の高度利用を目的とした規制緩和政策による（超）高層ビル、マンションの林立、及び都市及び周辺の緑地、農地、里山等を破壊する形で依然として進行し続けている住宅、ビル等の開発、にあることが認識されなければならない。</p> <p>従って、これらに対する対策については、都市計画のマスタープランの中に、「ヒートアイランド対策」を組み入れたうえ、都市における過剰容積の引き下げ、高度制限の設定・引き下げ（＝ダウンゾーニング）及び土地の高度利用のための規制緩和を認めないことが必要である。また、都市及びその周辺の緑地、農地、里山等を保全するために、特別緑地保全地区・緑地保全地域・緑化地域の積極的指定を初めとした都市緑地法などを活用した緑地保全策が必要である。</p>
498	22129	原因物質はVOCだけでなく、現在まであまり減少していないNOxや非メタン炭化水素も加えるべきである。
499	22135	バイパスおよび環状道路等の整備は、短期的に限られた範囲では速度を速めても中期的に広範囲では自動車交通量を増加させると見られ、また仮に効果があるとしても他の政策手法に比較して費用対効果が著しく悪いことが推察され、温暖化対策への悪影響も予想されることから、環境対策として記述するのは不相当であり、削除すべきである。
500	22135	「窒素酸化物等の濃度が局所的に高濃度になっている場所については、将来濃度予測等の調査研究を進めるとともに、対策効果を発現していく枠組みの構築を図る」とされるが、局所的に高濃度になっている地域ではぜんそく患者が多発しており、こうした地域については自動車交通の流入規制などの緊急対策をとる必要があることを明記すべきである。
501	22139	「…微小粒子状物質（PM2.5）及び…環境ナノ粒子の健康影響などに関する調査研究を推進します。」とあるが、まず観測態勢を充実させることが第1課題である。まず、暫定的に観測している結果に基づきPM10との関係からPM2.5濃度を推定して健康影響の調査に取り組むべきである。
502	22142	国民の安心を得るためには、大気中のアスベストの排出源のモニタリングの継続と、アスベストの解体作業に伴う粉塵の飛散防止やリスク低減を説明するためにも、環境基準を設定し、十分に低濃度であることを証明するべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
503	22145	<p>自動車の振動・騒音対策としてここに記述してあることも有効であるが実効があがっていない。以下、有効な対策は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スピードの規制</li> <li>2. 住専地域への大型車の進入禁止措置、特に夜間全面禁止</li> <li>3. TDMの実施による交通総量抑制</li> <li>4. 幹線道路の新設整備の全面禁止 - 道路新設は交通量の分散にならず、誘発交通による交通量の増大をもたらす。</li> <li>5. 既存道路の交通条件・道路環境の改良の促進</li> </ol>
504	22152	<p>ここに示された対策は一応なんでもやってみようという考え方が挙げられている。ヒートアイランド現象と大気汚染、交通騒音は関連しており、個別バラバラな対策ではなく、まずは交通量の削減対策を推進することから始めるべきである。</p>
505	(21429) 22159	<p>上記21429で記述されている「流域での環境保全上健全な水環境の構築」には当然"水源地域の保全"が含まれるはずだが、22159の「水環境の保全」の項においても「水環境を構成する水質、水量、水辺地及び水生生物を総合的に捉え、水利用の各段階における負荷を低減するとともに～」との記述しかない。水環境を考えた時、飲み水の大元となる水源地域の保全は特筆すべき項目である。各地の水源地域付近で産廃処理場建設も問題となっている。この問題に関しては環境基本計画以外の問題も絡んでくるが、水に関して最も恐ろしいのは化学物質等の「見えない汚染」である。</p> <p>各流域における取り組みは地域の組織・団体が積極的に行っているが、水源地域の保全に関しては国が指針を示し、地域に保全条例ができるよう法律としても整備すべきである。</p>
506	(21413) 22164 221C7 221C7 22240	<p>全般として、水辺地における河畔林の記述を追加すべきである。</p> <p>理由として、次の2点があげられます。</p> <p>北海道では、農地開発に伴う土砂の流出や家畜ふん尿等による河川環境の悪化が問題となっており、各地で河畔林造成の重要性が言われ、住民や漁師の方々による植樹などが行われ、河川環境の保全を進めていること。</p> <p>環境基本計画（案）では、( 11206)水質の環境基準が達成されていない状態にあることを記述しているが、施策の体系のなかでは、( 22164)排水処理施設の高度化や改善、生態系を活用した水質浄化施設の整備だけで、水質を保全する機能を有した「河畔林」の整備について対応されていないこと。</p> <p>今回検討されている環境基本計画には「河畔林」の記述が全くない。</p> <p>このことから、水質を保全する機能を有した河畔林の保全・整備を推進するためにも、是非、河畔林について「環境基本計画」で取り扱うべきであると思われる。</p> <p>以下、関連する部分を記載した。</p> <p>【関連部分】</p> <p>21413 水が、土壌で保水・浄化されつつ 水が、土壌や森林により保水浄化されつつ</p> <p>22164 ヨシなどの生態系を活用した水質浄化施設の整備 ヨシなどの生態系を活用した水質浄化施設や河畔林の整備</p> <p>221c7 農地や水路、ため池の保全 農地や水路、ため池、河畔林の保全</p> <p>221c7 水辺や樹林地の創出など 水辺や河畔林、樹林地の創出など</p> <p>22240 水域の水質と水量、水生生物、周辺植生等を一体的にとらえて 水域の水質と水量、水生生物、河畔林などの周辺植生を一体的にとらえて</p>
507	22170	<p>学校、児童公園等の土壌環境基準の強化が必要である。身体的に脆弱な子どもが土壌に接する機会は成人に比べ遙かに多いことから有害物への暴露は高い。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
508	22172	イ 市街地の土壌汚染対策の推進 汚染された準工業用地を近隣商業地と用途変更して一般宅地として換地指定する熊本市の行政政策に環境省として即行政指導を行い、公害病予測危機・警告を行い、土地区画整理事業の即停止を勧告すべきである。
509	22177～22191	「廃棄物リサイクル対策などの物質循環に係る施策」の拡大生産者責任について 生産者に一時的な負担をかけることに伴う不公平感； 国際競争力上不利になる恐れ； 産業界のコストアップに伴う景気の悪化・経済成長率の鈍化への懸念。
510	22179	22180～22184の、リユースについての取組に比べて記述が薄く感じられる。廃棄物を減らすには、何よりもまずリデュースに力を入れることが必要と考える。リデュースに関する取組を充実すべきである。
511	22179	21235では「有料化」となっているのに、こちらでは「処理手数料の徴収」となっているので、国民から二重の負担を課されるのではないかという誤解を受けないためにも、表現を統一すべきである。
512	22182	現在、資源回収は「市町村分別収集」ですが、小学校や中学校でも回収を可能にし、朝登校する子供に持って行ってもらう制度を検討すべきである。 資源回収は地域によって違いはあるが私の市では月2回である。子供が毎日登校する利点を生かし頻繁に持って行けば、家庭では保管場所にも困らずリサイクル意識が高まる。また、子供に持たせれば＝持参者が分かれば、正しく分別され、きれいに洗って回収することが可能となる。 リサイクルは主婦や大人だけの仕事ではなく、子供の頃からリサイクルする習慣を身に付けることで、それが当たり前の大人になる。 リサイクルを考えることから地球環境に関心を持ち、ものを大切に作る精神が育つ。子供は仕事を任せられると大いに張り切る上、大人も子供に監視されていれば、安易にゴミとして捨てるわけにはいなくなる。 現在、地域によってはコミュニティーセンターや小学校などに資源回収ボックスを設置しているところもあるようであるが、いずれも利用者は主婦や大人で、子供の姿は見られない。小中学校で校内や教室に回収ボックスを置き「リサイクル係」を決めたり、校門前に登校時間「リサイクル当番」を常駐させれば、近所の人も持参でき、コミュニティーの輪が広がる。
513	22182	「リサイクル製品の普及や市場の育成など」が記載されているが、フェロシルト問題のように、自治体でリサイクル認定製品として認定を受けたものが、実は六価クロムが検出されるなど、リサイクル製品についてはその安全性を確保することが重要となっている。このため、「リサイクル製品の安全性に配慮する」といった表現を盛り込むべきである。
514	(21A09～21A14) 22182	3Rイニシアティブの実施特にリユースに当っては他国の環境に負荷を与えることのないように留意すること。また、リユースの前に、現在あるものを使う姿勢が必要であるが、そのためには長年にわたり部品の確保がなされるシステムが必要である（現在は期間が短すぎる）。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
515	22184	<p>有形固体の化学物質管理(MSDS)制度の創設すべきである。                      3Rをする上で、製品中の有害化学物質把握は欠かせない。                      リサイクルする上で、どのような化学物質が入っているかを掌握しておかないと、循環型社会を形成する上で支障がでる。ライフサイクル上の問題もあり、早くはじめないといけない。                      今更、「製品中に石綿は入っていますか」と聞かれても仕様であったわけではないので、「たぶん…」としか答えようがない。                      今後有害化学物質を捨てるには、その含有状態がわかっていないと、いつまでたっても再利用などが難しく、循環型社会は訪れない。</p> <p>EU指令RoHSの様に法律ではっきりすると企業は活動しやすい。しかし、日本には法的制約が無いために、セットメーカーが製品中の有害化学物質を調査しようとしてもサプライチェーンの中間の会社は化学物質の把握が難しく、データがそろわない事態が生じている。</p> <p>そこで、民間で作るJGPSSIが指定する有害化学物質24物質群について、調査ができるように、「B to B」の有形固体に関する化学物質管理(MSDS)制度を創設すべきである。</p> <p>このようにして、製品中の化学物質が厳密に掌握できるようになると、再利用、マテリアルリサイクル(2R)が非常にやりやすくなる。</p>
516	22189	<p>廃棄物の不法投棄をなくすために、大量の不法投棄は計画的に、完全撤去、原状回復の義務付けを行うべきである。目標年限を定めて、現在ある不法投棄地の原状回復を行うべきである。環境汚染の可能性が低いというだけで、岐阜県岐阜市椿洞のように不法投棄廃棄物の放置を容認することは、不法投棄してもかまわないような風潮を作り出すだけなので、一部撤去という対策は行わないで、全面撤去による原状回復を行う。そのための費用は不法投棄の実行者と排出事業者から徴収するために強制力を持って行うべきである。</p>
517	22189	<p>産業廃棄物の不法廃棄を行った事業者への現状回復を含む罰則の強化が必要である。</p>
518	22190	<p>PCB含有のカーボン紙や安定器など長期保管され、保管容器の破損などによる環境汚染の可能性もあるので、期限を定めて無害化処理すべきである。</p>
519	22190	<p>「その適正な処理が確保されるよう」は「そのリスク評価を実施するとともに、その適正な処理が確保されるよう」とすべきである。                      理由：p76の効果的・効率的なリスク管理の推進にもとづき科学的な根拠をもとに適正な処理を確保すべきで、そのためには低濃度PCBのリスク評価が重要である。社会負担の妥当性をひろく国民に理解されるにリスク評価は不可欠であるので修正すべ</p>
520	22190	<p>低濃度PCBの処理にあたっては、リスクにあったコストを負担すべきと考える。「低濃度のPCBに汚染された...、その適正な処理が...」を「低濃度のPCBに汚染された...、そのリスク評価を進めるとともに、その適正な処理が...」に修正願いたい。</p>
521	22190	<p>高濃度PCB2万トンの処理にかかる国民負担は3千億から4千億とされている。当然、低濃度PCBの処理にあたっては、リスクにあった国民負担とすべきである。従って、「低濃度のPCBに汚染された...、その適正な処理が...」を「低濃度のPCBに汚染された...、そのリスク評価を進めるとともに、その適正な処理が...」と記述すべきである。</p>
522	22193	<p>1-2行目                      修正：最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価することを基本に、予防的な取り組み方法の考え方を踏まえながら、...                      理由：文意の流れから、基本が先にくるべき。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
523	22195	<p>・ 化学物質のリスク評価に係る施策として、以下の事項も明記する必要があると考える。                      内分泌かく乱化学物質については、生態系への影響のみならず、人の健康への影響についてもさらに調査研究・リスク評価を推進すること                      胎児を含む子どもやハイリスクグループに対するリスク評価のあり方について、さらに調査研究を推進すること</p>
524	22195	<p>人や生態系への”悪”影響。悪を入れるべきである。</p>
525	(12402) 22195	<p>環境問題は地域的の問題もあるけれども、国あるいは地球規模の問題である。地方分権により、自治体が財政的な問題などから、廃棄物対策などの短期的問題に重点が置かれ、研究も含め長期的問題が等閑にされるおそれはないであろうか。また自治体により、理解、行政能力 に差があることは否めない。                      対策としては、国が自治体に対してガイドラインを示すことも必要である。                      自治体に対する国の指導、訓練も必要である。                      S A I C Mの世界行動計画の12の、「キャパシティー・ビルディングの促進」において、「・・・地方、国及び地域レベルでのS A I C Mの体系的実施を支援するために必要な技能を、・・・全分野に亘り提供するための、職員の訓練を含んでいる」とある。</p>
526	22196	<p>国内で製造、使用されている化学物質の種類、量を把握できるような登録制度を創設するべきである。ジャパンチャレンジプログラムで行われている化学物質のリスク評価について、計画的に実施すべきである。リスク評価に関しては、O E C D優先対象物質以外の化学物質については、企業の自主性に依拠せず、受益者負担（あるいは汚染者負担）的な考え方からすれば、本来使用している企業、業界団体から一定の資金を拠出させ、調査に必要な資金を積み立てる基金を作り、その基金をもとに順番に調査していくべきである。また、審査状況を定期的に国民に知らせるべきである。</p>
527	22196	<p>「施行後7年経過時の検討事項を踏まえて」は「施行後7年経過時の施行の状況についての検討結果を踏まえて」とすべきである。                      理由：検討事項の内容が不明のため、法律の表現を使用すべきである。</p>
528	22196	<p>「施行後7年経過時の検討条項を踏まえ...」とあるが、法文どおり「また、化学物質...基づき施行後7年後経過時に法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な...」とすべきである。</p>
529	22196	<p>「化学物質のリスク管理」として、以下の事項も追加すべきである。                      S A I C Mに準拠した化学物質の総合的・戦略的管理を推進するために「化学物質政策基本法」（仮称）を制定すること                      食品に含まれるダイオキシン濃度についての基準を設定すること                      化学物質のライフサイクルを通じた管理を実施するための法制度を整備すること                      家庭用品規制法のしくみを抜本的に見直すこと                      既存物質についても化審法の対象とするよう、化審法を改正すること                      環境中の有害化学物質から、胎児・子どもの健康を守るための特別立法（「子ども環境保健法」（仮称））を制定すること                      総合的なアスベスト対策のための基本法を制定すること</p>
530	(21720) (21749) 22196	<p>中小企業に言及はしているが、現在化学品の加工業者、使用者の中小企業の化学物質の管理、理解が十分ではない。E P A、E Uなどは常に中小企業を別枠として配慮しているので、ここに書かれている以上に中小企業対策を強化すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
531	22196 22197	P R T R制度がきちんと運用されているかどうか、報告義務のある事業者からの届出がどの程度実施されているか、調査し、未報告者を減らす対策を計画に盛り込むべきである。また、届出対象外排出量の推計などP R T R公表データを国民に周知するような取組みを行い、化学物質管理にいかすべきである。
532	22197	国民に対する一方的な啓発、情報提供のみならず、国民や産業、行政など立場の違う者が対立する場合に、その議論を行える場の確保が大事ではないかと思えます。 <u>リスクコミュニケーションの場の確保として何か制度を設けるとか（パブリックコメントの期間をもう少し長くしたり、要旨をわかりやすくする、新聞で掲載するなどの工夫も含め）、環境団体に訴権を認めるといった制度の検討が必要である。</u>
533	22197	「リスクコミュニケーション」のみならず、「ガバナンス」及び「市民セクターの意思決定過程への参画」の推進を明記すべきである。
534	22198	本基本計画中で、「我が国の化学物質政策は、少なくとも国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の理念に基づく」ということを明言すべきである。
535	22198	「適切な国内措置」と言うあいまいな表現でなく、「SAICM国内実施計画を関係者参加のもとに策定し、その進捗を管理するなど適切な国内措置」とし、また加えてSAICM東アジア地域実施計画に主体的にかかわることも明記すべきである。
536	22198	S A I C Mは言うまでもなく今後の化学物質の管理についてのガイダンス文書として重要なものであり、例えば2月21日の第17回化学物質と環境円卓会議において配布された資料にも「我が国としては、S A I C Mの考え方を環境基本計画等の政策文書に位置づける」と記載されている。しかし2月7日環境省がホームページに公表した仮訳に従うと、環境基本計画はS A I C Mと内容、表現など重要な点で一致しない点がある。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
537	221A0～221A1 221E7～221E9	<p>自然とのふれあいの推進と利用体験の多様性の確保                  221A1では「多様な自然環境」の保全が述べられているが、自然とのふれあいにおける「多様な利用体験」の保全には触れていない。</p> <p>例えば、山岳地域における登山を考えてみると、バックツアーで訪問している観光客と、大きなザックを背負っている登山者では、求める体験が大きく異なっている。「多様な自然環境」が存在していたとしても、画一的な整備だけでは、221A1で述べられている「自然との豊かなふれあい」は実現しない。多様な自然環境と同時に、「多様な利用体験」の保全も明記する必要がある。</p> <p>具体的には、環境省（北海道地方環境事務所）において、「大雪山国立公園登山道管理水準（案）」に対する意見募集が行われておりましたが、そこで示されているような、ゾーニングの概念について触れる必要がある。</p> <p>ただ、「大雪山国立公園登山道管理水準（案）」で示されているような、一つの自然公園内でのゾーニングに留まらず、例えば富士箱根伊豆国立公園では、保健休養を中心的な体験とする一方で、屋久島や知床は原生的な自然環境を体験できることを中心的な体験とするなど、地域の特色に応じた色分けが必要である。</p> <p>このような点を踏まえて、具体的には以下のような修正案を提案します。                  221E9の修正案                  ア 地域の特性に応じて、自然の探勝、野生生物との出会いや観察、風景の鑑賞、保健休養、生きものとの出会いなど、様々な形での自然とのふれあいを確保するため、必要な施設の計画的な整備を進めます。特に国立公園などの重要な地域については、自然環境や景観を損なうことのないよう十分に配慮しつつ総合的かつ計画的に用地取得、施設整備を進めるとともに、それらの施設の管理運営体制を地域の理解と協力を得て適切に整備します。施設整備に関しては、地域の特性や自然環境の特色に応じて多様な利用体験が想定されることから、体験の多様性にも配慮したゾーニングも検討します。このようなゾーニングの下で、利用拠点でのバリアフリー対策を進めるほか、登山利用が近年増加している中高年層の利用に配慮します。さらに、里山林など身近な自然とのふれあいの場として、自然歩道などの整備を進めます。</p>
538	221A3～221A9	<p>保全目標を数値目標化すべきである。                  生物の生息・生育空間の連続性は、生態系のネットワークにおいては、水循環、窒素循環などの自然のサイクルを基本として、奥山、森林、農村、都市と連動させた広域的なネットワークを図るべきである。また、都市の自然環境を取り戻すために、緑地帯、河川敷、学校などにビオトープとしての機能を持たせるべきである。</p>
539	221A5	<p>「野生生物の重要な生息・生育地」の保全については、専門家の設定した基準を有効に活用すべきである。                  例えば、国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが、世界100ヶ国以上の加盟団体と共同実施しているIBAプログラムの活用。                  このプログラムでは、鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準（IBA基準）によって選定し、リストを作成する。このリストは、欧州各国の保全活動家、鳥類専門家、政策決定機関等に、保全活動計画作成の際のツールとして利用され、欧州裁判所においても「野鳥保全に関する重要な参考資料」として認められるなど、その重要性はヨーロッパ全体で認識されている。                  その結果現在では、ヨーロッパの全IBA選定地3,619ヶ所のうち、約60%のIBA基準生息地が何らかの国レベルの法制度に基づいた保護区となり、約50%がEU加盟国の定める特別保護地域（Special Protected Area）に指定されている。                  日本においても日本野鳥の会により、2003年にIBA基準生息地が167ヶ所選定されている。ぜひ、野生生物の重要な生息・生育地の保全を進めるにあたっては、IBA基準生息地リストを活用すべきである。</p>
540	221A5	<p>日本全国で行われている開発問題に森などは隣りあわせだと感じている。現に、道路やマンションなどを作るために、どんどん削られていく緑、区や市では手に負えない貴重な自然を、国が守っていく必要があると思われる。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
541	221A5	「優れた自然」という表現に違和感がある。「優れた自然」に対し「劣った自然」も存在するのか。そういう価値判断を人間がすることに対する違和感だと思われる。 似たような表現であるが、耳に慣れた「豊かな自然」のほうがまだよいのではないか。もしくは「保全すべき自然」「豊かに残された自然」などほかの言い方もいろいろ考えられる。
542	221A7	「水鳥、水生生物など多様な野生生物の生息・生育地として重要な役割を持っている湿地」の保全については、専門家の設定した基準を有効に活用していただくことを希望する。 例えば、国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが、世界100ヶ国以上の加盟団体と共同実施しているIBAプログラムの活用である。 このプログラムでは、鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の基準（IBA基準）によって選定し、リストを作成する。このリストは、欧州各国の保全活動家、鳥類専門家、政策決定機関等に、保全活動計画作成の際のツールとして利用され、欧州裁判所においても「野鳥保全に関する重要な参考資料」として認められるなど、その重要性はヨーロッパ全体で認識されている。 その結果現在では、ヨーロッパの全IBA選定地3,619ヶ所のうち、約60%のIBA基準生息地が何らかの国レベルの法制度に基づいた保護区となり、約50%がEU加盟国の定める特別保護地域（Special Protected Area）に指定されている。 日本においても日本野鳥の会により、2003年にIBA基準生息地が167ヶ所選定されている。このうち21%が干潟、23%が淡水性水域環境である。水鳥、水生生物など多様な野生生物の生息・生育地として重要な役割を持っている湿地保全を進めるにあたっては、ぜひ、IBA基準生息地リストを活用するべきである。
543	221A7	「国際的な視野に立って、保全を推進」とあるが、NPOが国際的な鳥類保護組織であるバードライフインターナショナルの定めた基準によるIBAで選定されている湿地において、人の利用を制限する等の保全の進んでいない場所が多くある。開発を誘導したい各都道府県もあり、それを考慮すると保全が遅れると思われる。早く基準を示し保全の方向であることを先に示すべきである。
544	221A7	更なるラムサール条約指定地拡大が進められる可能性があることから、「湿地については、その機能を科学的に評価し、・・・鳥獣保護区の指定など」を「湿地については、基礎調査の充実を図り、その機能を科学的に評価し、・・・鳥獣保護区の指定拡大など」と変えるべきである。
545	221A9	林業に専業に従事する担い手だけでなく、都市近郊の森林においては市民ボランティアの参加による保全の推進を図るべきである。 都市近郊においては、森林所有者のみによる保全が困難になっている地域が多数ある。森林環境の恩恵を受けている市民たちが自ら保全に参加することは、必要かつ意義のあることである。
546	221A9	「国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成を推進します。」とあり、それ自体は賛成である。しかし、「森林の「緑の回廊」の整備等の事業」では、哺乳類や国レベルでのネットワークの形成はできるかもしれないが、爬虫類や両棲類などの地域レベルでのネットワークは、難しいと思われる。既存の道路などで、分断された地域的なネットワークを再構築するための方策(基礎的な研究も含めて)も、ここに盛り込むべきである。
547	221B0	外来生物等への対策は、国内の種の保存の観点からも重要なことだと思うが、一般国民に対する普及・広報に関する記述があまりに少なく、環境省のやる気が感じられない。
548	221B1～221B3 221B6～221C0	地方公共団体への財政的援助を含む、財政的、要員確保的対策を明記すべきである。



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
549	221B2	外来生物の中でも要注意外来生物は、科学的な知見不足などにより指定が遅れている。従って「外来生物に関する情報の収集整理を行い、特定外来生物の飼養、輸入などに」と「外来生物に関する情報の収集整理を行い、科学的な知見から特定外来生物の指定の有無や、特定外来生物の飼養、輸入などに」とすべきである。
550	221B2 22280	外来生物（に限らないが）とペットの問題は表裏の問題である。そして、動物の適正飼養（環境省所管の動愛法）と外来生物問題は切っても切れない関係で、これらは欧米のように（欧米では主に家庭教育としても普及しているが）子ども達への環境教育として位置づけるのが適当だと思われる。自然との付き合い方、野生動物との付き合い方、ペット動物との付き合い方、そして外来生物の問題と一緒に教育のプログラムに組み込むことで一貫した教育内容になるはずであり、ペット動物の問題も、外来生物の後、環境教育の項に入れるべきである。
551	221B3	外来種・他地域からの移入種に対しては、国立公園の特別保護地区だけではなく国立公園、国定公園の第1種、第2種特別地域も含めて、意図的な持込や侵入を防止すべきであり、防除にあたっては関係機関だけではなく地域住民やボランティアの力を結集して草の根から行なうようにすべきである。
552	221B4	遺伝子組み替え生物は、既に野外でも多数確認されており、「影響の監視などを進めて行きます」ではなく「野外における防除事業を進めると共に、影響の監視などを進めて行きます」とすべきである。
553	221B6	以下の項目に、野生鳥獣という記述が目立つが、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」がその前提になっているからだと思われる。爬虫類や両棲類もその保全に含まれるよう、またすべての野生生物がその対象に含まれる野生生物保護法への改正の項目を最初に入れるべきである。
554	221B7	絶滅のおそれのある野生生物の保護・繁殖に関しては、動物園・植物園が寄与している部分も多いと思われるが、何の記述もないのは不思議に思われる。
555	221B8	「水鳥類の鉛中毒を防止するための方策を推進する」とあるが、防止するのではなく、根本的な鉛弾を禁止する方針を提示すべきである。被害が水鳥だけでなく、大型猛禽類にも及んでおり、もう猶予はない時期にきている。
556	221B8	「科学的、計画的な保護管理を推進します」と明記されている。科学的、計画的な保護管理は、個体数管理、被害対策、生息地管理の3本柱である。しかしながら、現状は、個体数管理に偏っている。従って、被害対策、生息地管理の充実を図る旨、前段に明記すべきである。
557	221B9	「地域の野生生物の保全のための適切な措置が講じられるよう配慮を求めます。」や「開発事業などに際して適切な措置が講じられるよう配慮します。」は、表現が開発ありきである。持続可能な開発であるかを見極められる、戦略的環境アセスメントへ制度改革を行うべきである。
558	221C1～221C4	自然再生は、自然の本来有する復元力が最大限活用するための補完的な手段として考えるべきであり、一般的・包括的に再生事業の積極的な推進を目指すのは誤りである。また、再生事業の実施計画においては各地域の実情を最も良く知る地域住民を参画させるべきである。地域住民が参加するための協議会の運営においては地域住民の意見が反映しやすいよう工夫した会議を導入すべきである。
559	221C4～221C9	里地里山については、都市化に伴う開発による減少を食い止め、また管理不足による荒廃を防止するため、自然公園法の公園管理団体制度などに頼るのではなく、里地・里山を保全管理する登録制度を設けるなど特別に法整備を行い、保全管理を促進すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
560	221C7	<p>修正案として以下を提案する。</p> <p>ア 農耕地などにおいては、まずその地域の生物相を調査し、そのうえで各地域の社会経済的な状況や自然環境の特徴を考慮して、農家を含む地域住民の参画も得ながら、二次的自然の基盤となる農地や水路、ため池の保全や生態系に配慮した水路の整備を行うほか、水辺や樹林地の創出など、多様な生物が生息・生育できる環境と農業生産活動の調和に努めます。</p> <p>さらに、化学肥料や化学合成農薬の使用低減などによる環境保全型農業を促進するとともに、市街地内の生産緑地を緑地空間として活用することや、農業生産活動などの維持を通じ、生物多様性保全を含む多面的機能の確保を目的とした中山間地域等直接支払制度等の支援措置を推進します。</p> <p>なお、中山間地域等においても、農家等の減少により必要な管理を行うことが極めて困難な農地(限界的農地)に関しては、無理に保全・活用に努めるのではなく、自然の森林、草地又は湿地等への自然再生を進めることを検討します。</p>
561	221C7	<p>「環境保全型農業を促進するとともに」自体は、賛成である。しかし、それを消費者が選択できなければなんにもならない。消費者が選択できる取組みを行うことも明記すべきである。</p>
562	221C7	<p>畜産業についても、適切な糞尿処理や有機畜産など環境保全的なあり方について盛り込むべきである。</p>
563	221C8	<p>修正案として以下を提案する。</p> <p>イ 二次林等の育成林においては、更新、保育、間伐等の森林の適正な整備及び保全を推進するとともに、森林所有者等による森林整備を支援するなど森林整備保全事業を推進します。また、身近な里山林などが持続的に活用されるよう、市民の参画を得た森林整備などに対する助成を行うほか、森林の維持管理の担い手である山村地域の活性化を図るため、雇用の確保や山村地域での定住の促進のほか、都市住民などからも担い手を募集するなど、森林所有者と連携・協力して保全・活用できる体制づくりを推進します。</p> <p>なお、中山間地域等において、林家等の減少により必要な管理を行うことが極めて困難な林地(限界的林地)に関しては、無理に保全・整備に努めるのではなく、自然の森林、草地又は湿地等への自然再生を進めることを検討します。</p>
564	221C8	<p>この取組においても 12202 で示された「生物の生態特性に応じた、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを構築するような視点」に基づく必要があると考える。画一的な管理にならないよう、管理を行おうとする森林が地域の生態系ネットワークでどのような役割を果たすのが望ましいのか調査を行い、順応的に管理を進めることができるように、担い手に対する助成や支援を行うべきである。</p>
565	221C8	<p>担い手となる人々は、ただ木を切りたい、汗をかきたいなどだけでなく、その地域や自然を理解した上で計画作りや調査、管理、環境教育活動ができる人を育てていく必要があると感じる。</p>
566	221D2	<p>「……の収集・調査研究を推進します。」 「……の収集・調査研究を推進するとともに保全に努めます」とする。</p>
567	221E1	<p>サンゴ礁の保全について、ICRIの事務局を務めるなど中心的な役割などの記述だけでは不十分である。</p> <p>日本のサンゴ礁の保全について、具体的に危機に瀕しているサンゴ礁についてどのような対策をしていくつもりなのか（たとえば、現在石垣島の世界で一番といわれるアオサンゴなどのサンゴの白化現象、赤土流出、石垣空港設置などによるサンゴ礁壊滅の危険がいわれています。）、世界に誇れる日本の自然としてあるサンゴ礁の危機が叫ばれている中、具体的な記述なしにサンゴ礁の保全をいうのはあまりにもお粗末である。</p>
568	221E3	<p>「定点における継続的なモニタリング調査の推進」するのは賛成。これだけだと、市民の理解がなかなか進まないと思われる。市民によってその地域の生きものの調査を自らの手で行うことも必要である。先の身近な生き物調査のような取組みもここに入れるべきである。また「調査研究に必要な人材の育成確保、既存博物館、調査研究機関や専門家・・・信頼性の向上を図ります。」も賛成であるが、既存の博物館などでは、本当に地域住民が情報をほしいと思ったり、調査をしようと思っても距離があまりすぎる。博物館相当施設を積極的に利用することを考え、ある一定レベルの条件を備えたものを選定したり、そこにコーディネーターの配置を援助する取組みを行うべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
569	221E4～221E6	モニタリングなど調査研究を行なう場合、国立公園特別保護地区などの多くは地権者である森林管理署、及び自然保護事務所の両方の許可を要するが、速やかな許可手続を実施するため許認可を一本化すべきであるし、各管理機関によってバラバラに生態を調査するのではなく統一的な調査手法を確立し、一元的に調査を行い、データベースの共有化を図るべきである。
570	221E7	自然保護官の拡充：「自然とのふれあいの推進」に関し、日本でも自然保護官の配置が進んでいる反面、カナダなどの先進国と比較すると立ち後れている状況であり、その充実について表記すべきである。
571	221E9	整備を進める場所として、国立公園が例示されているが、環境省が全国に設置した、自然観察の森の整備を進めることも必要である。自然観察の森は、都市近郊における、身近な自然や生き物とのふれあいの場として重要な役割を果たしているからである。
572	221E9	「また、利用拠点でのバリアフリー対策を進めるほか、登山利用が近年増加している中高年層の利用に配慮します。」との文章を、次のとおり修正されたい。 「また、利用者のニーズが多様であることを踏まえ、画一的整備とならないよう注意しつつ、利用拠点でのバリアフリー対策を進めるほか、登山利用が近年増加している中高年層の利用に配慮します。」 【理由】：障害者や高齢者のためのバリアフリー対策や、中高年層の利用への配慮は、自然とのふれあいの場に対する利用者のニーズが多様であることから生じている。 健脚の人などにとっても、人為的な設備等の無い環境において深く自然に浸る体験や、体力面も含めた挑戦の体験の場を確保することも必要とされていると考えます。このような体験は、バリアフリー対策が施された場など、整備が進んだ場では不可能であり、別の場が確保される必要があることから、全ての場所を同じように整備してしまうことは、避けなければならないと考える。 また、221E8において、「人と自然のふれあいは、多様な自然の特性を損なうことのないよう」と、自然の特性が多様であることを認識していることから、多様なのは自然の面だけではなく、利用者の側も多様であることを合わせて認識しておくことが、バランスの取れた計画に必要なものと考えられる。 これらを合わせて考えると、 ・「利用者のニーズが多様である」ことを認識する。 ・自然とのふれあいの場が「画一的」とならないよう注意する。 という2点が重要であり、修正すべきである。
573	221E9	「必要な施設の計画的な整備を進めます。」施設といってもガイド等のエコツーリズムに最低限必要な施設を優先されるべきである。「さらに里山林などの身近な自然とふれあいの場」として、「遊歩道などの整備」があげられているが、遊歩道を作成することで、深い森場合は林縁を増やす結果になったり、草原の場合は過度の利用により表土の流出も考えられる。その土地におけるその場の価値を住民や専門家を交えて協議しなければ見極めなければならないので、安易な例としてあげるべきではない。「住民や専門家らと交えて協議し、その土地におけるその場の価値を見極めながら、自然とのふれあいの場の創造を行います。」に訂正すべきである。また市町村レベルになどの数的な目標を掲げるべきである。
574	221F2	自然解説指導者の育成はもちろんだが、その道の専門家を配置するのも重要だと感じる。指定管理者制度が導入されるようになり、安かろう悪かろうの業者が、ビジターセンターや、都市に残された貴重な大規模緑地などの管理運営を任せていくことには、強く不安を抱く。しかし、指定管理者制度からいくと、専門家などは金額が高くなるので、必然的に難しくなる。その溝をどううめていくのか不安を感じる。
575	221F2	どこに育成した人材を配置するかが述べられていない。アの項目（221E9）で創造されたふれあいの場がそれにあたることを明記すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
576	221F3	育成された人材の認定についても取り組むべきである。
577	221F4	都市住民が自然とふれあう機会を確保する観点から、グリーンツーリズムの推進を図る際に、環境省が全国に設置した、自然観察の森の活用に積極的に取り組むことを希望する。自然観察の森は、都市近郊における、身近な自然や生き物とのふれあいの場として重要な役割を果たしているからである。
578	221F5	この取組においても 12202 で示された「生物の生態特性に応じた、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを構築するような視点」に基づく必要があると考える。 都市域や市街地における緑地の保全や緑化が、人間が自然にふれあう際の利便性だけでなく、生き物の視点から計画的に進められることを希望する。
579	221F5	特に都市域の日常的な自然とのふれあいの場として、動物園は有効である。「緑地の保全、都市公園などの整備、緑化を計画的に進めます」という記述があるが、これだけでなく、大型の哺乳類とも出会うことのできる「動物園」についても特筆していただきたい。最近では、国内においても従来の檻展示から、動物を環境ごと展示をするような大規模な動物園展示改修も進みつつある。動物をその環境と共に展示する生息環境展示を採用している動物園では、動物と直接接触ことなく、心のふれあいを果たすことができる。心のふれあいなくして自然を理解することは不可能だと思われる。展示をつくる段階でも維持発展させる中でも多くの人間が介在する動物園は、人を介して自然環境と本当のふれあいができる、都市の中では本当に貴重な場所だと思われる。
580	(21809) (21838) 221F5	21809 環境保全のために行動する人づくり 下から4行目 “自然や暮らしの中での遊び、体験活動や実践活動” 21838 環境保全のために行動する人づくりを進める環境教育の推進 上から4行目 “子どもエコクラブ事業や、自然体験遊び場事業等によって” 221F5 3行目 “公園や緑地などにおける環境教育・遊び・自然体験活動を積極的に実施します。”  (注) “遊び”という言葉盛り込みたいのは、以下の理由。 最近観察会や体験キャンプなど、大人がお膳立てをして自然を体験する機会は増えてきたように思われるが、子どもが自由に自然の中で遊べる環境が依然として非常に少ないように思われる。自由にのびのびと遊ぶ中にこそ多くの発見と喜び、自然の恵みを体全体で感じるチャンスがある。 それはその後の学びの基本的なベースとなる。 様々な面から子どもが遊ぶ環境は恐ろしい速さで悪化しており私達が意識して確保しようとしなければ、止めようがない。 自然体験活動に含まれる、とお考えだとは思いますがあえて、“遊び”という言葉を入れなければならないほど社会的な意識が薄いと思われる。 そういうことについての概念整理も必要である。
581	221G0	「税制措置、緑地協定」の導入に対して賛成である。
582	221G1	「動物取扱業の適正化」は、衝動買いできない仕組みの導入を図るべきである。販売業者とは別なところでの適正な飼育ができるかの判断や指導を行うことを法律化すべきである。また「マイクロチップなどの個体識別措置の推進」に加え、マイクロチップの小型化を研究し、すべての飼育動物へ導入し、飼育が厳密に適用されているかをチェックできるようにすべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
583	221G1	最後に、「また、試験研究に供される動物に関しても苦痛の軽減等が適切になされるよう周知徹底をはかります」という一文をぜひ入れていただきたい。 実験動物福祉は、環境省の所管だと認識している。
584	(21960～21964) 22202～22207	これまでの環境影響評価制度がアセスメントと揶揄され、環境影響評価法のもとにおいても、環境影響評価の実効性が確保されず環境破壊が進んでいる現状分析をおこない、実効性ある環境影響評価制度確立のための法改正の方向性と時期を明記すべきである。 (意見の理由) 環境影響評価法制定後においても、環境アセスメントの脱法が公然と行われたり、制度本来の趣旨に反した方法書の作成や運用がなされていて、環境破壊の歯止めとなっていない。一方、必要性や経済性のない公共事業による自然破壊も後を絶たない。よって、対象事業の決め方・方法書の作成方法などを抜本的に見直し、より早い段階の政策・計画策定段階での環境配慮をもとめる戦略アセス制度や、環境配慮とともに事業の必要性・経済性なども検討する総合アセス制度の導入時期についても明記する必要がある。
585	(21228) 22203～22207	施策の進捗状況や実態の適切な把握、環境影響評価等に当っては、環境省から独立した第三者機関が必要である。
586	22206	環境改悪の中に晒される教育環境での予測出来ない地方公共団体の公共事業に環境省は行政指導の責務がある。
587	22212	最後の行 原案：…実施体制の整備に努めます。 修正案：…定点における環境媒体横断的な測定などにより環境変化を総合的に監視することを含め、実施体制の整備に努めます。
588	(21509)、(21538)、22220	医薬品対策について「化学物質」としては含まれるわけだが、「食」として同一視され明記がない。
589	22229	「適時適切に公表し、その普及と活用に努めます」は、行政が行ったものに対しては、当然そうあるべきである。さらに、民間や個人が行い、ある一定の団体に報告された調査についても、同じレベルでデータベース化され、検索・閲覧ができるようその団体を支援すべきである。そのために学会やそれに順ずる研究冊子を調査し、内容をチェックし、認定する仕組みを作るべきである。
590	22232	・「環境情報の体系的な整備」の最後に「公害・環境問題に係る資料を適正に保存し、散逸を防ぐよう努めます」とある。これは第二次環境基本計画でもまったく同じ文言で記載されている。しかし、第二次環境基本計画以降、この点に関して具体的にどのような取組がなされ、どのような成果があったのか、そして現在、何が課題になっているのか、もっと言及しなければ、具体的な施策が進まないのではないかと。「努めます」といっても、誰が何をどうするのか、記載すべきである。一口に資料といってもその所蔵者は行政だけではなく、住民運動団体、科学者、弁護士、企業など、多岐にわたっている。これらの資料は一堂にまとめてしまうのではなく、各主体、各地域で所有しながらも資料情報を一元化できるネットワークを構築することによって、有用な手立てを講じることができると考えられる。 ・上記で述べた「過去に学ぶ」という視点を基盤にするためには、日本の公害・環境問題を歴史的に正しく認識し、その知見を今そして未来にいかしていくために、歴史の証人である記録資料を適切に保存し、活用していかなければならない。これら記録資料は国内だけではなく、アジアをはじめ海外でもいかされていくべきものである。そういったグローバルな視点をもつことも大事である。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
591	22235	最後のセンテンスに賛成である。ここに、調査のやり方やほしい情報の探し方を示せる専属のコーディネーターを配置すべきである。(8)自然環境データ整備(221E3)でもう少し地域に配置するように述べたが、当初は最低でも地方環境事務所に配置して、各地に出向き、同様なコーディネートを行える人材の育成(講座開催など)を行うべきである。
592	22241、22242 (12304)	環境影響予測欠落の公共事業が熊本県と熊本市および鉄道建設等支援機構によって施行されようとしている。環境省が熊本県熊本市両首長に行政指導すべき。
593	22247	・「被害者の救済」で述べられている「被害者」は、公害健康被害の補償等に関する法律で認定された被害者に限定された記述がされているが、実際には公害によって健康に被害を受けている人々は認定患者以外にも大勢いるという現状認識がいないか。 ・一方、認定されている公害被害者は高齢化が進むにつれて、生活上の新たな困難が生じてきている。こうした被害者のケアを対策として実行することは、環境省の役目であり、環境基本計画では、重点事項としてしっかり位置づける必要がある。
594	22247	喘息患者が全国的に増加し、とりわけ大都市部における増加が著しいことが学校保健統計などの資料から明らかになっている。こうした喘息患者の多発の原因について早急に適切な疫学調査などの調査研究を進め、自動車排ガス等の大気汚染との因果関係が明らかになった場合には、指定地域の再指定などの措置を講ずることを明記すべきである。新たなデータなどにより、窒素酸化物などの影響が明らかになった場合は、再指定を検討することは、公害健康被害補償法の大気汚染地域の指定解除を行ったときの政府の約束であったはずである。  また、疫学調査の結果を待つまでもなく、医療費の負担などの措置は国が地方自治体と協力して行うことを検討することを明記すべきである。
595	22247	1988年に公害の指定地域がすべて解除され、その後新たな患者が出ても認定されていない。環境省は調査を行い、1日も早く再指定することが被害者の救済の道である。このことを明記していただきたい。
596	(21509)、22247	シックハウス症候群に対する建設、施材業者からの感謝が全くない。
597	22248	公害健康被害補償予防協会は存在しない。 また、「健康被害予防事業を実施します。」は「関係者との連携を十分にとって健康被害予防事業を実施します。」とすべき。 理由：独立行政法人環境再生保全機構になり、関係者との連携が不十分になっているため。
598	22248	公害健康被害補償予防協会は独立法人化しており、現在では存在していない。また、予防事業の進め方については産業界等の意見を反映する必要があることから、「...、健康被害予防事業を実施します。」を「...、事業者等との連携のもと健康被害予防事業を実施します。」に修正すべきである。
599	22254	不法投棄事犯に限らず、軽度事犯も含め環境に係る法規違反者には、一定期間の環境に関する社会奉仕を義務付け、教育を刑罰や罰金に加え取り入れるべきである。また、すべての法違反者に対しても環境負荷の面から検討し適切な罰則を適用すべきである。
600	22257	「生活環境の保全上の支障が生じまたは生じる恐れ」の「恐れ」は平仮名ではないのか。また、「原状回復責任の追求」の「追求」は「追及」ではないのか（表題も同じ。）。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
601	22258	<p>新エネルギー開発太陽光をはじめとするバイオマスエネルギー（自然エネルギー）の重点研究開発項目が漠然としている。第17回環境円卓会議でも話題となった予防原則としたリスク管理と評価および不確実性への対応を踏まえ、時空を越えた被害対策をする必要もある。</p> <p>そのため太陽光を考えるのであれば電池パネルの再生（廃棄物対応）が必須ではないかと考えられる。本件について別省庁にてすでに研究実施・検討中であれば私の勉強不足であります。</p> <p>22258において言及される事柄ではないかもしれないが、さまざまな研究・開発がnedoにおいて実施されていますが、民間活用（発電所設置）などに結び付けられる技術開発をお願いしたい。実際 ちがさき自然エネルギーネットワークでは市民活動の一環として太陽光を利用した発電所を設置運営実績がある団体が認知され、より活動が活発になるためには必須であると考えられる。別箇所にて言及箇所がある場合は、重点項目として太陽光エネルギーの積極的活用を記載していただく事はできるのかどうか。</p>
602	22264	<p>住民が直接政策決定事前時期に参画出来る機会は皆無にひとしく、環境影響審議会審査会、都市計画審議会等においても行政指導で人選が行われ形骸化した審議会等に終始しての政策決定であり、「協働」の言葉は機能していない。法的な拘束力のある審議会・協議会等で真の主権在民組織の徹底を図るべきである。</p>
603	22267	<p>工 地方公共団体の取組</p> <p>地方自治体は持続可能な開発、環境基本法のガイドラインを指針とした、地域の環境、経済、社会をふくむ基本計画を策定することを期待する旨を明記すべきである。</p> <p>この際とくに住民参画を前提とした計画策定が望ましい旨を強調すべきである。</p>
604	22269	<p>国民の代表である市議、県議、国会議員の教育・啓発について全くふれられていない。</p>
605	22273	<p>具体的には委託事業の実施などがこれまでも行われているが、NPO団体等では資金繰りの問題で事業開始時期が遅れるなどの事態が発生している。費用の先払いや融資ができるような仕組み作り、ファンドの設立など、財政的な支援策を検討していただきたい。</p> <p>また、環境省と民間団体・NPOがパートナーシップを組む場合、申請手続き等の事務処理が地方自治体と比較してノウハウを持ちえておらず、大きく時間がかかる事が多くみられるのでパートナーシップの推進のためにも改善を望む。</p>
606	22278	<p>・「環境教育・環境学習等の推進」では「公害」の問題は一言も触れられていない。地球環境問題をはじめ、さまざまな環境問題が課題として山積する今こそ、過去に学ぶ姿勢や、被害者の立場にたった思考を育むことが、教育の現場で重視されるべきではないか。公害の被害の実態をありのまま知ることが、子供たちが環境の大切さ、資源の大切さ、人権の大切さに気づく大きなきっかけとなる。</p>
607	22278	<p>全国の環境カウンセラーが積極的に各分野の環境学習に参加できる体制を至急整備すべきである。</p>
608	22280	<p>小学校から、週に一度は「環境」の時間を確保するべきである。各教科や総合学習の中ではどうしてももうやむやにされてしまいがちであるため。</p>
609	22280	<p>「環境問題を正しく理解し、環境を大切に作る心や態度を身に付け、環境の保全やより良い環境づくりに取り組むことができるよう～」とあるが、環境問題を理解し行動を起こさせるためには、いきなり知識を教えるより気付かせることが大事である。例えば、自然の素晴らしさ等を体験することで感動を覚え、その後に「大切な自然を守りたい」と感じることができる。こういった気付きから入る教育のほうが真に身につけやすく有効である。</p> <p>また、環境学習は地球に住む私達にとって最も重要な基本的知識のひとつであるので、義務教育のプログラムに入れることを検討すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
610	(21919 ~ 21921) 22280	女性が少ないといわれる科学分野への女性の参画を促し、成果を挙げるためにも、各主体への女性の参画、とりわけ大学の科学分野への女性の進出を促す施策が必要である。この分野への女性の進出が少ないのは、企業の採用行動による部分が多いので、ポジティブアクションとしてのクォータ制の取り入れも考える必要がある。
611	22280 ~ 22282	「社会人の学習の機会・内容をいっそう充実させるべきである」 環境基本計画の第2回点検結果「全般的評価」で、環境保全を進めることは経済の発展につながるかという問いに「大変そう思う」と回答した大人が23.9%だったのに対し、環境を守ると生活が豊かになるかという問いに「とてもそう思う」と回答した子どもは54.3%だった。設問の違いはあるが、第一部にある「社会経済活動や生活様式を根本から見直すことが急務」を実現するには、大人＝社会人の意識の変革が重要である。 学校教育が重要であることは当然だが、環境問題は原因を作っているのも解決の主体となるのも基本的には社会人である。社会の変化につれて常に変化する環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するには、社会人が学習する機会・学習内容の充実を図ることが急務である。第8節の施策の基本的方向では、そのことが表されているが、具体的な施策では学校教育に比べ社会人対象のものは具体性に欠ける。 人類の生存基盤に関わるような課題が生じているという認識の共有がまずは必要であり、そのうえで、本基本計画づくりに参画するような、社会の未来像（ビジョン）を自らでつくる機会や、そのための手法づくりも重要である。
612	22281	「インターネット等を活用して」とあるが、日常的にインターネットを使用する環境にない国民も少なからず存在する。インターネットの活用を否定するものではないが、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスターなど従来から親しんでいる媒体も活用することを希望したい。 また、22312で示された国際的な環境教育の取組と同様に、国内の「地域における環境教育・環境学習の推進のため」にも、NGO/NPOへのサポートやネットワークの構築が必要である。
613	22281	環境教育・環境学習等の推進の場として、動物園は有効です。恐らく、この記述の中で動物園は、「社会教育施設」の中に入れて提案されていると思われるが、「動物園」として独立して併記すべき活動の実績と可能性がある。特別に企画したプログラムはもちろん、日常的に小学校や中学校をはじめとする学生の動物園学習を支援し、また、展示そのものが環境教育的配慮のもと、つくられているからである。
614	22281	そもそも、「社会教育施設」には広く「環境学習施設」も含まれるのではないかと。（前者は社会教育法に定義がありますが、後者の明確な定義づけはないのではないかとと思われる。）そうであれば、役所の縦割りでこの2つを書くのではなく、「社会教育施設、とりわけ動物園や水族館、環境学習施設等」というようなかたちで、国民にわかりやすいかたちで表記するべきではないかと思われる。
615	22304	「アジア太平洋環境会議（エコアジア）」について記述しているが、「地元自治体と協力してやっていく」ことを記載すべきである。平成17年度は、岐阜県で開催されたが、地元岐阜県も100名を超える職員を出すなど協力し、環境省と岐阜県の共催として開催された。
616	22305	現在、環境への取組みの考え方は、環境省、経済産業省、農林水産省、財務省など、ずれがあるようにみえる。たとえば、国際条約会議での意思決定の方法などは、各省庁でおこなっている場合がある。 その改善のため、以下を追加すべきである。 「環境分野の法制度作成にあたり、各省の横断的な意見交換をはかり、方針の一貫性をもつ。そのためには、特別グループを設置して、各省の利害関係と理解し、同じ課題解決のスタイルをとること」
617	22307	「...、環境分野における配慮がこれらの協定にさらに反映されるよう...」とあるが、共通であるが差異有る責任分担を基本とする衡平負担が原則であることから、「...協定にさらに衡平に反映されるよう...」と修正すべきである。



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第二部第2章）

番号	整理番号	意見
618	22307	W T Oに関する記述で貿易と相互支持性強化のための議論を進めると明記されているが、自国の生態系保全がW T Oによって阻害されないよう、生物多様性の保全がW T Oより重要であることを明記すべきである。
619	22310 22218	「調査研究、監視・観測にかかわる国際的連携の確保」 技術と経験を踏まえたわかりやすい情報発信、評価システム、構築には基礎データと処理インフラが不可欠である。現在世界第4位まで転落した「地球シミュレータ」についてどのように研究開発とその活用をすすめるのか。受託開発企業や関連省庁のコンセンサスをとるためにも下記リスクコミュニケーションにおける合意形成の社会システム研究が昼用である。また、本基本調査、観測データは環境評価基準策定の必須事項ではないだろうか。
620	22312	シンクタンク的な役割を担うNGO/NPOとの意見交換の場を持つことには賛成であるが、そのようなNGO/NPOを育成するための資金的な援助や事務所の提供などの支援を強化すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第三部）

番号	整理番号	意見
621	30000	地方自治体は、国に準じた総合的な計画を、住民を特に参画の主体として策定し持続可能な社会を創造することが期待される旨を文脈に入れてほしい。 基本計画の総合ガイドラインを各主体向けに発行してもらいたい。
622	30101	国や自治体が新たに政策立案をする際には環境影響評価を実施し、代替案の中で温室効果ガス排出が最小のものを選択すべきである。また、このことを担保するために戦略アセスメントを法制化すべきである。
623	30101	環境省、経済産業省、農林水産省、国土交通省を始めとする関係省庁の連携をさらに強化すると共に、3年後を目標にこれらの省庁の関係部局を統合し、持続可能な社会の構築を目的とする「持続可能な社会省(仮称)」の設置を検討することを明記すべきである。
624	30301	環境計画が各種の開発計画に対しても優先する効力を持つことを明記すべきである。 (意見の理由) 環境計画と他の計画との効力関係については、「国の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするものは、環境基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します」とされているが、これでは開発計画に対しては環境基本計画は何の歯止めとはならず、環境破壊がすすむだけである。環境基本法19条は、「国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない」と定めているのだから、開発計画といえども「環境に影響を及ぼす」場合には、環境に配慮する義務が課せられている以上、この場合に、この環境配慮を具体化した環境基本計画にしたがうべきは当然である。 よって、「国の他の計画のうち、専ら環境の保全を目的とするもの」について環境基本計画との整合性を要求するのは、上記規定にも反するもので失当である。
625	30301	国の他の政策との関連では、環境の保全を目的にするものに限らず、影響のあるものについては環境基本計画を優先すべきである。また、このことを担保するために戦略アセスメントを法制化すべきである。
626	30301	「環境の保全に関する国の基本的な計画である環境基本計画と国の他の計画との間では、環境の保全に関しては、環境基本計画との調和が保たれたものであることが重要」とされるが、「環境の保全に関しては、環境基本計画が優先する」とすべきである。また、「専ら環境の保全を目的とするものは、環境基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進」するとの記述も、「環境基本計画に沿って策定、推進」とすべきである。 公害対策基本法の「環境と経済との調和条項」が削除されて、公害対策が大きく前進した歴史に学ぶべきである。
627	30301	各種計画との連携で”国は環境に影響を及ぼすと認められる計画を策定・・・保全に配慮・・・”の文章は当然のことでおかしい。他の省庁や部局が策定する各種の基本計画策定に際し、例え環境に関係しないと思われる計画書であっても、環境側面から検討、評価され本環境基本計画が上位計画として反映されねばならない。国に限らず地方行政機関も含め、基本計画文書は環境側面から評価され策定するのが基本にされるべきである。
628	30301	環境に関係する政策は、その政策が環境を主目的にするか否かにかかわらず、環境基本計画が優先することとすべきである。環境基本計画に反する、あるいは、矛盾する政策は変更あるいは中止され、環境負荷の少ないものにつくりかえられるべきである。
629	30301	災害について環境に大きな影響を及ぼすものであるが、防災基本計画などの諸計画とリンクすべきである。
630	30401	基本計画の進捗状況をチェックしその結果を公表すべきである。

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（第三部）

番号	整理番号	意見
631	30401	<p>「環境基本計画」の国民その他各主体への広報            計画の実施状況の点検、結果については、毎年環境白書でも示されるものと思われる。しかし、環境白書の中での概略的な報告だけではなく、より具体的な「計画の進捗状況」、「点検の結果」、「計画の見直しの有無」についての報告（パンフ、ネットその他）を、国民その他各主体に対し、定期的（最低でも毎年1回）に実施すべきである。</p>
632	30401	<p>基本計画の進捗状況を評価するためには、中央環境審議会とは独立した第三者評価委員会を設けて、行うべきである。この評価委員会の委員構成に関しては、学識経験者や業界関係者と同数の市民や消費者を代表する委員を選び、委員の人数の公平性を担保すべきである。その上で、評価委員会が独自に評価方法を決め、定期的に年次報告的な評価を行い、場合によっては、計画の見直し、目標の是正などを勧告できるようにするべきである。</p>
633	30401	<p>環境省の政策に限らず全ての環境政策について、計画時に政策効果（達成できる対策の種類、指標、目標値）を明示し、代替案の比較を義務づけて最良のものを選択すべきである。これを中間段階・事後に必ず評価を実施し不十分なら追加政策をとることを実施すべきである。また、計画策定時、中間点検時、事後には市民・NGOや専門家など第三者の審査を得るべきであり、自己評価に終わらないようにすべきである。</p>
634	30401	<p>点検・評価は環境省から独立した第三者機関を設け、そこが行なうことが必要である。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（全体的な意見、その他）

番号	整理番号	意見
635	特になし	<p>「環境問題」に対する「後ろ向きな発想」を払拭するためにも実際に&lt;持続可能社会モデル地区(エコビレッジ・エコ村)&gt;をつくって、そこで面白おかしく生きていく生き方を提示する。          &lt;持続可能社会モデル地区(エコビレッジ・エコ村)&gt;以下、「エコビレッジ」と呼ぶ。          以下で「エコビレッジ」構想を判りやすく箇条書きでご説明する。          「エコビレッジ」構想          「グループホーム」構想（MAXで、9人というグループホームをエコビレッジ内に建てることで、高齢化社会対策の解決に繋がる）          有機農業を行い循環社会を目指す。          太陽光発電（エコビレッジの建物には太陽光発電をつける。）          風力発電（エコビレッジ内に風力発電を設置）          小型水力発電（エコビレッジ内に小型水力発電を設置）          堆肥発電の研究          等々</p>
636	特になし	<p>【サステナブルRFIDベルマーク早期導入案】          （略）          環境面：リターナブル リライト リユース リサイクル リデュース（5R）と 多言語環境開示と環境の可視化社会面：環境税代替（環境オリンピック）、消費者利便性、安全と安心の提供（トレーサビリティ）、小中学生の環境教育、教育へのベルマーク効果、偽造撲滅、（通関業務簡素化）品質保証経済面：SCM・PLM・CRM・SRM効果、物流効率化（グリーン）、スピード化、SOX法対応、標準化促進日本のRFID周辺技術と企業：リターナブルホルダー製品とそのグローバル性、リライタブル製品、（21）装着技術（ウェアラブルID等ソースタギング）、（22）家電・自動車部品製造技術</p> <p>RFID化の最大の課題（阻害要因）を解決し、企業・消費者・環境協力者のメリットの最大化狙える。          a, 高い（RFIDと機器）、***リユースでコスト減（受益者負担課金技術考慮必要）          b, 精度、***各種RFID利用環境対応ホルダーと遮断技術、リライタブルで精度確保          c, 誰が添付するか、***課金方式で受益者負担と環境・社会貢献還元による費用負担とリユース          d, 消費者の利便性皆無、***消費者が安全（小学生）確保、洗濯の負荷低減、賞味期限の管理、家庭でのエネルギー消費削減、盗難防止、ホームセキュリティ確保          e, そして誰が回収するか、***回収した人が利益を得る（ベルマークのゆえん）、小中学生、NPO, NGO, 回収者がその利益を得る。環境オリンピックで世界的運動に持ち込めると考える。梱包RFIDラベルも含まれる。          f, 既存の製品にいかにか装着/するか、***5年間RFID化をしていますですが誰もその方法を考えていない。          g, いかにか世界標準とするか、***日本企業で80カ国に展開するリターナブル製品を世界である業界で50%の世界シェアを持っている企業である。彼らも偽造対策にRFIDの利用を考えている。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（全体的な意見、その他）

番号	整理番号	意見
637	全体	<p>文章はよくまとまっているのですが（だからこそかもしれないが）、非常に内容がわかりづらい。計画については、まず日本が目指すべき目標 それに対して行ってきた施策（特に、第一次環境基本計画策定の背景と内容、その達成度、第二次計画についても同様） そこからどういう問題点があってそのための今回の計画作りなのか 第三次計画の内容へ。という流れであるべきだが、それが、まったく分からない。これでは計画を作る意味も第一次から第三次へとつなげていく意味もない空虚なものになってしまう。事実、第三次計画の内容を読んでも、具体的な目指す方向、達成目標と、具体的にを行う施策があるのかどうかすらよく分からない。</p>
638	全体的な構成と内容	<p>全体を二部構成とし、第一部には、今後25年間になすべき行動計画として、この期間内に達成すべき 目標（Goal）（定量化できるものは数値目標とし、不可能な場合のみ、定性的な目標提示とし、かつ長期・中期・短期にわけ）、この各目標達成のための 目的（objective）と行動（action）を、必要最小限度のことばで具体的に明示し、原案のような記述部分は説明部分として第二部にまわす。</p> <p>（意見の理由）            第一に、原案の記述は、総花的・一般的・抽象的にすぎて、無内容なものとなっている部分が少なくない。            第二に、全体のトーンは、「何でもやります、何でもできます、お任せください」式の官僚作文・答弁に終始している感を否めない。行政にたいする批判と課題設定の視点にも乏しい。            第三に、以上は、原案が、各省庁の政策・計画・プログラムを無批判かつ縦割りの、ホチキスで止めたような体裁となっていることに由来すると思われる。</p> <p>よって、環境基本計画は、基本的に、行政にたいする課題設定であり、少なくとも行政にたいする規範的・実効的な効力をもたせるために、全体の構成と内容を見直す必要がある。</p>
639	<p>リスクコミュニケーションについて            11104、11105、11109            11023、11205、21128            21223</p>	<p>流通産業界と航空・自動車合同対策としての積載、運送対策            リスクコミュニケーション実施            生態系全体として、酸性雨の考慮が欠如しているのではないかと丹沢の立ち枯れは鹿害のみではない。リスクコミュニケーションは大企業が「環境対策」している印になることを回避するための監視機関の設置に対する記載がない。また、別箇所で記載しているのか。            22266 における事業者の取り組みの一環として是非とも実施するべきである。</p>
640	<p>11117、11109            12304            221C5</p>	<p>絶滅に瀕している動物の実情がまるで記載されていない。            実際には山道において交通事故が多発するため、身の保全のため固体移動が減少、近親交配が進んだ結果となっていることが考慮されているのか。また、別箇所で記載しているのか。            また、森林による環境保全がもっとも確実にCO<sub>2</sub>、SO<sub>2</sub>半減策は雑木林（ブナ）の保水力と浄化力を利用することを考慮する必要があるのではないかと。            野生動物のみならず、野犬・猫についての一部以外関係者がおこなった遺伝子操作による奇形や不十分な知識で放棄された動物についての処理が必須である。また、同様の事例を防ぐため飼育者の教育、地域ぐるみの協力関係が必要であるため、その記載すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（全体的な意見、その他）

番号	整理番号	意見
641	12102、12103、12404 11209、21128、21551 21838、22107、22192	<p>経済的インセンティブについて事業者だけでなく、市民一人頭の借金決済ができるようなシステムを作る必要があるのではないかと。互いの知識・情報交換のみならず、行政府や議員への勉強会（教育）についても報酬としての決済ができるシステムをもうける必要がある。電気自動車導入融資制度が事業者にはあるが個人としての補助がない。すべてボランティアというのは団塊世代であるシルバーパワー活用に関しては積極的に実施することとなり全く良いことである。実際、就労者自身が担う必要があり、「日本の50年後」を考慮すると、現職就労者や主婦層について積極的に活用するなどの施策が必要となる。就労者に対しては、上記のような活動時について有給扱いとし、企業査定に一切関係なしとするような措置を執るなどの配慮が無い限り参加者あるいは知識提供は難しいのではないかと考える。</p> <p>人材が絶対的多数の大企業は就業者の3%にすぎず、中小企業についての施策は具体的にどのように行うのか。</p>
642	全体	<p>過去の環境基本計画とそれに対する施策・事業等の評価・検証についてはどうなっているのか。企業の「環境報告書」に対して第三者による審査が検討されているのと同じように、環境基本計画についても第三者機関による透明性のある評価・検証システムを確立し、結果を広く公表するべきである。</p>
643	データの収集について 10004 21653～21655 221E2～221E6	<p>10004（我々が目指すべき社会）において「環境的側面、社会的側面、経済的側面が複雑に関わっている現代において、恵み豊かな環境を継承していくためには、社会経済システムに環境配慮が織り込まれていく必要がある。他方で、環境的側面から持続可能であるためにも、社会、経済の側面についても健全で持続的でなければなりません。」という記述がある。この点は非常に重要な指摘である。</p> <p>しかしながら、21653-5、および221E2-6で述べられている自然環境データの収集・整備には、社会的側面、経済的側面に係る情報の収集・整備が明記されておらず、特に、生物多様性が失われたり、自然公園において環境が損なわれていたりする背景には、人間の開発や利用も大きく関わっている。自然環境に関わりのある社会科学データ（例えば、自然公園における施設整備のインベントリーや湖沼や山岳の利用者数の把握など）も同時に整備する必要がある。</p> <p>具体的には以下のような修正案を提案する。</p> <p>21654の修正案 ア 生物多様性の保全を図るため、全国的、さらには特に関係の深い東アジア等も視野に入れた、より広域的な観点に立ち、自然環境・社会環境の現状と時系列的な変化を的確に捉える科学的かつ客観的な自然環境・社会環境データの一層の集積を図り、それらを通じて生物多様性保全に向けた様々な主体による取組のための基礎的条件の整備が必要です。そのためには、各省庁間の連携、国と地方・民間との連携等を通じたデータの収集・提供等の体制の整備が不可欠です。</p> <p>21655の修正案 イ 環境省、農林水産省、国土交通省をはじめとする関係各省庁等の実施する調査から得られる各種の自然環境・社会環境データについて、国、地方、NPO等の各主体におけるデータ整備の進展を踏まえ、情報の相互利用を進める体制を構築します。また、定点における継続的なモニタリング調査の充実にも取り組んでいきます。さらに、フィールド調査、自然科学、社会科学等の研究などに携わる人材の養成、海外を含めた大学や地方・民間の調査研究機関、博物館等相互のネットワークの強化等を通じて、情報の共有と公開に取り組みます。こうした体制整備等を通じて、自然環境・社会環境データの充実を目指します。</p>
644	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境計画を立てる基本指針として予防原則を明示すべきである。</li> <li>・農業問題について触れられていない。無農薬有機農法の推進、従前の機械化優先の農地改良の抜本的な見直し、冬季湛水など、生きものに優しい環境配慮型農業の積極的な推進を図るべきである。</li> </ul>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（全体的な意見、その他）

番号	整理番号	意見
645	化学物質の環境リスク分野	<p>1．2020年目標を達成するためのSAICMの考え方を反映させたとのことだが、それにはこれまでの取組の単なる延長ではなく、革新的な取組が不可欠と考えるが、そのような部分がどこにあるのか。原案を見る限りでは、見当たらない。</p> <p>2．また本環境基本計画とSAICM国内実施計画とは本質的に異なるものであることを確認願いたい。前者はあくまで政府による行政文書であり、後者はSAICM文書に準拠し、開かれた、包括的、参加型で透明な方法により策定されるものである。</p>
646	全体	<p>環境基本計画の策定にあたって以下の方針が反映されることを望む。</p> <p>(1)自然資源は、次の世代を含めた人類全体の共有財産である、という考えが定着する。 日本では、自然資源は誰のものでもないで利用は誰にも妨げられない、との考えがあり、自然資源の利用を管理することに抵抗がある社会のようである。しかし、地域や世代を越えたすべての人類が、自然資源を平等に利用する権利がある。そのため、かぎりある資源を利用するには国際的な共通ルールが必要であるとの理解があたりまえになる社会になることが必要である。</p> <p>(2)野生生物の保護に役立つような消費がおこなわれる。 過剰・無理解・無秩序な消費は、生態系の保全を脅かすものとなる。一方、野生の動植物の利用は、地域経済の発展に役立つ場合があり、それが保護への関心が高まる要因になることがある。野生生物の保護にも貢献し、かつ地域の人々の生活が安定するような、適切・賢明・秩序ある消費ができるしくみづくりが必要である。</p>
647	パブコメについて	<p>本計画案の意見募集の実効性確保 今回のパブリックコメントは2月3日～28日という短い期間を限って募集されています。通常の課題についてであれば、行政の円滑・迅速な遂行という要請もよくわかるため、短期間で募集もやむを得ない面があると理解するが、本件のように長期的な施策の大綱を定めるという場面で、しかも国民の参画・協働を促進することを本計画の内容の一つとして挙げていながら、このような短い期限を設けることについては疑問を禁じ得ない。本当に国民の参画を推進したいと考えるのであれば、このような短期間に、計画案本文のみを示して何ら判断材料となる資料を付さずに意見募集するという手続にはならないはずである。 私たち国民も、地球環境の行く末について深く憂慮しており、様々な知恵や技術をもつ人たちがたくさんいる。本当の意味での参画・協働をしたいと願い、そのためには協力を惜しまない人はたくさんいるのであるから、国民の意見を本当に活用しようと努めること、そのためにはどうしたらいいかを本気で考慮すべきである。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（全体的な意見、その他）

番号	整理番号	意見
648	原子力について	<p>1 原子力利用を環境問題として扱い、温暖化対策として利用すべきではない</p> <p>原子力発電をすると、ウランの採鉱、精錬、濃縮、成型・加工、原発の運転、放射性廃棄物の処理・処分のいずれの過程でも被曝の問題が発生する。</p> <p>とりわけ、原子炉内では、核分裂の結果、核分裂産物とその崩壊生成物（いわゆる死の灰）が大量に発生する。しかも核分裂の仕方は一定ではないので、性質の異なる多種の放射性物質が生成される。それぞれの核種の半減期（放射性崩壊により、その核種がある時刻から半分になるまでの時間）は異なり、放射性崩壊により放出される放射線の種類も異なり、人体への影響の仕方も異なる。また、崩壊熱も発する。これらの管理の困難な放射性物質を長期間（核種によっては半減期が何億年にもなり責任もてる期間ではない）にわたり安全に社会から隔離しなければ重大な環境被害を発生させることになる。</p> <p>原子力発電から使用済燃料は、100万kw級の原発で毎年25tU発生し、日本全体で1000tU発生する。この高レベル放射性廃棄物の安全な処理処分の方法は未だ発見されていない。その他に中低レベル放射性廃棄物も日々発生し、中レベル放射性廃棄物の処分場は未定の状態である。</p> <p>これらの放射性物質は環境へ害悪を与えることは間違いないにもかかわらず、環境問題の1分野として扱おうとする視点が全く無い。そればかりか、地球温暖化対策として積極的利用を薦めているのはもっての外である。</p> <p>原子力利用は環境問題となることを明らかにして、地球温暖化対策として利用してはならないことを確認すべきである。</p> <p>2 「不確実性を踏まえた施策決定等」からいって原子力発電の推進はすべきではない</p> <p>第三次環境基本計画案において「科学的知見は常に不確実性を有するから、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に問題が発生した段階で生じる被害や対策コストが非常に大きくなる問題や、一度生じると将来世代に及ぶ取り返しがつかない影響をもたらす可能性がある問題について、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて講じ、その場合には最大限の情報を基にしつつ、迅速な具体的な対策の検討を進めていく必要がある」と述べている。</p> <p>原子力発電所は、一旦重大事故が発生すると甚大な被害を長期間にわたり広範囲に及ぼすものである。1986年のチェルノブイリ事故で学び、20年後の現在も被害は進行中である。まさに、問題が発生した段階で生じる被害や対策コストが非常に大きくなる問題であり、一度生じると取り返しがつかず、将来世代に及ぶ影響をもたらす可能性がある問題である。従って、最大限の情報を基にした迅速な具体的予防策を講じなければならない。</p> <p>しかるに「安全性の確保を前提とした原子力の開発利用」をすすめているのは、科学的知見が不確実性を有することを認めながら、こと原子力についてはこれを無視し、安全性確保ができることを前提に開発利用を推し進めているものであって、間違った考え方である。</p>
649	湿地について	<p>1 湿地破壊の深刻な現状が改善されていないこと、とりわけ公共事業による湿地破壊が深刻であることの認識が欠如している</p> <p>2 湿地の保全を、生物多様性の側面からのみ取り上げ、それに解消するのではなく、湿地の多様な価値を踏まえた独自の課題として取り上げるべきである。</p> <p>3 ラムサール条約を国内において推進するための国内法を整備し、国家湿地政策を策定することを明記すべきである。</p> <p>4 ラムサール条約登録湿地指定に関し、中長期の数値目標を掲げると同時に、登録湿地については、それぞれ個別に、保全目標、保全のための戦略と行動計画を策定することを明確にし、登録湿地が湿地保全のモデルとなることを明記すべきである。</p>



第三次環境基本計画（案）に対する御意見（全体的な意見、その他）

番号	整理番号	意見
650	全体について	<p>国が主導し、国が国民を動かすように見える。また、あらゆるところに国民が出てくるが、国民というと日本に暮らす定住外国人は含まれないことになる。環境問題は国民ではなく日本に住むあらゆる人を主体にしなければならないので、国民という表現を他の言葉に置き換える、例えば市民・生活者等。環境問題については、国は実行可能なデータを示し、これを達成するには何が必要かを明確にした指針を立て、各主体はどのように対処するかを自ら考え、自ら選択・実行する。国がこうなさいというのでは、ここまで来てしまった多くの環境問題は解決できない。また、CO2削減等で大きな部分を占めるものとして家庭部門を挙げながら、家庭の主体的生活者である女性の参画・参加がどこにも見えない。女性の参加なくして環境改善は勿論次世代の環境教育も確実にできない。1992年の地球サミットにおいて合意されたアジェンダ21には女性の役割の条項が設けられた。この視点が消えた第三次環境基本計画（案）は承認できない。</p>
651	全体について	<p>第三次環境基本計画(案)では、環境を自然として取り扱っているようであるが、環境を、地球環境・自然環境・生活環境・文化環境、としてそれぞれの環境として捉え、各々の項目をしっかりと確認して対応せねばならないと思われる。現在、ただ「自然」として取りあつかっているために、問題点として指摘されたところなど気付いたものの羅列のみの内容が示しているように見える。環境を良くつかめていないようで、解っていないように感じる。</p>
652	教育について	<p>環境教育として、確立することを決め、学校教育、社会教育、体験学習などその役割をこれから確立して行けばよいと思う。そのためのお膳立てを決めておくべきである。</p> <p>a. 体験学習は、成長段階のお子さんが、環境を体験し、自分が生きて行く一生の環境基準を確立する時期に環境を取得する機会である。現在の環境と良好な環境を体験することが重要である。</p> <p>b. 社会教育は、環境の変化が大きく、成長段階で獲得した環境基準だけでは生活に不便を来すための、再教育の場である。また、社会生活を豊かにするための教育である。科学技術の進歩は、社会生活を転換する程に影響を与えている。この新しい環境への対応(流されない)のための教育(環境教育)が必要である。</p> <p>c. 学校教育は、文化を発達するための学問を学ぶところである。</p> <p>この様な、おおよその枠組みの中で、持続可能な開発のための教育、環境教育をどの様に位置づけして行くかの問題ではないか。</p>
653	用語について	<p>新しいカタカナ語は前回のごとく、まとめて用語解説を作りたい。</p> <p>例えば、"スローフード" # 1 2 1 0 4 ; "スローライフ" # 1 2 1 0 4 # 2 1 8 2 3 ; "サービサイジング" # 2 1 2 1 3 ; "モーダルシフト" # 2 1 3 2 9 ;</p> <p>またB E Pを"環境のための最良の慣行"と訳しているが# 2 1 5 4 6、Practicesの"慣行"はこの場合弱いように思われる。"実践"などが考えられる。</p> <p>化審法ではG L Pを"最良試験所基準"と訳している。</p> <p>暴露は、曝露または ばく露の方が良い。</p>

第三次環境基本計画（案）に対する御意見（全体的な意見、その他）

番号	整理番号	意見
654	全体	<p>この「第三次環境基本計画」は、「『環境の世紀』としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋を始め、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示した」とされ、「2025年頃までに実現すべき社会を見据えながら、当面の環境政策の方向と取組の枠組みを明らかに」するものだとされる。</p> <p>そのためには、まず「公害の世紀」ともいわれる20世紀の公害・環境問題とそれへの対策の総括がなされることが不可欠であるにもかかわらず、まったくこうした検討がなされていない。この「基本計画」には、「公害」という単語がほとんどでてこないことに象徴されるように、これまでの公害・環境行政の評価や分析が極めて不十分であり、公害被害者に関する記述も極めて少ない。縦割りの行政の弊害や課題についても分析や記述がなく、従って、これまでの縦割りの行政が継承されることが前提の計画になっていると言わざるを得ない。環境対策を効果的に実施するには、欧州の「統合的汚染管理」のような複数の環境問題を統合的に対処する考え方が必要である。また、省庁間の実施調整機関を設置したり、国と地方自治体との連携を財政や人材の面で保証すべきであるのに、こうした検討や計画はほとんどない。</p>
655	11108, 11109, 11113, 11208, 12102, 12103, 12104, 12203, 12402, 21213, 21221, 21232, 21621, 21622, 21703, 21704, 21709, 21710, 21711, 21712, 21713, 21714, 21715, 21745, 21823, 21830, 21834, 21A05	<p>環境問題が、幅広い分野に理解されなければ効果的な、課題解決の取組にならない。例えば国民生活で共通認識を持てる「食」について生産現場から流通・消費に到るまで、関連性があると思われる内容を各項目により取り上げてみた。</p> <p>現状、課題、重点分野ごとの環境政策、国際的取組に係る施策、計画の効果的実施と順次組み立てていった場合、現状について、分析内容が消極的ではないか、そのことにより計画策定に着手した場合、緊急性に乏しい内容にならないか。また、省庁間連携において環境に関わることが最優先にされるべきで、環境省が各省庁に指摘出来る機能が明確であっても良いと思われる。</p>
656	特定なし	<p>港則法を改正して、港内では船舶よりのCO2の排出を禁止する規制を設ける。</p> <p>沖合の停泊中の船も重油を炊いて発電している。これを電池にする。</p> <p>上記を実行しない船舶からは、環境税を徴収する。</p> <p>航海中の船舶は出力を20%の低下を図り、速力を約1ノット下げて燃料の節約を図る。</p> <p>新エネルギーを使用して、船舶が地球温暖化防止、大気汚染防止に役立てる優等生になる。</p> <p>太陽電池の使用を普及し、地球温暖化防止と大気汚染防止に努める。</p> <p>潮流発電機を開発して、漁船のLiイオン二次電池の電気推進機用の電池に充電して化石燃料なしで漁業ができるようにしてほしい。</p> <p>海流発電機の充電料は市町村で処理する。</p> <p>研究すればまだまだ化石燃料なしで大気汚染防止ができる。</p>
657	全体について	<p>人口の減少は大きな問題だと思う。この人口減少を踏まえた長期的なシナリオを記載すべきである。</p>